

令和 7 年

笛吹市議会
第 3 回定例会会議録

令和 7 年 9 月 2 日 開会

令和 7 年 9 月 26 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第144号

令和7年笛吹市議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月25日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和7年9月2日

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

不応招議員（なし）

令和 7 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 2 日

令和 7 年笛吹市議会第 2 回定例会

1. 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 9 月 2 日
午後 1 時 3 0 分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 決算審査報告
- 日程第 6 報告第 5 号 令和 6 年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第 6 5 号 笛吹市職員の育児休業等に関する条例及び笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6 6 号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6 7 号 笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 6 8 号 笛吹市健康増進施設条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 6 9 号 笛吹市学童保育室条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 7 0 号 笛吹市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 7 1 号 笛吹市下水道条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 7 2 号 令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 15 議案第 7 3 号 令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 7 4 号 令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 7 5 号 令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 7 6 号 令和 7 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 7 7 号 令和 7 年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 7 8 号 令和 7 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 7 9 号 令和 7 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第22	議案第80号	令和7年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第23	議案第81号	令和7年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第24	議案第82号	令和7年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第25	議案第83号	令和7年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第26	議案第84号	令和7年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第27	議案第85号	令和7年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第28	議案第86号	令和7年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第29	議案第87号	令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第30	議案第88号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第31	議案第89号	令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第32	議案第90号	令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第33	議案第91号	令和6年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第34	議案第92号	令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第35	議案第93号	令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第36	議案第94号	令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第37	議案第95号	令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第38	議案第96号	令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第39	議案第97号	令和6年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第40	議案第98号	令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第41	議案第99号	令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第42	議案第100号	令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第43 議案第101号 令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第44 議案第102号 令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第45 議案第103号 令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第46 議案第104号 令和6年度笛吹市水道事業会計決算認定について
- 日程第47 議案第105号 令和6年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
- 日程第48 議案第106号 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第49 議案第107号 令和6年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第50 議案第108号 令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計決算認定について
- 日程第51 議案第109号 変更契約の締結について（御坂中学校校舎改築工事（建築主体）（債務））
- 日程第52 議案第110号 変更契約の締結について（御坂中学校校舎改築工事（電気設備）（債務））
- 日程第53 議案第111号 変更契約の締結について（御坂中学校校舎改築工事（機械設備）（債務））
- 日程第54 議案第112号 動産の取得について（御坂中学校備品購入（家具・電化製品））
- 日程第55 議案第113号 市道廃止について

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 会議録署名議員

11番 河野智子

12番 荻野謙一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市長	山下政樹	副市長	深澤和仁
教育長	望月栄一	総務部長	小林匡
総合政策部長	小澤宏之	会計管理者	金井久
市民生活部長	太田孝生	保健福祉部長	岩間正剛
子供すこやか部長	田中暁子	産業観光部長	河野英明
建設部長	島村秀忠	公営企業部長	佐藤みのり
教育部長	手塚克己	総務課長	坪寛
政策課長	萩原昭	財政課長	柿嶋信
消防長	鵜川功		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井上博之
議会書記	橘田美穂子
議会書記	小澤卓也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年笛吹市議会第3回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことを心から御礼を申し上げます。

今年も猛暑続きの夏でありました。その中、熱闘が続いた甲子園で、山梨県代表の山梨学院高等学校が準決勝まで進んだことは、このうだるような暑さを吹き飛ばすかのような快進撃となりました。

その山梨学院高等学校に勝ちました沖縄県代表の沖縄尚学高等学校が初優勝をいたしました。戦後80年の節目の夏に、沖縄県の学校が優勝するのも巡り合わせなのかなと思うところがありました。

さて、季節も秋の気配とともに、桃などの夏の果物から、ぶどうや柿などの秋の果物の収穫に移ろうとしております。この時期になりますと、飯田龍太先生の俳句、「新米といふよろこびのかすかなり」を思い出します。

青々となびいていた田んぼが、やがて黄金色に輝く新米を収穫できた喜びと安堵というものはかすかに、ほのかにゆっくりと訪れる喜びを表した句であると思います。

米だけでなく、農業に従事する者は、実りの秋に至るまで空を見上げ、土と語りながら1年365日を働くからこそ、収穫したものを目の前にしたときに喜びをじわりと感ずることと思います。

本市の農業と観光、種を蒔き続けている諸施策がさらによく実り、地域の活性化向上につながることを熱望いたします。また、市内に多くの観光客が訪れ、旬の味覚を味わっていただくことを願っております。

これからも市民の皆さまの尊いご意見をいただきながら、市長をはじめ市職員、そして議会が一丸となって、市の活性化のために取り組みたいと考えておりますので、皆さま方のご協力を賜りますようお願いをいたします。

さて、今議会には、市長より報告案件1件、議案といたしまして、条例、補正、その他および決算認定に伴う案件が49案、合計50案件が提案されております。

議員の皆さま方には、会期中、格別のご精励を賜り、活発なご審議をいただけますよう心よりお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのあいさつといたします。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いをいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われています。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第11番 河野智子君および

議席第12番 荻野謙一君

の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（神宮司正人君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月2日から9月26日までの25日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月2日から9月26日までの25日間と決定いたしました。

○議長（神宮司正人君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

監査委員から令和7年5月分から令和7年7月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第6 報告第5号から日程第55 議案第113号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和7年笛吹市議会第3回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、笛吹市夏祭りについてです。

7月20日から8月17日まで、16回開催した「笛吹川石和鵜飼」には、延べ1万5千人が訪れ、伝統ある全国唯一の「徒歩鵜」を多くの皆様が観覧されました。

併せて、1回2組限定の鵜匠体験には、32組、48人が参加し、実際に鵜匠の姿に扮して川の中で鵜を操るという、ここでしかできない体験に、参加者は目を輝かせて楽しんでおりました。

また、8月24日には、笛吹市夏祭りのフィナーレを飾る「第61回石和温泉花火大会」を開催し、5万人を超える多くの来場客で賑わいました。

今年から打ち上げ範囲を拡大し、河川敷を広く使って花火を打ち上げるとともに、これまで市役所本庁舎前にあった出店スペースを上流と下流に分けて配置することで、会場内のスペースを広く確保し、より多くの皆さまが安全に花火を楽しむことができるよう環境整備を行いました。

1万発を超える花火が、見上げる夜空一面に打ち上がり、色とりどりの大輪の花を咲かせると、その圧倒的な迫力と美しい光景に、会場からは大きな歓声が上がりました。

次に、県中学校総合体育大会の結果についてです。

7月25日から30日まで、県中学校総合体育大会が開催され、出場した選手それぞれが、これまで積み重ねてきた練習の成果を精一杯発揮しました。

石和中学校のサッカー部男子、ソフトテニス部男子団体、相撲個人、御坂中学校の新体操個人総合、浅川中学校のソフトテニス男子個人において、見事優勝の栄誉に輝いたほか、多くの選手、チームが優秀な成績を収めました。

浅川中学校のソフトテニス男子個人、陸上女子200メートルは、8月に行われた全国大会にも出場し、大いに健闘しました。

次に、「子育て世帯への食料支援」についてです。

本市では、夏休みや冬休みなどの学校給食が提供されない期間を中心に、子どもの食事が安定して確保されるよう、認定NPO法人フードバンク山梨と連携し、平成28年度から、子育て中の生活困窮世帯への食料支援を行っております。

昨年度に引き続き、本市の「子ども家庭支援事業」とフードバンク山梨の「こども支援プロジェクト」により、7月、8月、12月に食料支援を行うこととしており、7月と8月には、対象の約200世帯に食品を送りました。

また、8月13日には、フードバンク山梨が実施する、食品配送作業のボランティア活動に、私と教育長で参加してきました。

当日は、ボランティアとして集まった高校生や一般の方たちとともに、支援を必要としている家庭の皆さまの笑顔につながることを願いながら、配送する食品の箱詰めなどを行いました。

高校生たち若い世代に、支援を必要とする方を支えようという気持ちが広がっていることを実感でき、大変有意義な経験でありました。

次に、上下水道料金改定についてです。

これまで新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済情勢の悪化や、市民生活への影響を鑑み、実施を見送っていた上下水道料金の改定について、将来にわたり健全で計画的な事業運営を図るため、受益者負担の原則に基づき上下水道料金の改定を検討することとし、令和7年笛吹市議会第1回定例会の施政方針において、令和7年2月に、上下水道事業審議会に諮問を行い、料金改定の内容や時期について検討をいただいていることを報告いたしました。

上下水道事業審議会では、16人の審議委員の皆さまに、6カ月にわたり慎重にご審議をいただき、令和7年8月13日に、新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、経済状況も回復

傾向にあること、地方公営企業については、独立採算による経営を行うことが原則であることから、令和8年4月から、現在の上下水道料金を20%増額する料金改定を行うべきであるとの答申をいただきました。

上下水道事業審議会からの答申を踏まえ、市では、令和8年4月から、上下水道料金を20%増額する料金改定を行うこととし、必要な準備を進めていきます。

また、上下水道事業会計の独立採算による経営が進むことで、赤字補填のために一般会計から上下水道事業会計に支出していた補助金が減額となるため、この減額分の予算を活用した、新規事業の創設や既存事業の拡充について検討してまいります。

次に、文化施設のあり方に係る今後の整備の方向性についてです。

令和7年3月26日に笛吹市文化施設のあり方に関する検討委員会から提出された報告書を参考に、今般、市として「笛吹市文化施設のあり方と整備の方向性」を取りまとめました。

この中で、文化施設のあり方について、それぞれの施設が持つ個性と魅力を最大限に生かし、市民が文化に触れ、学び、創造性を育むことができる場として発展させるとともに、各施設を長期的に運営できる持続可能な体制を構築し、地域全体の活性化に貢献するものとして活用していくこととしました。

整備の方向性については、青楓美術館については、地域住民の文化芸術に対する熱い想いを継承し、より多くの方が美術作品に触れ、親しめるよう、市立美術館の機能を備えた施設として整備することを目指します。

津田青楓の作品を基軸に、市ゆかりの画家の芸術作品を一体で展示することで、訪れる方がこれまで以上に幅広い作品を鑑賞できる機会を提供し、市民の文化芸術に対する理解を深め、新たな文化創造の拠点として発展させていきたいと考えています。

また、立地については、一宮町地内に整備することを目指し、検討していくこととします。

八代郷土館については、これまで地域全体の歴史や文化を包括的に紹介してきましたが、今後は、この地域に根付く人々の暮らし、風習、信仰、生業、行事、伝統芸能といった「民俗」に焦点を当て、市立民俗資料館の機能を備えた施設として整備していくことを目標にします。

他の文化施設等に収蔵している民具、民俗に係る資料の集約についても検討することで、より充実した展示内容を実現し、子どもたちが地域の歴史や文化に触れ、学ぶとともに、市民が昔の生活に想いを馳せ、懐かしむことができる、郷土愛を育む場として、魅力的な施設にしたいと考えています。

春日居郷土館・小川正子記念館については、甲斐国千年の都、笛吹市の歴史と文化を未来へとつなぐため、市の歴史と文化を総合的に学べる、市民と観光客双方にとって魅力的な、市立博物館の機能を備えた施設として整備していくことを目標にします。

笛吹市の歴史と文化をより深く理解してもらえよう、古代、中世、現代と、歴史の流れに沿って貴重な資料を展示するための展示スペースの拡張や、QRコードを使用した、映像や音声の再現などのデジタルコンテンツの追加など、来館者が楽しみながら歴史と文化を学べる環境の整備を目指します。

また、小川正子ゆかりの展示物については、小川正子が結核療養のため過ごした実家の一室を移築した「療養の家」に集約することを検討し、小川正子の生涯を通して、当時の社会問題や人権問題について学び、現代社会における人権の大切さについて考えるきっかけとなる展示にしたいと考えています。

旧小林家土蔵については、建物を生かし、観光客や市民が気軽に立ち寄り、くつろげるスペースとしての活用を検討するとともに、笛吹市の特産品や文化芸術関連をはじめ、地域の魅力を発信する拠点としての可能性を検討していきます。

笛吹市の歴史と文化を伝える場として、市ゆかりの偉人を紹介する展示コーナーを設けたり、周辺飲食店や観光スポットとの連携を図り、周遊コースを形成したりと、市を紹介する情報発信拠点のひとつとして、地域全体の活性化を目指します。

これらの方向性に基づく整備については、まずは、青楓美術館について、優先して取り組んでいきたいと考えております。

次に、山廬施設についてです。

令和7年6月2日に、「山廬」および山廬に隣接する俳諧堂について、「山廬」の所有者であり、また、俳諧堂を所有する一般社団法人山廬文化振興会の理事長である飯田秀實氏から、「山廬」および俳諧堂を適正に管理しながら後世に残し、市の文化振興に役立ててもらうため、市に寄附することとしたいとの意向が示されました。

「山廬」は、日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と現代俳句の第一人者として活躍した「飯田龍太」の生家であり、生涯を過ごしながら、山村の気候や風土、自然景観などの中から格調高い数々の名句をはじめ多くの文学作品が生み出された文化的価値の高い場所で、俳句の愛好者からは「俳句の聖地」とも呼ばれています。俳諧堂は、飯田蛇笏が文筆活動の場や句会の会場として使用していた二階建ての蔵であり、飯田蛇笏の文学活動を語る上で欠かせない場所であることから、平成29年に建築当時の梁などを生かして復元されています。

貴重な「山廬」および俳諧堂を後世に引き継ぐとともに、俳句の里づくりや文化芸能活動などの文化振興、市外の人を呼び込む観光振興の拠点としても活用するため、飯田氏の申し出をお受けすることとしました。

今後は、市による施設の管理運営を、令和8年4月から開始できるよう取り組んでまいります。

続きまして、本日、提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出した案件は、報告案件1件、条例案7件、補正予算案17件、決算認定20件、その他の議案5件、合わせて50件です。

はじめに、報告案件です。

「令和6年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

令和6年度決算における主な健全化判断比率の状況は、「実質公債費比率」は前年度と同率の7.5%となりました。「将来負担比率」については、今年度においても、将来負担すべき額を充当可能財源が上回ったことから、数値は算出されませんでした。

全ての指標が、自治体における「早期健全化基準」を下回っている状況にあり、引き続き健全な財政運営が維持できるよう努めていきます。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市職員の育児休業等に関する条例及び笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、部分休業の取得形態の多様化、仕事と育児との両立のための措置等についての規定が

整理されたため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市職員給与条例の一部改正について」は、職員の給与から控除することができる費用について、職員が通勤に使用する市営駐車場の使用料を控除対象項目に追加するほか、現行の控除対象項目が見直されたため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、宿泊費の実費支給など、国家公務員の旅費制度の見直しが行われたことから、国の職員との間に均衡を保つため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市健康増進施設条例の一部改正について」は、いちのみやももの里温泉を令和8年4月1日からリニューアルオープンするに当たり、受益者負担の適正化を図ることを目的に、当該施設に係る料金体系を改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」は、保護者が安心して働ける環境を確保するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、笛吹市学童保育室の早期学童保育の実施日の拡大、保育時間の延長および保育料の改定を行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市水道事業給水条例の一部改正について」は、災害その他非常の場合において、笛吹市水道事業の管理者が指定した事業者の確保が困難なときは、他の市町村長等が指定した事業者給水装置の工事を施工させることができるようにするため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市下水道条例の一部改正について」は、災害その他非常の場合において、市長が指定した事業者の確保が困難なときは、他の市町村長が指定した事業者給排水設備等の工事を施工させることができるようにするため、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず、「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ46億5,135万円を追加し、総額を511億4,883万円とするものです。

歳入の主なものとしまして、県支出金に、農業振興事業費補助金、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金など9,843万円を追加しました。

また、寄附金として、ふるさと納税寄附金の寄附額が、当初想定していた寄附額より大幅に増加していることから、13億200万円を追加しました。

さらに、繰入金として、ふるさと納税事業をはじめ、各種基金を充当している事業の歳出予算が増額補正されたこと等に伴い、まちづくり基金、公共施設整備等基金などから10億3,128万円を追加し、繰越金に、令和6年度の決算剰余金を前年度繰越金として16億8,300万円追加しました。

歳出の主なものは、令和7年度のふるさと納税寄附金について、令和7年4月から7月までの寄附額が対前年比147.9%と大幅に伸びていることから、36億円と見込んでいた寄附総額を49億円とし、増額分の13億円に係る返礼品等の経費を増額するため、ふるさと納税事業に7億9,504万円を計上しました。

また、山梨県が、新たな人口減少対策として、令和7年3月に「やまなしKAI TEKI住宅普及促進事業」を創設したことを踏まえ、本市においても、最重要課題である人口減少対策に寄与する取り組みであることから、事業を実施することとし、やまなしKAI TEKI住宅普及促進事業に620万円を計上しました。

さらに、石和清流館を活用し、武道を中心とした地域スポーツの振興、スポーツ教育の充実、地域経済の活性化を図るため、スポーツツーリズム推進事業に３００万円を計上しました。

このほか、工期が２カ年にわたるみさかの湯改修事業および春日居福祉会館改修事業において、令和８年度の前払金を含めて令和７年度に支払えるよう２事業合計で６億２，２１０万円を追加するとともに、基金積立金に２７億５，９６５万円、令和６年度の事業費確定に伴う国県支出金返還金として総額９，１６８万円などを追加しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ１４会計について、総額２億４，４２４万円を追加するものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」および「公共下水道事業会計」の２会計において、総額２，０２０万円を減額するものです。

続きまして、「令和６年度の決算について」です。

一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が４６８億８，２２２万円、歳出総額が４４０億７，６０３万円です。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、２８億６１８万円で、そのうち、翌年度に繰り越すべき一般財源７億２，３１８万円を差し引いた実質収支額は２０億８，３００万円です。

その他、特別会計１４案件、企業会計５案件につきまして、地方自治法および地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して提案するものです。

詳細については、後ほど会計管理者からご説明を申し上げます。

続きまして、その他の議案です。

まず、変更契約の締結については、令和６年笛吹市議会第２回定例会および第２回臨時会において、契約の締結について議決いただいた御坂中学校校舎改築工事に係る建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事の３件の工事内容に変更が生じたことに伴い、変更契約を締結したく、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第２条の規定により、それぞれ議会の議決をお願いするものです。

次に、「動産の取得について」は、御坂中学校校舎改築工事に合わせて更新する備品類の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第３条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「市道の廃止について」は、市道に隣接する事業所の拡張に伴い、御坂町金川原地内の市道２３６６号線を廃止することについて、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記していますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件につきまして、提案理由を御説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

続きまして、議案第８９号から議案第１０８号決算認定に伴う案件につきまして、会計管理者より補足説明があります。

会計管理者、金井久君。

○会計管理者（金井久君）

ただいま市長が提案いたしました議案第89号から議案第108号までの決算認定20万件について、令和6年度笛吹市一般会計特別会計、企業会計歳入歳出決算書に基づき、一括して決算内容の補足説明をさせていただきます。

決算書につきましては、お手元のタブレットに表示させていただきます。

チャンネル1で会議を開催しましたので、参加をお願いいたします。

なお、決算額につきましては概要説明となりますので、1万円未満は省略させていただきます。

まず、決算書2ページをご覧ください。

令和6年度一般会計および14の特別会計の歳入歳出決算総括表です。

歳入額の合計は640億7,754万円、歳出額の合計は609億6,117万円、歳入歳出差引額の合計は31億1,637万円となりました。

それでは、個々の会計についてご説明いたします。

まず、議案第89号「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入につきましては、4ページからになります。

主なものを収入済額でご説明します。

1款市税は、収入済み額90億6,905万円で、歳入全体の19.3%を占めています。

なお、過年度分を含めた酒税全体の収納率は96.3%でした。

次に、2款地方譲与税は2億7,887万円でした。

続いて、3款利子割交付金から10款地方特例交付金まで、各種交付金は総額で25億5,997万円でした。

11款地方交付税は90億8,113万円、歳入全体に占める割合は19.4%でした。

5ページをご覧ください。

15款国庫支出金は63億9,667万円、16款県支出金は26億8,125万円でした。

18款寄附金は37億7,383万円、19款繰入金は50億5,991万円でした。

6ページをご覧ください。

22款市債は50億6,086万円でした。

令和6年度歳入決算額は468億8,222万円、前年度と比べ45億4,058万円の増額となりました。

続いて、歳出に移ります。

7ページをご覧ください。

歳出については支出額でご説明します。

1款議会費は支出済み額2億1,130万円、執行率は93.4%、2款総務費は52億5,669万円で、執行率は85.1%です。

3款民生費は150億1,869万円で、歳出の中で最も大きな支出であり、歳出全体の34.1%を占めています。なお、執行率は86.5%でした。

次に4款衛生費は19億889万円、執行率86.4%、5款労働費は1,274万円、執行率78.5%、6款農林水産業費は12億3,227万円執行率76.7%、7款、商工費は4億2,017万円、執行率70.6%、8款土木費は28億7,231万円、執行率は86.

2%でした。

続きまして、8ページをご覧ください。

9款消防費は18億552万円で、執行率84.6%、10款教育費は45億6,665万円で、執行率は7.8%でした。

以降、12款公債費56億1,319万円、13款諸支出金は51億5,755万円でした。

以上、歳出合計は440億7,603万円で、前年度と比べ38億4,454万円の増額となり、歳出全体の執行率は87.3%でした。

9ページをご覧ください。

一般会計の決算については、歳入金468億8,222万円、歳出金440億7,603万円、歳入歳出差引額28億618万円となりました。

10ページからの歳入歳出決算事項別明細書は割愛し、ページに飛びますが、147ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になります。

歳入歳出指し金額まではただいまご説明したとおりですが、翌年度へ繰り越すべき財源について、繰越明許費繰越額7億1,578万円、事故繰越繰越額が740万円、これらを歳入歳出差引額から除いた実質収支額は20億8,300万円となりました。

以上が一般会計決算の概要となります。

続いて、特別会計です。

149ページをご覧ください。

議案第90号「令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」です。

主な歳入ですが、1款国民健康保険税収入済み額は18億7,561万円、保険税全体の収納率は90.3%でした。

歳入合計は76億1,916万円、前年度と比べ7億6,526万円の減額となりました。

続いて、歳出です。

150ページをご覧ください。

2款保険給付費は49億2,622万円で、前年度と比べ1億5,534万円の減額となりました。

歳出合計は76億1,328万円、前年度と比べ7億2,199万円の減額となりました。

決算については151ページをご覧ください。

歳入金76億1,916万円、歳出金76億1,328万円、歳入歳出差引額は587万円となりました。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要です。

次に、165ページをご覧ください。

議案第91号「令和6年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」です。

主な歳入ですが、1款保険料は14億5,771万円、収納率は97.5%でした。

歳入合計は72億4,230万円、前年度と比べ2億508万円の減額となりました。

続いて、歳出です。

166ページをご覧ください。

2款保険給付費は62億8,606万円で、前年度と比べ1億8,929万円の増額となりました。

歳出合計は70億4,406万円で、前年度と比べ9,469万円の減額となりました。
決算については167ページをご覧ください。

歳入金72億4,230万円、歳出金70億4,406万円、歳入歳出差引額は1億9,823万円でした。

以上が、介護保険特別会計決算の概要です。

続いて、183ページをご覧ください。

議案第92号 「令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」です。

主な歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は10億5,475万円、収納率は99.3%でした。

歳入合計は21億5,706万円で、前年度と比べ3億5,449万円の増額となりました。
続いて歳出です。

184ページをご覧ください。

歳出合計は21億3,926万円、前年度と比べ3億5,194万円の増額となりました。
決算については、185ページをご覧ください。

歳入金21億5,706万円、歳出金21億3,926万円、差引額は1,780万円となりました。

以上が、後期高齢者医療特別会計の決算の概要です。

次に、193ページをご覧ください。

議案第93号 「令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入合計は8,086万円、前年度と比べ37万円の減額となりました。

歳出です。

194ページをご覧ください。

歳出合計は7,125万円、前年度と比べ594万円の増額となりました。

決算については、195ページです。

歳入金8,086万円、歳出金7,125万円、歳入歳出差引額は960万円となりました。

以上が、境川観光交流センター特別会計決算の概要です。

続いて、201ページをご覧ください。

議案第94号 「令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入合計は2,026万円、前年度と比べ1,421万円の減額となりました。

歳出です。

202ページをご覧ください。

歳出合計は1,335万円、前年度と比べ1,885万円の減額となりました。

決算については、203ページをご覧ください。

歳入金2,026万円、歳出金1,335万円、歳入歳出差引額は690万円となりました。

以上が、森林経営管理特別会計の決算概要です。

次に、議案第95号から議案第103号までの9議案につきましては、いずれも恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定についてでありますので、一括して説明いたします。

209ページからの黒駒山財産区ほか8財産区の歳入の総額は7,566万円、前年度と比べ404万円の増額、歳出総額は391万円、前年度と比べ8万円の増額、歳入歳出差引額は7,175万円となりました。

それぞれの決算額につきましては、209ページから279ページの各財産区特別会計の決算書のとおりですので、後ほどご確認ください。

一般会計および14の特別会計の決算については以上です。

なお、280ページから287ページまでの財産に関する調書につきましては、市の固有財産、備品、基金等の明細を掲載しておりますので、参考にしていただければと存じます。

続いて、5つの企業会計の決算です。

289ページをご覧ください。

議案第104号 「令和6年度笛吹市水道事業会計決算認定について」です。

収益的収入および支出のうち、収入決算額17億9,461万円、支出の決算額16億7,151万円となりました。

次に、209ページをご覧ください。

資本的収入および支出のうち、収入決算額2億4,786万円、支出の決算額7億7,478万円、支出に対する収入の不足額5億2,692万円は、過年度および当年度分の損益勘定留保資金で補填しました。

以上が水道事業会計の決算概要です。

次に、319ページをご覧ください。

議案第105号 「令和6年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」です。

収益的収入および支出のうち、収入の決算額6,624万円支出の決算額6,152万円。

なお、資本的収入及び支出はございませんでした。

以上が、温泉給湯事業会計の決算概要です。

続いて334ページをご覧ください。

議案第106号 「令和6年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」です。

収益的収入及び支出のうち、収入は決算額19億2,381万円、支出は決算額18億5,104万円、続いて335ページをご覧ください。

資本的収入および支出のうち、収入は決算額9億6,657万円、支出は決算額17億213万円となりました。

支出に対する不足額7億3,556万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

以上が公共下水道事業会計の決算概要です。

次に、369ページをご覧ください。

議案第107号 「令和6年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」です。

収益的収入および支出のうち、収入は決算額3,344万円、支出は決算額1,831万円。

続いて、370ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入は決算額118万円、支出は決算額232万円、支出に対する不足額113万円は過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

以上が、簡易水道事業会計の決算概要です。

次に、390ページをご覧ください。

議案第108号 「令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計決算認定について」です。

本会計につきましては、令和6年度から企業会計へ移行しましたので、前年度対比はございません。

資本的収入及び支出のうち、収入は決算額5,744万円、支出は決算額5,428万円となりました。

次に、391ページをご覧ください。

資本的収入及び支出は、いずれも決算額1,806万円となりました。

以上が、農業集落排水事業会計決算の概要となります。

なお、タブレット内には令和6年度決算概要および主要施策成果報告書も保存してございます。

各会計の主要な施策の事業一覧が掲載されておりますので、こちらも参考にいただければと存じます。

以上をもちまして、令和6年度決算内容の補足説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で会計管理者の説明が終わりました。

○議長（神宮司正人君）

日程第5 代表監査委員より決算審査の結果につきまして意見・報告を求めます。

代表監査委員、曾根哲哉君。

○代表監査委員（曾根哲哉君）

決算審査報告令和6年度の笛吹市一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出決算につきましては、決算審査意見書に基づきまして、ご報告申し上げます。

まず、審査につきましては、蒔田峰雄監査委員、古屋始芳監査委員、私の3人で、令和7年7月1日から8月5日の間に、審査に付されました各会計決算書および各主管部局から提出されました、審査資料に基づき関係帳簿、証ひょう書類により、計数を証査するとともに、関係職員から説明を聴取し、決算額の正否、予算執行状況、および財政状況の適否等について、審査を執行しました。

審査結果ですが、決算書、および各種調書は、それぞれ関係法令に準拠して作られており、決算計数は、いずれも関係帳簿、証ひょう書類と符合し、かつ正確であると認められました。

また、決算の内容、予算執行についても、適正妥当であると認められました。

それでは、一般会計からご報告申し上げます。

令和6年度一般会計の決算状況は、歳入総額468億8,222万円、歳出総額440億7,603万円で、形式収支額は28億619万円、翌年度へ繰り越すべき財源、7億2,319万円を差し引いた実質収支額は20億8,300万円となり黒字決算でありました。

歳入では、市税が国の定額減税の実施に伴い減少しましたが、地方特例交付金、国庫支出金、ふるさと納税による寄附金等が大幅に増加しました。特にふるさと納税寄附金は、前年より8億円強増加し、本市の農産物振興や魅力の発信、さらに、自主財源の確保につながっており、市の積極的な取り組みと努力を評価するとともに、さらなる取り組みに期待します。

一方歳出は、総務費、民生費、消防費、教育費、諸支出金が増加し、商工費、土木費が減少

しました。

主な理由としては、ふるさと納税の増に伴う返礼品や基金への積立の増、学校建替えに伴う建設費の増が挙げられますが、公共施設の改築、建替えの時期にきていますので、今後、計画的に平準化を図りながら実施されるよう望みます。

性質別では、人件費、扶助費、補助費、普通建設事業費、積立金が増加し、物件費が減少しました。

財政健全化判断比率等の財政指標につきましては、実質公債費比率は7.5と昨年同様、国の健全化基準を大幅に下回っています。

また、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回り、将来財政を圧迫する可能性は低い状況にあるといえます。

さらに、財政の弾力性を測る経常収支比率や財政力指数も特に指摘する状況になく、地方債を減少して「入り」を図る財政運営の結果が、良好な財政指標につながり、財政の健全化が進んでいるといえる状況です。

しかしながら、今後、税収の大幅な伸びが難しいこと、扶助費、人件費等の義務的経費の縮減も難しいことから、財政運営に当たっては、引き続き配意されるよう願います。

次に、特別会計のうち、主なものについてご報告いたします。

まず、国民健康保険特別会計です。

歳入総額76億1,916万円、歳出総額76億1,328万円で、歳入歳出差引額は588万円の黒字となりました。

国保会計では、被保険者の健康管理のため、健康づくり事業が実施されておりますが、各関係部局と連携し、積極的に事業を展開し、保険給付費の抑制につながることを期待いたします。

なお、国民健康保険税の収入未済額は、1億7,655万円となりました。

国民健康保険の健全な運営に向けて、今後も収納率向上に努めてください。

次に、介護保険特別会計です。

歳入総額72億4,230万円、歳出総額70億4,406万円で、歳入歳出差引額は1億9,824万円の黒字となりました。

被保険者1人当たり保険給付費は年々増加しています。フレイル予防や高齢者の社会参加活動への支援事業に、一層取り組んでください。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入総額、21億5,706万円、歳出総額21億3,926万円で、歳入歳出差引額は1,780万円の黒字となりました。

年間1人当たり医療費は前年より減少しました。

健康づくり事業として始めた、後期高齢者人間ドック助成事業が活用され、医療費の抑制と健康維持につながることを期待します。

次に、公営企業会計です。

主な会計を申し上げます。

まず、水道会計です。

人口減少とともに、給水人口が減少し、有収水量も減少しています。令和6年度の給水原価と供給単価の比較であります。給水原価1立方メートル当たり、191円90銭に対し、供給単価1立方メートル当たり、152円50銭で、1立方メートル当たりの販売利益は39円

40銭のマイナスで、料金回収率は79.5%となっています。

この料金回収率は、類似都市平均値よりかなり低くなっており、今後、施設の老朽化への対応も求められることから、収支改善に向けて検討してください。

次に、下水道事業です。

令和6年度公共下水道事業は、建設改良費に6億円余りが投じられ、新規に1,196メートルの污水管が整備されました。企業債残高は、平成28年度には162億円ほどありましたが、ここ数年、新規借入れを抑え、毎年10億円ほどの償還に努めて、現在は残高が100億円を下回り94億円余りに減少しました。財政健全化への取り組みが伺えます。

污水处理原価と使用料原価の比較であります。污水处理原価1立方メートル当たり、150円60銭に対し、使用料単価は1立方メートル当たり、131円90銭であり、1立方メートル当たり18円70銭のマイナスで、経費回収率は87.6%となっています。

経営改善には、加入率向上が重要であることから、今後の加入率促進の取り組みに期待いたします。

以上、主な会計について報告させていただきました。

最後に、市では財政基盤の強化に努めてられました。

市政施行20周年を経て次のステージに向け、総合計画が着実に推進されることを期待しまして、令和6年度決算審査の報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

○議長（神宮司正人君）

これより日程第6 報告第5号を議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり財政健全化判断比率および公営企業の資金不足比率の報告ですので、ご了承を願います。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9月3日から9月8日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日9月3日から9月8日までは、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、9月9日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

令和 7 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 9 日

令和7年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和7年9月9日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第65号―議案第113号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(代表質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公営企業部長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたのでご報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定によりまして退場を命じますので念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。ついては、質問者および答弁者は上着を脱いで結構であります。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 市長提出議案 「議案第65号」から「議案第113号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「代表質問」を行います。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および代表質問一覧の順番のとおりに行います。

議員におかれましては、政治倫理の向上に努めるとともに、議会基本条例会議規則先例集申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

まずはじめに、笛新会、荻野謙一君の質疑および質問を許可します。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

笛新会の荻野謙一であります。

笛新会を代表して質問させていただきます。

ただいま議長より許可を得ましたので、よろしくお願いいたします。

笛新会の皆さまには、この機会をいただき感謝申し上げます。

それでは、質問に入ります。

令和6年度決算状況について、第2次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン 笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、令和6年度も重点事業を中心に積極的な事業実施が見られました。

そこで、令和6年度の決算状況についてお伺いいたします。

1つ目、令和6年度決算を踏まえ、財政健全化法に基づく4指標の状況をお伺いいたします。

2つ目、長期財政推計と令和6年度決算との比較および分析についてお伺いいたします。

3つ目、令和6年度決算における各種基金と市債残高の状況とその結果に関する市の考えをお伺いいたします。

4つ目、ふるさと納税をはじめとする自主財源確保の取り組みと、市税と各種料金の収納状況についてお伺いいたします。

5つ目、令和7年度に繰り越した事業と繰越額、その理由は何かをお伺いします。

また、繰り越しに係る今後の事業執行における課題があるのか、お伺いいたします。

6つ目、令和6年度決算の内容を踏まえた今後の財政運営の方針についてお伺いいたします。

次に、芝生グラウンドの整備についてです。

現在、市では、既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方を取りまとめており、今後、優先順位をつけた上で段階的に整備を進めていくとしています。

芝生グラウンドの整備についても、この基本的な考え方の中で検討されていることと思いますが、芝生グラウンドは、多目的芝生グラウンドの整備検討のときから、多くの市民の方が整備を心待ちしております。

そのことを踏まえると、整備の優先順位は高く、1日も早くその声に応えていく必要があると考えます。

については、現時点における想定でも構いませんが、芝生グラウンドの整備場所および目標とする完成時期についてお伺いいたします。

次に、青楓美術館および山廬についてお伺いいたします。

青楓美術館は、京都市出身の画家である津田青楓の作品を展示しています。

この美術館は、津田青楓と親交のあった一宮町出身の歴史研究家小池唯則によって1974年に設立されました。

小池唯則が私財を投じて開館した青楓美術館は、彼の死後、その娘、節子から一宮町に寄贈されました。その後、町の合併に伴い笛吹市が管理を引き継ぎ、現在も営業を続けている青楓美術館は県内最古の美術館とされています。

一時は春日居町に移転する計画もありましたが、市民の署名運動で集まった署名が市長に提出され、再検討されることになり、現在は一時凍結されています。

また、俳人飯田蛇笏とその四男、飯田龍太が境川町小黒坂の生まれで、それぞれの時代において俳句の世界で大活躍したことは多くの方に知られています。

山廬とは蛇笏・龍太の居宅および敷地を指し、後山を含めて約3,300坪の敷地です。

令和6年度予算について、山廬施設取得事業として613万6千円を基金から繰り入れ、委託料として予算化されました。

令和7年第2回定例会の市長の閉会あいさつにおいて、青楓美術館は一宮町内の別の場所に移転することを前提とした検討を進めるとともに、山廬施設は市への寄贈を前提とした施設取得の検討を進めているとの報告がありました。

そこで、青楓美術館、山廬についてお伺いします。

美術館について、現在地に建て替える考えがないか、お伺いいたします。

2つ目、青楓美術館を残すにも、移転するにしても、寄附者である、小池家の方にご理解をいただくことが重要と考えますが、小池家への説明について市のお考えをお伺いいたします。

青楓美術館は一宮町内に残す方向だとお聞きしていますが、具体的な考えはあるのか、お伺いいたします。

4つ目、山廬施設の敷地面積についてお伺いいたします。

5つ目、山廬施設の寄附を受けた後の市の対応についてお伺いいたします。

6つ目、山廬で所蔵している作品の所有権はどうなるのか、お伺いいたします。

次に、石和温泉の海外資本の参入について。

近年、全国的に海外資本による投資目的と思われる旅館やホテルの買収事例が増えています。

観光地に海外資本が投資され、外国人観光客の富裕層をターゲットとした結果、ランチが5千円、牛丼が2千円などという観光地価格が日常化しています。日本人観光客が遠ざかるなどの不満の声があるようです。

また、海外資本の旅館等地域との協調、地域への貢献が十分でないとの指摘もあります。

一方で、外国人観光客や富裕層の誘致に成功することによって、観光地として国際的認知度も向上することや、優良な投資を呼びかけるというメリットもあります。

本市の石和温泉郷においても、近年、中国や台湾など海外資本のホテル、旅館、民泊が増えてきていると聞いております。

そこでお伺いいたします。

1つ、現在、石和温泉郷の中で、海外資本の旅館、ホテル、民泊の数はいくつぐらいあるか、お伺いいたします。

2つ目、これら海外資本の施設について、これまでに住民トラブル等の相談はあるかどうか、お伺いいたします。

3つ目、海外資本の旅館等は、入湯者からの入湯税を徴収し、市に納付しているか、お伺いいたします。

4つ目、インバウンド旅行者が増加することで、市にはどのようなメリットがあるか、お伺いいたします。

5つ目、海外資本の参入に対して、今後、市はどのように対応を考えるのか、お伺いいたします。

次に、多文化共生社会について、お伺いします。

近年、日本における在留外国人数は増加傾向にあります。出入国在留管理庁によると、令和6年12月末には376万8千人に達し、2年前の令和4年12月末と比べても69万人が増加しています。笛吹市においても同様、市内在住外国人は増加傾向にあり、10年前は830人、現在では1,840人、10年間で1千人増となっています。

今後も外国人の受け入れはますます進み、多様な文化的背景を持つ人々とともに生活することが当たり前になると考えています。

そうした中で、多文化共生社会の実現がこれまで以上に重要になってきます。

そこでお伺いいたします。

1つ目、本市における外国人住民の人口推移と主な国籍別構成はどうなっているか、お伺いいたします。

2つ目、外国人向けの行政情報の多言語対応をどのように進めているか、お伺いいたします。

3つ目、市内に住む外国人への日本語教育、社会教育などはどのように行われているのか。また、外国人の小学生および中学生に対する学校での学習内容、生活指導はどのように行われているのか、お伺いいたします。

4つ目、市では、多文化共生社会の実現に向けて、今後どのような取り組みを行っていくの

か、お伺いいたします。

次に、下水道の整備計画について、お伺いいたします。

下水道は、公衆衛生の向上および水環境の改善といった観点から、市民生活に欠かせないライフラインです。

笛吹市の下水道は、昭和54年度の着工から間もなく50年を迎えますが、普及率はいまだに約65%程度にとどまっており、全国平均の普及率80%に対し、遅れている状況であります。特に宅地化が進んでいる石和地区は下水道整備が遅れていることと聞いております。

そこでお伺いいたします。

1つ、市の下水道整備における計画、特に宅地化が進んでいる地域の計画について、お伺いいたします。

2つ目、全体計画自体の見直しは行われないのか、お伺いいたします。

3つ目、全国で下水道の老朽化に伴う陥没事故が発生しています。市では、現在どのような対応をとっているか、お伺いいたします。

次に、日勤機動救急隊の設置について、お伺いいたします。

近年、高齢化の進行などに伴い、救急需要が増加しています。消防庁によると、令和5年度中の救急自動車による救急出動件数および搬送人数は、集計を開始した昭和38年以降最多を記録しているそうでございます。

また、令和5年度中に緊急要請を入電した時刻別の搬送人員は、特に日中の時間帯が多い状況であり、令和6年8月時点では全国720消防本部のうち95本部において、平日の日中だけ活躍活動する日勤機動救急隊が導入されています。

現在、笛吹市では救急業務を3部制で対応していますが、今後ますます救急需要が高まっていくことや、隊員の負担軽減を考慮すると、日勤機動救急隊を設置すべきと考えますが、市の考えをお伺いいたします。

次に、太陽光発電設備に起因する火災について、お伺いいたします。

近年、再生可能エネルギーへの意識の高まりなどから、一般住宅においても太陽光発電設備の設置が増加しています。それに伴い、全国的に太陽光パネルやケーブルが原因と思われる火災が増加傾向にあります。このような火災の消火活動にあたる場合は、感電やガラス飛散等リスクがあり、通常の消火活動は異なる対応が必要となります。

そこでお伺いいたします。

1つ目、現在、市内には事業用太陽光発電設備が何カ所ぐらいあるか、お伺いいたします。

2つ目、太陽光発電設備に対する立ち入り調査は義務化しているのか、されていないのか、無法地帯になっているのか、お伺いいたします。

3つ目、太陽光発電設備から火災が発生した場合の消火対策について、お伺いします。また、消火訓練は実施しているのか、併せてお伺いいたします。

次に、防災公園の整備について、石和町の富士見地域（石和町唐柏区、東高橋区、今井区、河内区、小石和区、向田区、砂原区、井戸区、東油川区、恵比寿区）は、令和7年6月末現在、人口が1万1,279人であり、市内においては人口が多い地域でございます。

富士見地域には石和清流公園や芝生広場が整備されているものの、立地は富士見地域の住宅地から離れた場所に位置しており、富士見地域の市民が日常生活の中で憩える場所はない状況であります。

また、富士見地域は、地震発生時に住民の受け入れを想定した指定避難場所が3カ所ありますが、全て学校施設であり、災害時の避難場所も兼ねて、常日ごろから住民の気軽に利用できる場所が望まれています。

については、富士見地域に緊急避難所としての機能を有する防災公園を整備する必要があると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、空き家対策について。

少子高齢化や人口減少の進行に伴い、全国的に空き家が増加しています。

老朽化した空き家は、倒壊や部材の落下による事故、雑草の繁茂などによる衛生環境の悪化など、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼします。

市では、生活環境の保全などを目的に、空き家を解体する費用を補助していますが、物価高騰の影響で解体費用は高くなっています。このため、令和7年度第1回定例会の一般質問において、空き家解体補助金の上限の増額の検討を考えるのかお伺いしたところ、補助金制度の改正や条例の見直しなど、空き家バンク制度との連動を含め、研究していくとの答弁がありました。その中で、現在どのように検討されているのか、お伺いいたします。

次に、職員の副業について、同じく、令和7年度第1回定例会の一般質問において、市職員における農作業の副業許可の制度創設について、市の考えをお伺いしました。

市から、「市の主産業である農業に対する職員の理解を深め、繁忙期における人手不足の解消に期待できることから、制度内容について研究していく」との答弁がありました。

全国の自治体においては、副業制度を設けて運用しているところがありますが、その後の研究状況についていたします。

以上、私の質問とします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

笛新会萩野謙一議員の代表質問にお答えします。

はじめに、令和6年度決算状況についてのご質問のうち、まず長期財政推計との比較および分析についてです。

令和6年度に作成した長期財政推計は、令和6年度9月補正までを反映した上で、令和6年度の歳入合計を457億1,200万円、歳出合計を445億6,900万円と推計しました。

決算額は歳入総額が468億8,222万円、歳出総額が440億7,603万円であり、歳入においては、ふるさと納税寄附金の寄附額の増額や保育に係る公定価格の見直しに伴う国庫支出金の増額などがあり、推計を上回りました。歳出においては、人事院勧告に伴う人件費の増額等があったものの、年度内の完了が困難となった繰越事業が発生したことなどにより推計を下回りました。

次に、各種基金と市債残高の状況についてです。

一般会計における令和6年度決算時の基金残高は203億3,962万円で、令和5年度末から1億7,485万円増加をしました。増加した主な基金は、まちづくり基金が60億1,866万円で12億8,136万円増加、財政調整基金が37億3,335万円で128万円増加しました。減少した主な基金は、公共施設整備等基金が23億1,474万円で6億8,

007万円減少、減債基金が11億1,992万円で3億6,066万円減少しました。

基金については、今後も各種事業の一般財源として活用しつつ、大幅に減額することがないよう運用していきます。

令和6年度決算時の市債残高は360億5,974万円で、4億2,179万円減少をしました。減少した主な市債は、臨時財政対策債が108億8,623万円で12億6,535万円減少、合併特例債が150億3,650万円で8億4,654万円減少しました。増加した主な市債は、教育・福祉施設等整備事業債が33億8,210万円で13億713万円増加、緊急防災・減災事業債が8億636万円で2億9,352万円増加をしました。

引き続き、積極的に国や県の補助金、交付金の獲得を図り、市債の発行額を抑制していきます。

次に、自主財源確保の取組と市税等各種料金の収納状況についてです。

市の主要産業である農業と観光業の促進とともに、企業誘致を積極的に推進することで、経済の活性化を図り、市税の増収につなげていきます。

市税等の収納状況については、いずれも現年課税分の収納率ですが、市民税、固定資産税などの市税は99.1%、国民健康保険税は96.8%で、いずれも過去最高の収納率となりました。

後期高齢者医療保険料は99.5%、介護保険料は99.3%、上水道使用料は96.4%、下水道使用料は93%でした。

次に、令和7年度に繰り越した事業と繰越額、繰越事業の執行における課題についてです。

繰越明許費は、令和6年度住民税非課税世帯への給付金給付事業、なごみの湯改修事業、御坂中学校校舎等改築事業など22事業で総額20億3,673万円、事故繰越しは、ネットワーク基盤維持管理事業、市道単独道路改良事業など5事業で総額1,566万円を繰越しています。

いずれもその性質上または当初の想定にない不測の事態により繰り越しております。

年度内に予定していた事業完了が翌年度となることで、日程的な遅れが発生した場合は、その影響を確認をし、市民サービスへの影響が最小限となるような対応や早期の完了に向けた工夫を検討してまいります。

次に、財政健全化法に基づく4指標、令和6年度決算を踏まえた今後の財政運営の方針についてです。

令和6年度決算において、実質赤字比率および連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計および企業会計のすべての会計が黒字であったため算出はされませんでした。実質公債費比率は7.5%で昨年度と同率となり、将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源を下回ったため、3年連続で算出されませんでした。

これらのことから、令和6年度決算は、良好な決算であると捉えています。今後も収納率向上などの歳入の確保に努めるとともに、事務事業の見直しを行い、経常経費の削減に努め、健全な財政運営を行ってまいります。

続きまして、芝生グラウンドの整備についてです。

現在、既存のグラウンド等で行われているサッカー、グラウンドゴルフ、野球、ソフトボール等の利用状況を考慮しながら、施設ごとに各競技に対応した質の高い競技環境を整備するための基本的な考えをまとめているところです。

今後、スポーツ協会の専門部など、社会体育施設を利用している団体にご意見をお聞きし、それらの意見を参考にした上で、令和7年12月に、市の基本的な考え方をお示しできるように取り組んでおります。芝生グラウンドの整備につきましては、その基本的な考えを踏まえ、今後検討してまいります。

続きまして、青楓美術館及び山廬施設についてのご質問のうち、まず、「青楓美術館を現地に建て替える考え」「青楓美術館を一宮町内に移すに当たっての具体的な考え」についてです。

令和7年3月26日に笛吹市文化施設のあり方に関する検討委員会から提出された報告書を参考に、今般、市として「笛吹市文化施設のあり方と整備の方向性」を取りまとめました。

この中で、文化施設のあり方について、それぞれの施設が持つ個性と魅力を最大限に生かし、市民が文化に触れ、学び、創造性を育むことができる場として発展させるとともに、各施設を長期的に運営できる持続可能な体制を構築し、地域全体の活性化に貢献するものとして活用していくこととし、整備の方向性として、青楓美術館については、地域住民の文化芸術に対する想いを継承し、より多くの人々が美術作品に触れ、親しめるよう、一宮町内に市立美術館の機能を備えた施設として整備し、青楓美術館を核に、市にゆかりの美術作品も合わせて展示を行う施設を目指すこととしています。

整備に係る具体的な考えにつきましては、今後、検討を進めてまいります。

次に、寄附をした小池家への説明についてです。今後、適切な時期に小池家にも説明をいたしたいと考えております。

次に、山廬施設の敷地面積についてです。

山廬および俳諧堂が建つ敷地の中には、山廬の所有者であり、また、俳諧堂を所有する一般社団法人山廬文化振興会の理事長である飯田秀實氏の自家用車駐車場も含まれており、それを除くと面積は約1,808平方メートルです。

次に、山廬施設の寄附を受けた後の市の対応についてです。

今後は、飯田氏と施設の管理運営について具体的な協議を行いながら、令和8年4月から、市による施設の管理運営を開始できるよう、取り組んでまいります。

次に、飯田氏が所有している作品の所有権についてです。

山廬や俳諧堂にある飯田蛇笏や龍太の作品をはじめとするゆかりの品、書籍などは、今回の寄附の対象としていないため、それらの所有権は、飯田氏のままととなりますが、施設が寄附された後も、現在と同様に、施設内での展示や観覧ができるようにすると飯田氏から意向が示されております。

続きまして、石和温泉郷への海外資本の参入についてのご質問のうち、まず、海外資本の旅館等の数についてです。

市が把握しているところでは、現在、石和温泉郷で17件のホテル、旅館が海外資本の経営となっています。

いわゆる民泊については、住宅宿泊事業法に基づき県に届け出るようになっております。市内では10件の届出がありますが、県から公表されているのは届出年月日、所在地のみであるため、経営者は不明です。

次に、海外資本の施設に関するトラブルについてです。

現在のところトラブルの報告はありません。昨年の秋に、海外資本の施設におけるごみの取扱いに関して、近隣住民やホテル、旅館から相談があり、対象の海外資本の施設に対し、ごみ

出しのルールなどの説明を行いました。

次に、海外資本の旅館等の入湯税の徴収、納付についてです。

入湯税は、笛吹市税条例に基づき、鉱泉浴場の入湯客に対して課税をしています。条例では、入湯税は特別徴収の方法によって徴収すること、入湯税の特別徴収義務者は鉱泉浴場の経営者とする、鉱泉浴場を経営しようとする者は、市に対して入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告をしなければならないことを規定しています。

そのため、現時点で経営申告により市が把握している海外資本経営者からは、入湯税の申告と納付があります。税の公平性を確保するため、対象となるにもかかわらず特別徴収義務者となっていない施設がないかについて、現在調査を始めております。

次に、インバウンド旅行者の増加のメリットについてです。

笛吹市には、良質な温泉や日本一の桃とぶどう、歴史的な史跡や文化資源など、海外からの観光客にとって魅力的な観光資源が豊富に存在します。これらを効果的にプロモーションし、インバウンド観光客を引き込むことで、宿泊や飲食、交通、観光施設の利用、土産品の購入など、幅広い分野で消費が生まれ、地域経済の活性化につながるものと考えております。

また、国内旅行者にインバウンド観光客が上乗せされることで、観光業が賑わい、農業体験や文化体験の提供など多岐にわたる分野で新たな雇用の方が生まれると考えます。

次に、海外資本の参入への対応についてです。

市では、石和温泉郷に参入する海外資本に対して、地域のルールや文化への理解を深めていただき、魅力ある石和温泉郷をともに作っていただけるよう、笛吹市商工会や石和温泉旅館協同組合への加入を促進していきます。

多文化共生社会についてのご質問のうち、まず、本市における外国人住民の人口推移と主な国籍別構成についてです。

住民基本台帳で外国人国籍として登録されている方は、10年前の平成27年8月には876人、5年前の令和2年8月には1,134人、直近の令和7年8月には1,836人と推移しています。

令和7年8月現在、46カ国の外国人が在住しており、国籍別内訳では、フィリピンが333人と最も多く、次いでベトナム307人、中国296人、インドネシア181人、ネパール152人の順となっています。

次に、行政情報の多言語対応についてです。

市ホームページについては5言語、市の防災アプリは3言語に対応した情報を発信しております。市役所窓口では、AIを活用し74言語に対応した外国語翻訳機「ポケットク」を導入しており、外国人に迅速かつ的確な多言語対応を行っています。

次に、市内在住の外国人への日本語教育、社会教育、外国人の小中学生に対する学校での学習内容と生活指導についてです。

市では、年間を通じて日本語教室を実施しており、生活に必要な交通ルールやごみの出し方などの社会ルールもカリキュラムに組み込んでおります。

市内小中学校では、学校教育法施行規則で定められている学習指導要領に基づき、外国人であっても、日本人児童生徒と同じカリキュラムで授業を行っています。

日本語が苦手な児童生徒に対しては、日本語の指導担当である県の教員2名と、市の講師3名が各学校を訪問し、個別に指導しています。また、生活指導については、学級担任とともに日

本語指導の担当である教員等で、校則の遵守、日本の文化や習慣等について、やさしい日本語やイラストを用いて行っております。

次に、多文化共生社会の実現に向けた今後の取り組みについてです。

本年6月に、市民や関係団体と連携しながら、多文化共生を含めた市の国際化に関する取り組みを推進するため、笛吹市国際化推進委員会を立ち上げました。

また、多文化共生社会の実現に向けた取組の一つとして、従来から日本語教室を開催しており、令和7年度は、9月7日から全16回開催をします。

さらに、外国人住民が中心となり市内で行われるイベントに母国料理や文化を紹介するブースを出店し、市民や笛吹市を訪れるインバウンド観光客との交流の機会を創出する予定であります。

今後も多文化共生社会の実現に向けた取り組みを積極的に行っていきます。

続きまして、下水道整備計画についてのご質問のうち、まず、宅地化が進んでいる地域の下水道整備計画についてです。

宅地化が進んでいる地域における下水道整備の重要性は承知しており、行政区からの整備要望なども考慮する中で、整備予定箇所を選定して、順次、整備を行っています。

次に、全体計画の見直しについてです。

下水道全体計画の区域面積である3,142.1ヘクタールの整備を完了するまでに、現在の進捗状況でいくと約100年間かかる計算となります。

市では、人口の減少も見込まれる中、下水道事業の健全化を図るため、全体計画区域の見直しに取り組んでおり、令和元年度には、主に御坂町および一宮町の区域について247.8ヘクタール縮小しました。

引き続き、全体計画区域のさらなる縮小に向けて取り組みを進めております。

次に、下水道の老朽化に伴う陥没事故防止の対策についてです。

下水道管の内部に発生する硫化水素によって腐食のおそれがある石和町地内1,497メートルおよび御坂町地内1,249メートルの鉄筋コンクリート製の管については、今年度、テレビカメラを用いて管路内の状況調査を行い、管路に異常が発見されたときは、迅速に管路の修繕対応を行うことで、陥没事故の未然防止を図っています。

続きまして、日勤機動救急隊の設置についてです。

総務省消防庁が定めた「消防力の整備指針」では、消防本部に配置する救急車の数は、人口10万人以下の消防本部の場合、おおむね人口2万人ごとに1台を基準としています。本市の令和7年8月末現在の人口6万6,463人で考えると、基準とされる救急車の台数は約3.3台となりますが、現在、消防本部には、基準を超える4台の救急車を配備しています。

日勤機動救急隊は、救急需要が増加する日中の時間帯に出動可能な救急隊を増やすことにより、対応の迅速化や現場到着時間の短縮、長時間のシフト勤務である救急隊員の負担軽減といった効果が期待されています。

県内では、甲府地区消防本部が日勤機動救急隊を設置しており、隊員は再任用や定年延長の職員等が務めています。

新たな隊の設置には、車両購入などのハード面の整備に加え、救急救命士資格を持つ隊員の確保などソフト面の整備も課題となります。

日勤機動救急隊の導入については、他消防本部の導入事例を参考に、今後の救急事案の動向

などを踏まえた中で検討していきます。

続きまして、太陽光発電設備に起因する火災についてのご質問のうち、まず、市内の事業用太陽光発電設備の数についてです。

事業用太陽光発電設備の設置許可などの事務については、県が所管しているため、峡東林務環境事務所に確認したところ、市内の事業用太陽光発電施設の設置箇所は、令和7年8月末現在で253カ所です。

次に、太陽光発電設備に対する立入調査についてです。

太陽光発電設備に対する立入調査については、山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の規定に基づき、山梨県が立入検査を実施できることとなっています。

また、太陽光発電設備に付随した変電設備および蓄電池設備については、笛吹市火災予防条例に基づき、市消防本部へ届出の義務があり、届出があった設備は、書類の内容調査および現地検査を行い、適切に指導しています。

次に、太陽光発電設備から火災が発生した場合の消火対策と消火訓練についてです。

太陽光発電設備から火災が発生した場合、感電の危険性について留意する必要があるため、消火活動に当たっては、水を伝わって感電する可能性を考慮し、粒状で水がかかるような放水距離や筒先の調整を行うなどの対策が必要になります。

消火訓練については、太陽光発電設備の火災を想定した訓練を実施しており、消火技術の向上に努めています。

続きまして、防災公園の整備についてです。

富士見地区の想定浸水深は、3メートル以上、5メートル未満、南側の地域では5メートル以上となることが想定されています。

富士見地区に緊急避難場所としての機能を有する防災公園を整備する場合、公園の敷地を5メートル以上の盛土をするまたは5メートル以上の避難タワーを整備する必要があり、緊急避難場所としての機能を有する防災公園の整備は、現実的ではないと考えます。

そのため、現在、富士見地区を含む笛吹川右岸側の地域においては、浸水害が想定される場合、浸水想定区域内の指定避難所は開設せず、早い段階で笛吹川左岸側の浸水害、土砂災害の恐れがない地域に避難することとしています。

続きまして、空き家対策についてです。

空家等解体費補助金の検討については、これまで他自治体の支援制度を把握するとともに木造住宅の平均的な解体費の確認を行ってきました。併せて、地域から相談のあった空き家に関する動向、また、空家等実態調査に基づく損傷が激しい空き家の現状や所有者の確認などを行っております。

これにより、空き家の解体は費用負担の大きさ以外にも、相続など権利関係の複雑さや地域とのつながりの希薄化などの課題も見えてきました。

これらに対応するため、補助金の増額を含めた制度の見直しを行うとともに、空き家に対する相談体制の強化に取り組んでまいります。

また、令和5年12月に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家の適切な管理に向け、空き家等の現地調査や所有者の確認を行い、管理不全空家等の指定を行ってまいります。

続きまして、職員の副業についてです。

市の職員の副業許可については、令和7年6月11日付けで、国から「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する留意事項について」が通知されました。

この通知において、任命権者は、兼業先の勤務時間数について上限を定め、職員が兼業を行った後に、当該職員からの実績報告等により実施内容を確認し状況を把握すること、職員の健康確保のため、公務員の状況に応じて許可を慎重に判断すること等が記載され、国家公務員の場合、週8時間または1カ月30時間と上限の目安を示されています。この内容を踏まえ、本市の実情に合わせて検討していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

市長には答弁ありがとうございました。

それでは、再質問です。

まず、芝生グラウンドについての再質問です。

各種競技に対応した質の高い競技環境を整備するための基本的な考えをまとめるということです。新たな場所ではなく、既存の施設を改修することの中で進められていると思います。

令和7年12月に市の考えを示すとのことであり、考えをまとめるにあたっては、施設整備の考え方を優先するのか、それとも整備に関する見込まれる予算を優先してやるのか、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

事務方が答えればいいのかもかもしれませんが、せっかくですからね。

当然のごとく、それはバランスですよ、基本的に、お金を基本的には安くできて、高い質のものができれば、これは最高ですよ。だけれども、そうもなかなかいかない部分もありますので、当然のごとく予算もしっかり考えながら、市民の皆さんが大変楽しんでいただける、そしてまた、今までなかなか技術性の低い、技術性の低いといっても当たり前なのかもしれませんが、土のグラウンドでない芝生のグラウンドにするというふうなことで、非常に技術の向上を図れるというふうな部分がありますから、そういうふうな両方をしっかり見定めながら議会にご提示していきたいと思います。

先ほど言ったように、安ければそれは安いほうが一番いいに越したことはございませんから、十分そういうことも頭に置きながら、ちなみに、もっと言わせていただければ、先日、多目的の芝生のグラウンドについて市民説明会を開かせていただきまして、そのときにも40億というお金がどうなのかということをも市民の皆さまからもいろいろご提示をされておりますから、そういうことも考えれば、今後は既存のグラウンドを使って、そういうふうな整備をしていくということが市民の皆さんも望んでいることではないかと思いますので、そういうことも頭に置きながら、しっかり財政のバランスを見ながらやっていきたいというふうに思っています。

よろしくお願いします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありますか。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

当然、質の高い設備と、市長が言われた予算はなるべく低く、前回の多目的芝生グラウンド、確かに35億円くらいの予算だったと思いますが、そういう中で今度は、既存の設備を使うということの中で、当然市民も35億は今度はかからないという予測でありますので、ぜひそのへんの予算的なことも考えながら、ぜひ両方がうまくいけば、それは一番良いことですので、よろしくお願いいたします。

次に、青楓美術館について再質問させていただきます。

一宮町内に市立美術館の機能を備えた施設として整備するとの答弁でありました。

別に場所を移す場合、現在の青楓美術館の活用についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

荻野謙一議員の再質問にお答えします。

青楓美術館は一宮町地内に移転することとしており、現在の施設については、笛吹市文化施設のあり方に関する検討委員会から提出された報告書や、市として取りまとめた笛吹市文化施設のあり方と整備の方向性でも、老朽化やアクセス道路が狭いなど、ハード面や立地面などで課題があることについてお示ししていますので、現在の施設のことは、小池家の意向を確認した上で対応していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありますか。

荻野謙一君。

○12番議員（荻野謙一君）

次に、山廬についてです。

山廬全体の地積は1万平方メートルを超えるものではないかと考えるが、寄附を受ける地積と開きがあるのはなぜか、また、後山の地積が入っていないのか、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

荻野謙一議員の再質問にお答えします。

山廬は飯田蛇笏、龍太の居宅および敷地の総称です。

今回の対象は山廬ならびに山廬文化振興会が所有する俳諧堂および敷地であり、その面積が約1,808平方メートルとなるため、後山および竹林は含まれていません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

意見はありませんか。

荻野研一君。

○12番議員（荻野謙一君）

いずれにしても、芝生グラウンドについても、青楓美術館についても、地域住民の意見をしっかり聞いた中で、1日も早く進めていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、意見を述べさせていただきます。

青楓美術館は、土地建物は津田青楓の作品他一切が寄贈されていますが、山廬は一部の土地建物だけで寄贈予定であります。

作品については触れていないが、今後作品についての大きな課題が生じると考えております。

次に、決算についてのことですが、繰越事業を減らす、当初予算計画をしっかりと考えるべきだと考えておりますか。

また、市債残高が前年度から4億2,179万円減少したとか、基金残高が前年より1億7,485万円増加したとか。これは執行部の皆さん方の思いであって、市民の皆さまは考えていません。市民は日々の暮らしのことを考え、日々をどのように節約生活するかが市民の思いです。

市長が掲げる「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」、ぜひ市民ファーストの実現に向けていただくことに大いに期待しております。

ちなみに参考ですが、全国の財政健全度ランキングでは全国791市の自治体があります。その中で笛吹市は374位であります。県内では13市のうち9位です。県内では富士吉田がトップで全国90位にランクされています。

また、住みやすさランキングでは全国638位で、県内13市の中では10位であります。

次に、自主財源確保についての中で、主要産業である農業、観光であるが、特に近年シャインマスカットの生産量が著しく増加していますが、市内全体の生産量と売上高は5年前の対比、また市の税収とはどのくらい見込まれているのか、また、企業誘致を積極的に推進することの中で、石橋工業団地もほぼ埋まっていると思います。

今後、若者世代が働き続ける場所を確保し、人口増加、税収等につながる農工団地の計画をご検討をお願いしたいと思います。

次に、多文化共生について、最近、政府も労働者不足とか人口減少対策とか言って、移民政策を積極的に進めています。市当局も国際交流委員会から国際推進委員会を立ち上げ、多文化共生社会の実現に向けた取り組みをしていくようですが、外国人にはいろいろなイベントおよび事業に参加していただくことは大いに賛成しますが、外国人ファーストでなく、外国人には日本の文化や笛吹市の文化のしきたりにしっかり合わせた生活指導をお願いしたいと考えます。

次に、防災公園についてですが、富士見村は明治8年に施行され、昭和34年に石和町と統合されました。その中で、明治42年大水害が発生、石和と富士見村は壊滅状態となり、その後、昭和33年伊勢湾台風が山梨県を通過し大災害が起きました。その後はあまり大きな災害はなく今日まで来ています。

私は災害のためだけの防災公園を望んでいるのではなく、この地域に現在1万1,279人が

日常生活を送っています。

100年に一度来るか来ないか分からない災害より、この地域の住民が日々憩える場所を整備していただくというのが私の思いですので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

以上、私の質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で笛新会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

ご苦労さまです。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（神宮司正人君）

再開をいたします。

次に、笛政クラブ岡由子君の質疑および質問を許可いたします。

岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして笛政クラブを代表しまして質問させていただきます。

令和6年度決算に基づく財政運営の評価と今後の課題について、令和6年度決算は歳入468億8,220万7千円、歳出440億7,603万9千円となり、形式収支は28億618万8千円となり、歳入歳出いずれも過去最大となりました。

本市には、学校や庁舎、文化施設など多様な公共インフラが整備されていますが、これらの維持管理や更新に要する経費は今後さらに増加することが予想されます。統廃合や多機能複合化といった見直しを進めつつ、持続可能な施設運営を模索することが重要になります。

令和6年度は、物価高騰や資源価格の高騰、円安といった厳しい状況が続きました。エネルギー価格の上昇は、公共施設の光熱費や学校給食費の高騰につながり、市民生活にも直撃をしました。さらに、賃金上昇が追いつかない中、生活困窮層への影響は大きく、自治体として物価高騰対策を講じる必要がありました。

こうした厳しい外部環境の中で、市が積極的に施策を進め、市民の暮らしを支える姿勢を示したことは高く評価されるべきだと思います。

中でも市では、子育てや教育など、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、そして安全安心で災害に強いまちづくりに向けた防災力強化に力を注いでいます。

保育所や学校へのICT投資は、短期的には支出増を伴いますが、長期的には人材育成や地域の魅力向上につながる未来への投資です。

また、防災分野への投資も、災害時の人的経済的被害を軽減する観点から極めて費用対効果の高い支出と言えます。

そこで、令和6年度決算を踏まえ、令和6年度に行われた事業について伺います。

（1）保育所ICT化推進事業では、保育士の事務負担軽減や保護者の利便性向上が期待さ

れるところですが、導入後の具体的な成果や課題は把握されておりますか。

(2) 小中学校 I C T 環境更新事業では、教育現場での活用状況や児童生徒の学習効果について、どのように把握されておりますか。

(3) 防災行政無線の整備について、市民の命を守るために不可欠な取り組みですが、実際に災害時に有効に機能する体制が整っているかどうか、市の見解を伺います。

(4) 産地パワーアップ事業による具体的な効果と課題について、農業者の収益向上や地域産業の持続可能性にどのように寄与しているのか、市の見解を伺います。

2. A I デマンド交通「のるーと笛吹」の本格運行の現状と課題について、本市では、地域公共交通の利便性向上と高齢者をはじめとする移動困難者の支援を目的として、A I によるデマンド交通のサービス「のるーとふえふきの」の実証運行を経て、令和7年4月より本格運行を開始いたしました。

従来の路線バスは、採算性の悪化や運転手不足により減便・廃止が進む中で、免許返納をした高齢者や買い物・通院が必要な住民にとっては、移動の足が失われつつあります。

特に本市のような果樹地帯が広がり、集落が点在する地理的特徴を持つ地域では、従来型の定時定路線バスだけで移動需要をカバーするのは困難です。

その意味で、予約に応じて効率的に運行ルートを決める A I デマンド交通は、これからの地域公共交通の有力な選択肢と言えます。

公共交通の整備は、単なる移動手段の確保にとどまりません。外出機会が増えることで高齢者の社会参加や健康維持が促され、地域コミュニティの維持活性化にもつながります。

つきましては、以下の点について市の見解をお伺いいたします。

(1) 実証運行（令和6年1月15日から7月31日）の登録者数は2,910名、延べ利用者数4,858名と報告されています。本格運行後、現在に至るまでの最新数値と地区別の利用割合をお伺いいたします。

(2) 満足度調査結果では、アンケートでは乗りたい時間に乗れる78.4%、運賃が安い64.2%と高評価があるものの、改善点として運行エリアが狭い25.8%や、終了時間が早い30.5%などが挙がっていました。この結果を踏まえ、現状の課題をどのように考えているか、お伺いいたします。

(3) 現行では、石和町・御坂町全域、春日居町、八代・芦川が対象となっておりますが、令和8年4月には一宮・境川エリアにも拡大予定です。

これに向けた車両台数（現在5台）や、乗降ポイント（約350箇所）の整備計画など、その進捗をお伺いいたします。また、新規エリアの需要予測に基づく体制強化はどのように取り組まれておりますか。

3. ドッグランの整備とペット共生型まちづくりの推進について、近年、ペットは家族の一員として大切にされる存在となり、特に犬を飼育する家庭においては、日常的な散歩や運動、他の犬との交流の場としてドッグランの需要が高まっています。

ペットを中心としたライフスタイルは、若い世代から高齢者層まで広がり、犬との共生環境が地域の魅力や移住定住の選択要因となるケースも増えています。

本市は果樹や温泉など豊富な観光資源を有していますが、観光庁の調査によれば、ペットと一緒に旅行したいと回答する国内旅行者は約15%に上り、ペットと泊まれる宿泊施設や散歩運動ができる空間の整備が進んでいる地域ほど観光競争力が高まっています。

石和温泉をはじめとする観光エリアにドッグランという滞在型施設を加えることで、犬連れ旅行の目的地としての付加価値が高められる可能性があります。

全国的には、公園や河川敷の一角をフェンスで囲い、低コストでドッグランに転用する手法が多く見られます。

北海道帯広市や静岡県浜松市では、地域住民や獣医師会と共同し、安全対策や衛生管理を行いながら公共空間をドッグランとして提供しており、利用者の満足度が高い事例となっています。

また、ドッグラン整備は地域コミュニティづくりにも寄与します。犬を介した交流によって新たな人間関係が生まれ、高齢者の孤立防止や子育て世代の交流促進につながるという副次的効果があります。

ペットを通じたつながりが地域の絆を強め、住民満足度向上にも寄与すると考えられます。

観光との連携についても、軽井沢や那須などでは、愛犬と泊まれる宿とドッグラン、散策路を一体的に整備し、地域全体をペットフレンドリーな観光地としてブランディングしています。

さらに、SDGsや健康増進の観点からも意義は大きいと言えます。犬の運動不足解消や、飼い主の健康維持、観光客の滞在時間延長といった多面的なメリットができるからです。

そこで、以下についてお伺いします。

(1) 現在、笛吹市内に常設された公共ドッグランは存在していないと認識していますが、民間施設や仮設的な運用事例などはありますか。市として住民や観光客へのドッグラン整備に対するニーズ調査の実施計画はありますか。

(2) 市内の既存公園の一部をフェンスで区切り、ドッグランとして転用する例は全国的にも増えています。

安全管理や騒音配慮、衛生面など課題をクリアすれば比較的低コストで実現可能と考えられます。

市として公共空間を活用したドッグランの設置についてどのように考えるか、お伺いいたします。

(3) 石和温泉など市内の観光エリアにおけるペット連れ観光客の受け入れ整備について、宿泊施設や飲食業との連携、マップの整備、観光キャンペーンとの連動など、観光政策との接点で取り組みを想定しているか、お伺いいたします。

(4) 带状疱疹ワクチンの導入と周知体制の現状および今後の強化策について、2025年4月1日から带状疱疹ワクチンが予防接種法に基づく定期接種に位置づけられ、笛吹市でも同日より助成事業を実施されています。

定期接種の対象は、令和7年度（2025年4月1日から2026年3月31日）の間に65歳、70歳、75歳、100歳以上を迎えられる方で、さらに60から65歳未満の免疫機能に重大な障害を有する方も含まれています。対象者には、市から予診票を郵送しています。

助成額は生ワクチン（ビケン）4,400円（1回まで）、組み換え不活性ワクチン（シングリックス）1万1千円（2回まで）で、生活保護受給者は全額助成となります。

全国的にみても比較的手厚い水準ですが、一方で組換えワクチンは費用が高額であり、接種を希望しても経済的理由で断念する人が出る懸念もあります。

したがって、制度の周知と併せてワクチンの効果、副反応、費用負担について正確で丁寧な情報を提供し、市民が安心して選択できる環境を整えることが重要です。

定期接種化は全国的にも大きな転換点であり、高齢化が急速に進む本市にとっても、市民の健康寿命延伸に寄与する極めて重要な取り組みです。

带状疱疹ワクチンは、水疱ウイルスが体内で再活性化することで発症し、強い痛みや湿疹を伴うだけでなく、带状疱疹後神経痛（PHN）という長期に渡って後遺症を残すことがあります。特に高齢者においては発症率が高く、80歳までに約3人に1人が経験するといわれています。

市民が長く自立して暮らすためには、発症を予防することが最も効果的であり、その意味で定期接種の導入は極めて大きな意味を持っています。

そこでお伺いします。

（１）予診票以外に、広報紙や市公式WEBサイト、地域集会などを通じた周知活動、特に組み換えワクチンの高い予防効果等について、対応状況をお伺いいたします。

（２）助成対象外（過去に接種歴がある、あるいは任意接種希望者など）となる方に対する任意接種の助成制度や相談窓口体制の整備状況についてお伺いいたします。

５．宅配ボックス設置補助事業の実施状況と取り組みの強化について、市民事業者への再配達削減策として、令和6年度より笛吹市では宅配ボックス購入費の補助事業を開始しました。

これは、市税滞納のない世帯に新品の宅配ボックスを購入し、設置した場合に購入費の2分の1上限1万円まで1世帯1台までが補助されます。申請期限は令和8年2月27日です。

近年、物流業界では人手不足が深刻化しており、ドライバーの長時間労働も大きな社会問題となっています。

国土交通省の調査によると、宅配便の再配達率は全国で約11～12%に達しており、CO2排出削減や働き方改革の観点からも、再配達削減は国の重要な課題の一つです。

本市が補助制度を創設したことは、全国的な潮流に沿った先進的な取り組みと評価できます。

宅配ボックスの設置には、共働き世帯や高齢者世帯では特に効果が大きく、再配達依頼の負担軽減や受け取り忘れの防止につながります。

結果として、物流業者の業務効率化と市民生活の質向上を同時に実現することが期待できます。さらに、宅配ボックス設置補助は環境施策とも親和性が高い政策です。再配達の削減はトラック走行距離の短縮につながり、CO2排出削減や渋滞緩和にも資することから、環境に優しいまちづくりの一環として打ち出すことが可能です。

市としても、SDGsや脱炭素社会の流れを意識した情報発信を組み合わせることで、より幅広い市民層の共感が得られるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

（１）令和7年4月以降、現在までの補助件数や交付実績、何世帯何台はどのようなようになっておりますか。

（２）広報紙、市ホームページ、回覧板、商店街や管理組合に向けての案内など、市民への周知啓発活動はどのように実施されておりますか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

笛政クラブ岡由子議員の代表質問にお答えをいたします。

はじめに、令和6年度決算に基づく財政運営の評価と今後の課題についてのご質問のうち、まず、保育所ICT化推進事業の成果や課題についてです。

保護者の利便性の向上や保育現場の業務負担の軽減を目的に、保育所ICTシステムを導入をしました。

システムの導入により、保護者はスマートフォンのアプリ上で子どもの欠席連絡や園からのお便りの内容が確認できるようになったほか、これまで連絡帳に手書きで記入していた家庭での子どもの様子をアプリで入力できるようになったなど、利便性が大きく向上しました。保育所においては、登降園の記録や連絡帳の内容、園からの各種お知らせが電子化されたことで、情報共有の効率化や保護者への情報の伝達漏れが減少をしました。

また、保育士の事務負担の軽減にもつながり、保育士が子どもと向き合う時間をより確保できるようになりました。

ICT化が進む中でも、保護者との直接的なコミュニケーションの重要性を失わないよう、バランスを保った運用が課題と考えております。

次に、ICT活用状況と学習効果についてです。

令和6年度の小中学校ICT環境更新事業では、児童生徒一人ひとりに配布しているタブレット端末について、耐用年数を迎えた端末の更新を行いました。

ICT機器の活用状況について、教科書の内容を電子化したデジタル教科書と大型モニターを併用した授業やインターネットを使った調べ学習に活用しているほか、カメラ機能を使った植物等の観察や資料づくりにも活用しています。

児童生徒の学習効果については、ICT機器の活用により、情報が視覚的に分かりやすく児童生徒に伝えられるようになったことで、理解度や思考力が高まりました。

また、児童生徒がタブレットに内蔵しているソフトを使い、画像や動画を活用し、レイアウトも工夫した資料を作るなど、表現力も豊かになりました。

次に、災害時に有効に機能する通信体制についてです。

令和6年度に整備した笛吹市防災行政無線は、屋外拡声放送を行う同報系無線と、主に市職員が、市役所庁舎、指定避難所、現場等において、無線機通信を行う移動系無線があります。

同報系無線は、市内266カ所に放送塔を整備し、無線で屋外拡声放送を行うもので、発災時停電が発生しても、市役所庁舎の基地局に整備した専用の発電機により使用が可能です。

また、放送塔は、平時、電気を受電していますが、停電時には、各放送塔に整備したバッテリーにより、停電後もしばらくの間は、使用を継続することが可能です。

しかし、停電後、バッテリーでの稼働は、放送頻度によりますが、概ね3日程度の使用が限度であり、停電だけでなく、地震による電線の切断や、浸水による水没等も想定されます。

このため、市から市民の皆さまには、防災行政無線だけでなく、防災アプリ、防災行政無線メール、公式LINE、Lアラートなどの情報媒体を使って情報発信しています。

また、移動系無線は、可搬型無線機50台、公用車に設置する車載型無線機30台、各支所に設置する半固定型無線機6台により、固定電話、携帯電話が使用できない状況下であっても、連絡を取り合うことが可能で、市内全域で通信することができます。これらの通信設備により、災害時の通信体制を確保しています。

次に、産地パワーアップ事業による効果についてです。

産地パワーアップ事業は、生産者の負担軽減を図るため、施設整備に要する費用の2分の1を

補助するものです。令和6年度は、約1.3ヘクタールのぶどうの加温ハウス等が整備されました。施設栽培は露地栽培より早期の出荷ができ、天候や病害虫の影響を受けにくく品質が安定し、高単価での取引となることから生産者の収益向上につながっています。

また、露地栽培とは作業の時期が異なるため労力の分散が図られることで生産者の経営規模の拡大にもつながり、経営の安定と産地の維持に寄与しています。

続きまして、A I デマンド交通「のるーと笛吹」の本格運行後の状況と課題についてのご質問のうち、

まず、本格運行後の利用状況についてです。

令和7年7月31日現在の利用登録者数は5,864人、利用者数は延べ2万3,650人です。

地区別の割合は、石和地区が41%、御坂地区が24%、一宮地区が1%、八代地区が15%、境川地区が3%、春日居地区が14%、芦川地区が2%です。

次に、利用者アンケートの結果を受けた課題についてです。市民からは、「運行終了時間をもう少し遅くして欲しい」、「市外の病院等にも行けるようにしてほしい」といった運行内容に対するご意見がありました。運行時間や運行エリアの拡大などの運行内容については、今後の課題として捉え、本格運行の利用状況や市民の御意見も伺いながら、検討していきます。

次に、市内全域への運行エリア拡大に向けた進捗状況と体制強化についてです。

令和8年4月から一宮町および境川町へ運行エリアを拡大し、市内全域での運行に向け、現在、対象地域となる行政区と乗降ポイントの設置場所について協議をしています。今後、システムの改修、利用ガイドの作成、市民への周知などを行うとともに、令和8年1月から3月にかけて各行政区での説明会開催を予定しています。

また、新規運行エリアの需要予測として、新規利用者の増加が見込まれることから、令和8年4月から運行車両を1台を追加します。

本格運行においても、利用状況の分析、利用者に対するアンケートや委託事業者からの聞き取り等を通じて、課題の洗い出しや利用ニーズの把握などを行い、使いやすい身近な公共交通を目指していきます。

続きまして、ドッグランの整備とペット共生型まちづくりの推進についてのご質問のうち、「民間設置の事例とニーズ調査」「市有地等への設置」「観光施策としての取り組み」についてです。

民間のドッグランについては、中央自動車道下りの境川パーキングエリア内に設置されているほか、施設の利用者のためにドッグランを設置しているホテルやフルーツ農園などがあります。また、山梨県森林公園金川の森にも、ドッグランが設置されております。

近年、市内にもペット同伴が可能な宿泊施設や飲食店が増えつつあり、これら施設と連携したイベントやキャンペーンを行うことで、本市が「ペット同伴でも楽しめる観光地」とであるという、高付加価値化につなげることが可能ではないかと考えております。

市有地等を利用したドッグランの設置についても、観光地としての価値を高める取り組みの一つになり得ると考えており、市民や観光客を対象とした、ドッグラン整備に対するニーズ調査の実施については、現時点で計画しておりませんが、他自治体の事例を参考に研究してまいります。

続きまして、带状疱疹ワクチンの導入と周知体制の現状および今後の強化策についてのご質問

問のうち、まず、周知活動についての対応状況についてです。市では、带状疱疹ワクチンの定期予防接種対象者に対して、個人通知で案内をしているほか、本年4月から市の広報紙やホームページで周知を行っています。生ワクチンと組換えワクチンは、効果や接種方法などに違いがあるため、必ず医師に相談の上、接種するワクチンを選択するように勧めております。

次に、任意接種の助成制度や、相談窓口体制についてです。

带状疱疹ワクチンの定期接種は、予防接種法に基づき実施しており、定期接種の対象外となる方に対して、任意接種費用の助成を行う予定はありません。

带状疱疹ワクチンは、令和7年4月1日から予防接種法に基づく定期接種の対象に位置付けられたことから、2回の接種が必要となる組み換えワクチンについて、令和7年3月31日以前に、任意接種により自費で1回目を接種した方に対しては、2回目の接種を定期接種として実施をし、1万1,000円を助成しています。

また、今年度、定期接種の対象外となる65歳を超える方についても、定期接種の機会を得られるよう経過措置が設けられており、令和7年度から令和11年度までの5年間は、各年度において70、75、80、85、90、95、100歳となる方についても定期接種の対象となります。101歳以上の方については、令和7年度に限り、全員が対象となります。

予防接種についての相談窓口は、健康づくり課で対応しており、助成対象外の方に対しても、相談内容に応じて丁寧に説明する体制を整えています。

続きまして、宅配ボックス設置補助事業の実施状況と取り組みの強化についてのご質問のうち、まず、補助申請件数と交付実績についてです。

令和6年10月1日から令和7年9月1日までの実績については、補助申請件数は433件、交付実績は433世帯に各1台、366万円であります。

次に、市民への周知活動についてです。宅配ボックス設置補助事業について、多くの市民の皆さまに利用していただけるよう、市の広報紙やホームページ、SNS、回覧板など、様々な方法で周知をしています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○7番議員（岡由子君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

宅配ボックスのところで、私、ちょっと間違えたので訂正させていただきます。

1番では令和7年4月以降と申し上げたんですが、これは始まった令和6年4月以後の誤りでしたので、申し訳ございませんでした。

意見を少し述べさせていただこうと思います。「のる一と笛吹」につきましては、利用者数に着実に伸びていることは大変心強い成果であり、市民生活の支えとなっていることを高く評価いたします。その一方で、課題として指摘されている運行エリアの狭さや時間の制約については、今後の利便性を左右する重要な要素であると考えます。

高齢者の通院や買い物、通勤通学といった日常の移動ニーズにしっかりと対応できるよう、柔軟な運行体制の検討を早期に進めていただきたいと思います。

また、公共交通は地域福祉に直結する施策でもあります。利用者の声を丁寧に拾い上げてい

ただき、アンケートなどを継続的に実施し、その結果を政策改善に反映させる姿勢をぜひ重視していただきたいと思います。

併せて、ペット共生社会まちづくりについても申し上げます。

ペットは今や家族の一員であり、ドッグランの整備は市民の満足度を高めると同時に、観光振興を推進できる重要な分野であると思います。特に石和温泉エリアにおいては、観光客の滞在時間延長やリピーター獲得といった波及効果も見込まれます。また、災害時のペット対応にも有効です。観光施設とペット政策を連動させた戦略的な視点を持ち、住民と観光客の双方に喜ばれる取り組みを推進していただければと思います。

よろしくお願いいたします。

以上で私の代表質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で笛政クラブの質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時30分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、清心会落合俊美君の質疑および質問を許可いたします。

落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、清心会を代表いたしまして落合が質問をいたします。

笛吹市合併後の平成17年度は決算額267億円、令和6年度決算額440億7,600万円ですから、合併時から見ると約1.65倍となっています。

過去の決算額状況も、現在の決算額状況を見ましても、民生費の割合が断トツ多く、令和6年度は全体の34.1%を占めています。今後につきましても、人口減少や少子高齢化の進む中、福祉施策充実に伴う費用など扶助費の増加が想定され、民生費の占める割合がさらに大きくなるものと思います。

今後も山下市長には限られた予算の中で最大の効果が求められます。

令和6年度は、市制施行20周年記念事業や、数多くの大型事業を推進する中で円滑な財政運営をしていると思いますが、決算を含め、以下質問をいたします。

最初に、令和6年度決算について、笛吹市は予算、決算ともに甲府市に次いで県内2番目の規模となっています。令和6年度決算は市制施行20周年記念事業および数多くの重点事業等を実施したため、笛吹市市制20年間で一番大型の決算額440億7,600万円となりました。

特に、給食費無償化に係る国の方針が示されない状況下において、令和6年度も市独自で小中学校、保育所等の給食費無償化を実施。老朽化が進んでいる御坂中学校新校舎の建設着手、

芦川・御坂の学童保育施設の建設、市民の憩いの場である市営温泉の改修、後期高齢者人間ドック健診費用の助成、A I デマンド交通「のるーと笛吹」の運行開始等々、数々の事業を実施し、住みやすい笛吹市に一步一步前進していると思いますけれども、令和6年度事業実施の成果等について、以下お伺いをいたします。

(1) 市制施行20周年の節目として、先人の功績を振り返り、本市の誇りと愛着を深め、さらなる飛躍発展につなげていくために、令和6年度はいくつかの記念事業、ももの里マラソン大会、石和温泉花火大会、市制祭、川中島合戦戦国絵巻、小中学校での記念給食の実施、20周年を冠にしたPR事業を実施いたしましたが、その成果等についてお伺いいたします。

(2) 令和6年度重点事業のうち、F U J I Y A M A ツインテラス周辺の環境整備に係る事業の成果についてお伺いいたします。

(3) 令和6年度から75歳以上の後期高齢者を対象とした人間ドック検診の助成を実施いたしました。昨年度は、男性359人、女性271人の合計630人が受診し、総額約1,300万円の助成金額でした。そこで、後期高齢者人間ドック健診事業助成の成果と課題についてお伺いいたします。

(4) 春日居地域子育て支援センター整備事業に約2億1,700万円を投入し、開設いたしましたけれども、現在の利用状況と課題をお伺いいたします。

(5) A I デマンド交通「のるーと笛吹」の令和7年3月末時点の登録者数は4,878人で、延べ1万3,569人の方が利用をしています。運営開始から1年以上経過し、いよいよ来年4月からは全市での運営となる予定です。そこで、1年以上運営しての成果と課題および運営費用についてお伺いをいたします。

(6) 消防車両等整備事業において、約1億7,500万円の救助工作車を購入しますが、救助工作車とはどのようなものを装備し、どのような際に使用するのか、また、繰越明許費となっておりますけれども、納車の時期をお伺いいたします。

次に、笛吹市の果実PRについて。

笛吹市の果実PRとして、市長によるトップセールスを行っています。特に東京の太田市場、豊洲市場および大阪本庄市場は、ここ数年、毎年実施をしています。また、このほかにも名古屋に、そして昨年は笛吹高校の学生が中心となり台湾に伺い、PRを実施いたしました。

本年は、6月24日に東京太田市場に、また6月29日、30日と大阪本庄市場を中心に実施いたしました。

私も一員として参加し、笛吹市内の農家の皆さまが丹精込めて栽培した桃等のPRをさせていただきました。市場の皆さまとの意見交換会を行い、笛吹市の果実の素晴らしさを再認識いたしました。今後も笛吹市の果実消費拡大宣伝事業を実施して推進していただきたいと思います。

そこで、果実消費拡大宣伝事業の成果等についてお伺いをいたします。

(1) 消費拡大宣伝事業を実施した市場側の要望および評価について伺います。

(2) 消費拡大宣伝事業に伴う笛吹市内果実販売の成果および課題について伺います。

(3) 消費拡大宣伝事業、今後の実施計画をお伺いいたします。

次に、石橋工業団地の入居状況と今後の推進について、昭和48年12月から始まりました工業団地も何回か計画変更を行い、平成2年2月からは石橋工業団地として、農業と工業の調和のとれた地域の発展および就業構造の改善を資する目的として導入いたしました。現在、石

橋工業団地の総面積35ヘクタールに10社が入居し、そこで658人が就労しています。そのうち市内の方が195人います。

山下市長をはじめとする行政関係者等の努力により、石橋工業団地もあと一步で完結できそうな状況と推測いたしますが、企業誘致に関する利点および完結後の推進についてお伺いいたします。

- (1) 企業誘致について、市の利点を伺います。
- (2) 企業誘致による企業側の利点をお伺いいたします。
- (3) 未入居区画の推進状況をお伺いいたします。
- (4) 入居完結後は、第2期工業団地の推進を考えているのか、お伺いをいたします。

次に、多目的芝生グラウンドの整備事業、その後について。

芝生グラウンドの整備について、市内17団体から25の要望書が提出され、多くの団体から芝生グラウンドの整備についての要望があったことを重く受け止め、スポーツ活動の推進を図るとともに、スポーツツーリズムにも活用できるよう、多目的に利用できる芝生グラウンドの整備に向けた基本計画を策定いたしました。

多目的芝生グラウンドの整備基本計画では、整備候補地としての選定として、「利用しやすさ」「スポーツツーリズムへの寄与」「財政負担の軽減」「法律等による施設整備への影響など」を考慮して、「みさかの湯周辺エリア」「笛吹八代スマートインターチェンジ周辺エリア」「金川の森北西部周辺エリア」を選定いたしました。その中で、「みさかの湯周辺エリア」を最適な候補地として用地交渉を行ってきましたが、一部の地権者の同意が得られず、みさかの湯の周辺エリアでの整備を断念しましたが、その後の経過等についてお伺いをいたします。

(1) 「みさかの湯周辺エリア」断念後、当初計画で描いていた「笛吹八代スマートインターチェンジ周辺エリア」および「金川の森北西部周辺エリア」を推進しなかった理由はなぜか、お伺いいたします。

(2) 今後の多目的芝生グラウンドの方向性をお伺いいたします。

続きまして、公有財産の管理について。

笛吹市の公共施設は、合併前の旧町村において、その時の行政ニーズに応じ、類似した施設を整備したため、更新時期が一定の時期に集中しています。平成29年2月に制定した笛吹市公共施設等総合管理計画では、公共施設の将来更新費と財政の見直しについて比較を行い、削減に向けた基本方針、施設類型別の管理に関する基本的な考えを示しました。今後、人口減少や少子高齢化の進展が予想される中、子育て支援や高齢者等への福祉施設充実に伴う費用など、多様化する行政需要に対応するための扶助費等の増加が見込まれ、今ある公共施設等を現状規模のまま維持していくことは困難な状況になるため、全体計画期間を定めました。

その中で、短期期間5年と中期期間5年の10年間の計画で見ると、幾つかの施設が廃止、除却の対象となっています。今後においては、厳しい財政運営が想定され、土地も含め公有財産の適切な管理が求められると思います。

以下についてお伺いいたします。

(1) 個別施設計画庁舎・支所編、集会施設編、公立保育所編、児童館編、福祉施設編において、施設ごとの評価により短期的検討の方向性10年以内となっている施設の対応状況をお伺いいたします。

(2) 笛吹市所有公有財産の普通財産が昨年度より宅地238.74平方メートル、田畑20.

26平方メートル、その他1万2,383.52平方メートル減となっているが、内容についてお伺いいたします。

(3) 笛吹市所有公有財産の普通財産、山林141万4,881.20平方メートル、宅地2万6,378.28平方メートル、田畑9,166.88平方メートル、その他10万1,374.51平方メートルの今後の活用についてお伺いをいたします。

次に、外国語指導助手ALTについて、文部科学省は、令和2年、小学校における英語教育は必修化といたしました。笛吹市におきましても、小学校では3年生以上を導入しています。

目的は、将来にわたり国際化社会で活躍し、市の未来を拓く人材を育成するため、市内小学校において新たな英語育成プログラムを段階的に導入していく市内の小中学校における外国語指導助手、いわゆるALTを設置し、児童生徒が日常的にコミュニケーションを取ることで、国際共通語である英会話に親しむ環境を整えるためとあります。

これからの社会はより一層国際化していきますので、非常に重要な教育の一環だとは思いますが。

市内14校の小学校では、3・4年生998人は週1時間、5・6年生1,055人が週2時間、外国語指導助手ALTの指導を受け学習していますので、以下についてお伺いをいたします。

(1) 小学校における外国語教育の指導体制についてお伺いいたします。

(2) ALT導入後の成果と課題をお伺いいたします。

(3) 外国語指導助手の契約締結内容を伺います。

次に、防犯カメラ設置補助金について、山梨県警察によりますと、毎年多くの盗難事件が発生しています。地域の住民が安全で安心した生活を営むには、いくつかの防犯手段があると思いますが、最近では防犯カメラの設置は大変効果的だと思います。

笛吹市内には石和温泉駅周辺に33台、春日居駅周辺に9台、公園に23台、市内主要道路のうち石和町内に10カ所12台、御坂町内に1カ所1台、一宮町町内1カ所1台、八代町内に1カ所1台、境川町内に1カ所1台、春日居町内に2カ所2台の合計83台設置されています。防犯カメラから犯人を見つけ出したケースも数多く多くあり、最近では行政区において防犯カメラの設置要望の声を数多く伺うようになりました。

行政区での防犯カメラの設置については、山梨県警察の補助金制度もあるようですが、笛吹市としても地域住民の皆さまの生活を守るために防犯カメラの設置推進が必要だと思いますので、以下についてお伺いいたします。

(1) 現在設置されている防犯カメラ以外に、さらに市で増設の計画があるのか、お伺いいたします。

(2) 行政区独自に防犯目的でカメラを設置する場合において、市からの補助金を検討すべきだと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

最後に、市営温泉施設について、笛吹市内には5カ所の公営温泉があり、市民の健康維持に大きく貢献しているものと思います。施設の老朽化等により、現在なごみの湯、いちのみやもの里温泉において改築が行われています。また、春日居福祉センターやまゆりの湯も、本年10月から改築されます。そして、みさかの湯も来年度から改修工事が行われると伺っています。

なごみの湯については、10月にリニューアルオープンの予定のようです。市民の健康維持

の観点からみて、安全で安心してゆっくりくつろげる温泉での体づくりは非常に効果があるものと思いますので、改修工事が行われる施設につきましては、1日も早い完成と安全な管理体制の構築を望み、以下質問をいたします。

(1) 温泉施設の管理にはどのような資格が必要か伺います。

(2) なごみの湯、ももの里温泉、みさかの湯、やまゆりの湯について、指定管理者制度を導入し運営しているが、市としてどのような利点があるのか伺います。

(3) 8月にみさかの湯において、落雷の影響でポンプが故障する事故がありましたが、その状況について何うとともに、避雷針等の安全装置の再点検を行う必要があると思いますけれども、予定についてお伺いいたします。

(4) 寺尾の湯について、過去3回レジオネラ菌が発生し、それぞれ1週間から2週間休館した経過があります。また、今回、7月14日に4回目のレジオネラ菌が発生し、数日間休館にいたしました。利用者は度重なる休館に大変心配していますので、対策等について以下伺います。

ア. 本施設について、入浴施設衛生管理はどのように行っているのか伺います。

イ. 度重なるレジオネラ菌発生原因について、源泉に問題があるのか、機械器具に問題があるのか、徹底した原因究明と対策を伺います。

ウ. 市内の温泉施設のうち、寺尾の湯だけが指定管理になっていませんが、今後の運営について市長の見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

清心会落合俊美議員の代表質問にお答えします。

はじめに、令和6年度決算についてのご質問のうち、まず、市制施行20周年記念事業の成果についてです。

笛吹市市制施行20周年記念事業として、23の事業を実施しました。

主な事業として、桃の里マラソン大会については、ゲストラランナーに福士加代子さんを招いたことで、大会の注目度や参加意欲が高まり、前回大会に比べ、大幅に参加者が増加しました。

20周年を記念して、タオルを配布したことで特別感が演出され、参加者の満足度向上につながりました。

第60回石和温泉花火大会については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止または分散で開催していた花火大会を5年ぶりに1日開催とし、4万5千人以上の皆さまにご来場いただきました。

20周年記念として400機以上のドローンを使ったショーを行い、これまでにない演出に多くの方々から歓声があがっていました。

市制施行20周年記念式典では、市の発展のためにご尽力いただいた方々の功績と貢献に深い敬意と感謝を表し、表彰状や感謝状を贈呈いたしました。

また、ともに市民栄誉賞受賞者である辻村深月様、乙黒拓斗様からいただいた、市制施行

20周年をお祝いするビデオメッセージを披露しました。

招待者には、20周年を記念して新たに作成した市勢要覧、笛吹市の季節ごとの美しい風景を収めたカレンダーなどを配布し、節目の年にふさわしい式典となりました。

川中島合戦戦国絵巻については、武田信玄公を俳優の小堀一機さんに、上杉謙信公をタレントの関根勤さんに演じていただき、前年の来場者数1万5千人を大きく上回る2万5千人以上の皆さまにご来場いただきました。

演出については史実に基づきながらも、ユーモアを含めた演出を行い、来場者はもちろん500人を超える一般参加者にも楽しんでいただけました。

20周年記念給食は、「子どもたちが喜び、思い出に残る、美味しい給食」「子どもたちが、郷土の良さを感じる、嬉しい給食」「子どもたちが、製作過程に参加する、楽しい給食」をコンセプトに実施しました。

給食は、市産県産の食材を中心に、児童生徒の投票で決めたメニューを、市内小中学校19校の教職員を含めた約5,200人に提供しました。

実施後のアンケートでは、「記念給食で20周年を知ることができた」「全てが県産食材と知り、よりおいしく感じた」「地産地消の大切さが分かった」など、生産者や給食の作り手に対する感謝の言葉が寄せられたとともに、食への関心や地域への愛着を深めることができました。

そのほか20周年をPRする懸垂幕やのぼり旗を作成し、市庁舎、石和温泉駅に掲示するとともに、20周年を記念したクリアファイル、ハンドタオル等のノベルティを作成し、イベント時に配布しました。

市役所で使用する封筒のデザインの一新や、20周年記念ピンバッジを作成し、議員の皆さまをはじめ、職員が着用することで市内外に本市の20周年をPRしました。

記念事業を通じ、市民をはじめ、多くの皆さまと記念すべき年をお祝いするとともに、さらなる飛躍を期する年とすることができました。

次に、F U J I Y A M A ツインテラス周辺の環境整備事業の成果についてです。

令和6年4月24日にオープニングイベントを開催したエントランス施設「リリーベルヒュッテ」は、カフェや観光案内所の機能に加え、F U J I Y A M A ツインテラスへのシャトルバスの発着所としての役割も担っており、4月25日から11月30日までの間に2万4千人が訪れました。

また、市道の改良を行い大型バスのすれ違いができる待避所3カ所を設けたことで、大型バスでの走行が可能となり、多くの旅行業者のツアーや、石和温泉旅館協同組合でも送迎バスを出し宿泊につなげるプランを実施するなど、新たな観光の目的地として着実に知名度が向上していると考えます。

次に、後期高齢者人間ドック助成事業の成果と課題についてです。

後期高齢者人間ドック助成事業を開始したことで、令和6年度の後期高齢者健康診査の受診率は23.6%となり、令和5年度の受診率19.4%と比較して、4.2ポイント上昇しました。また、10人にがんが発見され、治療に結びつくなど、助成事業の実施により、後期高齢者の疾病の早期発見、生活習慣病の重症化予防および介護予防について、効果が得られていると考えています。

一方、人間ドックは、基本的な健康診査とがん検診を併せて実施するものですが、高齢のため安全に検査ができないとの医師の判断の下、一部のがん検診を受けられない受診者が31%

おり、85歳以上では58.1%と半数以上を占めている状況です。

検診機関からは、後期高齢者人間ドックを安全に行えるよう、対象年齢に上限を設けて欲しいとの要望が上がっていることから、今後対象年齢の見直しについて検討してまいります。

次に、春日居子育て支援センターの利用状況と課題についてです。

春日居子育て支援センター「きっずかすがいい」は、令和7年4月1日の開設以来、多くの子育て世帯に利用していただいています。4月から8月末までの利用者数は延べ6,574人で、地域の子育て支援拠点として重要な役割を果たしています。特に休日には、親子連れの来館が多く、施設内には笑顔と活気が溢れています。

施設内に設置している多目的スペースは、子育て支援団体等による活動の場として利用されており、地域全体で子育てを支える取り組みの促進につながっています。

課題は、本市や近隣自治体の子育て支援センターの多くが日曜日に休館している影響もあり、日曜日に利用者が多いことです。その結果、限られた職員数では、利用者一人ひとりへの相談対応や、子どもの安全確保に十分な体制を整えることが難しい状況です。今後は、市内の他の子育て支援センターにおいても、日曜日の開館について検討を進めてまいります。

次に、AIデマンド交通「のるーと笛吹」の成果と課題および運営費用についてです。

「のるーと笛吹」の導入により、地域の公民館や広場など身近な場所を乗降ポイントとすることで、多くの市民が利用できる環境となりました。令和6年1月15日に実証運行を開始し、令和7年4月から本格運行に移行する中、令和7年7月31日までの利用登録者数は5,864人、利用者数は延べ2万3,650人です。

令和6年1月から令和7年3月まで、御坂町西部、八代町、芦川町、石和町の一部を対象として行った実証運行では、1日当たり平均38.1人の利用がありました。さらに、令和7年4月からは本格運行に移行するとともに、石和町全域、御坂町東部、春日居町を運行エリアに加えた中、一日当たりの平均利用者数は4月が92.5人、7月が107人に増加している状況です。

これまで、多くの市民に利用していただく中で「1人で買い物や病院に出かけられるようになった」、「子どもが1人で習い事に行けるようになった」など、好意的な意見が多く寄せられております。

また、「キャッシュレス決済を導入してほしい」、「小学生でも使えるように停留所の標識にふりがなをつけてほしい」などの要望を受け、令和6年9月にキャッシュレス決済を導入したほか、新たに設置した停留所の標識にふりがなを記載するなど、改善策を図ってきました。一方で、運行時間や運行エリアの拡大などの運行内容に対する意見については、今後の課題として捉え、本格運行の利用状況等を勘案し、検討してまいります。

運営費用について、運賃収入、国県補助金を除いた市負担額は、令和6年度実績で4,545万円、運行エリアを石和町、御坂町、春日居町に拡大し、車両を2台追加した令和7年度は約5千万円、運行エリアを市内全域に拡大し、車両を1台追加する令和8年度以降は、約6,100万円を見込んでおります。

次に、救助工作車の装備や納車時期についてです。

救助工作車には、交通事故や火災、地震、山岳遭難などの災害発生時の救助活動に必要な多様な装備を搭載しております。山岳救助用のロープや滑車、建物倒壊現場での要救助者発見に役立つ画像探索機、隊員の安全確保のための空気呼吸器やガス測定器、さらに油圧式ジャッ

キ、切断機、発電機、照明器具、救助用ロープ、担架など、多岐にわたる装備を備えています。

これらの装備を活用することで、災害現場において、人命救助、閉じ込められた方への救出、救急車両等への負傷者の搬送といった活動が、迅速かつ効果的に行えるようになります。

救助工作車は、令和7年11月下旬頃に納車予定です。納車後は、消防職員による本格的な訓練を実施をし、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を整えてまいります。

続きまして、笛吹市の果実PRについてのご質問のうち、まず、消費拡大宣伝事業を実施した市場側の評価および要望についてです。

全国に誇る一大産地である本市の果実は、他の産地に比べて高品質であり、その出荷量も安定していることから、市場側からは信頼される産地として大変高い評価を得ています。要望としては、今後も、安定的に高品質の果実を供給することが求められております。

次に、消費拡大宣伝事業を行ったことによる、果実販売の成果および課題についてです。

大消費地である東京、大阪および名古屋の主要市場でのトップセールスを通じて、卸売業者との信頼関係が構築され、消費者ニーズの傾向などを把握することができました。これにより、消費者ニーズに合った果実を高値で取り引きすることにつながっています。

J Aふえふきでは、本市産果実の取扱額が令和4年度の160億円から令和6年度には175億円に増加し、J Aフルーツ山梨春日居支所でも、令和4年度の10億2千万円から令和6年度には10億6千万円と増加しております。これらは、生産者のご努力はもとよりトップセールスにおける積極的な情報発信も増加理由の一つであると捉えております。

今後の課題としては、高単価なぶどうへの切り替えによって減少している桃の出荷量の確保が挙げられます。

次に、消費拡大宣伝事業の今後の計画についてです。

J Aふえふき、J Aフルーツ山梨春日居支所では、令和6年度において、合わせて約1万4,200トンの本市産果実を取り扱っています。インターネット通販やふるさと納税など、果実の流通の多様化が進む中であっても、生産者にとっては市場での出荷が農産物の最も重要な販売ルートとなっております。

今後も、J Aと連携をし、東京、大阪、名古屋の主要市場でのトップセールスを継続するとともに、海外への輸出拡大の取り組みも進め、本市産果実の一層の販路拡大と生産者の収益向上に寄与していきます。

続きまして、石橋産業導入地区の入居状況と今後の推進についてのご質問のうち、まず、企業誘致による市の利点についてです。

企業の誘致を通じて多様な雇用機会が生まれ、移住定住の促進を図ることができ、地域のにぎわいや活力の創出につながります。また、企業の安定した経営による固定資産税や法人市民税等の税収は、本市が持続可能なまちづくりを進めるための財政基盤を支える重要な要素であると考えます。

次に、企業誘致による企業側の利点についてです。

石橋産業導入地区は、交通アクセスの良さを生かした立地にあり、多くの企業にとって物流の効率化を図ることができる、魅力的な拠点となっていると考えております。

また、本市では、企業立地を促進するため、製造業等の立地事業を行う企業に対する助成金や土地等を取得する際に生じる固定資産税の減免などの支援策を講じており、企業は初期投資の負担を軽減することができ、新規事業や設備投資を円滑に進めることができます。

次に、未入居区画の推進状況についてです。

石橋産業導入地区の未入居区画については、現在3区画あり、そのうち2区画は、入居の相談を受けている状況です。

次に、入居完了後の第2期産業導入地区の推進についてです。

中部横断自動車道の山梨県と静岡県を結ぶ区間の全線開通もあり、県内への企業の立地は進んでおり、本市においても立地に関する相談や問い合わせを多く受けております。

活力のある地域経済づくりを目指し、地元雇用を生む企業誘致を推進するため、新たな産業用地の確保を進めてまいります。

続きまして、多目的芝生グラウンド整備事業のその後についてのご質問のうち、笛吹八代スマートインターチェンジ周辺エリアおよび金川の森北西部周辺エリアを推進しなかった理由、今後の多目的グラウンドの方向性についてです。

各スポーツ団体をはじめ、多くの市民の皆さまから、一日も早い芝生グラウンドの整備を望む声が多く上がっていることから、多目的芝生グラウンドについては、整備基本計画を基にした、「みさかの湯周辺エリア」「笛吹八代スマートインターチェンジ周辺エリア」「金川の森北西部周辺エリア」の3カ所の整備候補地および施設内容での整備を見直し、既存施設の活用を含め新たな検討を進めることとしました。

この考えの下、現在、既存の社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方を踏まえ、既存のグラウンド等で行われている競技の利用状況を考慮しながら、施設ごとの基本的な考えをまとめているところです。

今後、スポーツ協会の専門部など、社会体育施設を利用している団体にご意見をお伺いをし、参考にした上で、令和7年12月に、市の基本的な考え方をお示しできるように取り組んでおります。芝生グラウンドの整備については、その基本的な考えを踏まえ、今後検討してまいります。

続きまして、公有財産の管理についてのご質問のうち、まず、個別施設計画庁舎・支所編、集会施設編、公立保育所編、児童館編、福祉施設編で定めた、各施設の短期的な方向性への対応についてです。

令和2年度に策定をしました個別施設計画では、令和3年度から令和12年度までの10年間における、施設ごとの管理方針を、短期的検討の方向性として定めております。

この方向性に基づく、大規模改修、予防保全、民間等への譲渡、除却などの主な対応は、庁舎・支所については、予防保全を行っている施設が1施設、設備改修を行った施設が3施設です。

集会施設については、予防保全を行っている施設が3施設、予防保全の一部を前倒しで行っている施設が1施設、設備改修を行った施設が1施設、除却した施設が2施設、用途を変更した施設が1施設です。

公立保育所については、譲渡した施設が2施設です。

福祉施設については、大規模改修を行っている施設が1施設、予防保全を行った施設が1施設、施設の用途を変更し予防保全を行った施設が1施設、設備改修を行った施設が1施設、譲渡した施設が1施設、除却した施設が1施設です。

児童館については、比較的新しい施設であるため、これまでに予防保全等を行った施設はございません。

次に、普通財産減少の内容についてです。

宅地、田畑については、用途廃止した道路や水路といった公有財産の売り払いによる減です。その他については、リニア残土置場用地として山梨県に譲与したものです。

次に、普通財産の今後の活用についてです。

現在、市が保有している普通財産の多くは利活用が困難な場所であり、有効な利用計画がない状況です。今後、払下げの希望等が出ている場合には、積極的に払下げ等を検討していきます。

続きまして、外国語指導助手「ALT」についてのご質問のうち、まず小学校における外国語教育の指導体制についてです。

本市の小学校における外国語教育の指導体制は、学級担任または中学校の英語教員免許をもつ英語専科教員が行う授業を、ALTが補助する体制で行っています。

次に、ALT導入後の成果と課題についてです。

ALTは、小学校3・4年生の英語活動に週1時限、5・6年生の英語授業に週2時限参加をし、授業中は基本的に英語だけで会話し、英語の正しい発音や自然な会話を児童に聞かせ、児童が英語に親しむ環境を作っております。

小学校における英語教育が必修となったときから、本市ではALTを導入しているため、導入後の成果を比較できるものではありませんが、授業風景からは、児童がALTの話す英語を通じて、英語への親しみを感じていることが伺えます。

しかし、3・4年生は週1時限、5・6年生は週2時限という限られた時間の中だけでは、ALTと英語で会話を行うなどの、英会話の実践機会の確保が難しいことが課題であります。

次に、ALTの契約締結内容についてです。

現在配置している10人のALTについては、英語活動および英語授業をALTとして補助するという内容で、英語講師派遣事業者と労働者派遣契約を締結し、派遣されてきています。

令和8年度から令和10年度までは、令和7年3月にプロポーザルで選定した英語地域語学学校運営および講師受入支援事業者と、ALTの受入支援および管理業務委託契約を締結し、受入支援によって来日したフィリピン人ALT22人を、市の会計年度任用職員として任用いたします。

続きまして、防犯カメラ設置補助金についてのご質問のうち、まず、防犯カメラの増設計画についてです。

本市では、平成25年度に暴力団の排除及び犯罪の抑止を目的として、笛吹警察署と協議を行い、市内幹線道路の沿線に防犯カメラを設置し、捜査機関から事件や事故の捜査資料として提供依頼があった際に録画情報を提供してきました。

市では犯罪、事故等が発生した際に、容疑者を捕捉するため、令和5年度に、笛吹警察署と協議の上、既存カメラの設置場所を見直しをしました。

また、石和温泉駅および春日居町駅の周辺や、公園に設置した防犯カメラは、施設管理の目的で、いたずらの抑止、利用者の安全確保や防犯のために設置しています。現時点において、設置済みの防犯カメラ以外に、増設の計画はありません。

次に、行政区に対する防犯カメラ設置に係る補助金についてです。

行政区が防犯目的でカメラを設置する場合は、山梨県警察による防犯カメラ設置促進事業補助金の対象となり、補助対象経費の2分の1、上限30万円が補助されます。

本市においても広報紙で当該補助金について周知をしており、行政区から防犯カメラ設置の相談を受けた場合は、山梨県警察の補助金の利用を案内しております。

既存の補助金と目的、補助内容が重複するため、市独自に、防犯カメラ設置に係る補助金を創設することは考えておりません。

続きまして、市営温泉施設についてのご質問のうち、

まず、温泉施設の管理に必要な資格についてです。

温泉施設の管理運営者には、公衆浴場法第2条に基づく営業許可申請と温泉法第15条に基づく温泉利用許可申請が必要となりますが、これらは資格ではなく許可申請となります。

各温泉施設の管理については、施設規模に応じて電気主任技術者やボイラー技士などの資格が必要となる場合があります。

次に、市営温泉施設における指定管理者制度導入の利点についてです。

市では、民間事業者の活力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に指定管理者制度の導入を進めています。

市民の健康と福祉の増進を主な目的とする市営温泉施設においても、指定管理者制度を導入し、民間事業者が持つノウハウや創意工夫によるサービスの充実を図ることで、利用者のニーズに応じた質の高いサービスの提供や施設運営の効率化・合理化が図られるようになることなどが利点だと考えられます。

次に、8月に発生したみさかの湯における落雷の状況と安全装置等の再点検についてです。

令和7年8月3日の午後4時ごろ、みさかの湯付近に落雷があり、建物内に異常な電流が流れ、ポンプや制御盤などの機器類が故障したため、同日午後5時から休館としました。翌日に修理が完了し、動作確認後、8月6日から営業を開始をしました。

みさかの湯については、建物が低いことから避雷針を設置していませんが、建物内の各機器類に避雷器を設置し、侵入した電流を地中に流すことで被害を最小限に抑える雷対策を講じております。

今回の事案を受け、安全装置等の動作点検を実施し、正常であることを確認しました。今後毎月実施する電気設備の保守点検を継続する中で、専門業者等に助言を求めながら有効な雷対策について研究してまいります。

次に、レジオネラ菌対策についてです。

衛生管理については、施設では、委託請負業者が厚生労働省の衛生管理要領に基づき、残留塩素濃度の保持や定期的な水質検査、浴槽や配管の洗浄消毒を行うなど、日常的な点検や記録を徹底をし、衛生的な環境の確保に努めております。

度重なるレジオネラ菌の発生原因と対策については、過去の事案を含めレジオネラ菌の発生原因は、循環ろ過装置の不具合により、適切な残留塩素濃度が保持できなかったことにあります。今後は、水質検査や衛生管理体制を徹底するとともに、機械設備の点検の回数を増やすなど再発防止に努めてまいります。

今後の施設運営については、衛生管理の徹底と利用者サービスの向上を図り、効率的な施設運営を進めるため、民間のノウハウを活用できる指定管理者制度の導入を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○8 番議員（落合俊美君）

たくさんの質問に的確に答弁いただきまして、ありがとうございました。

再質問はございませんけれども、意見を述べさせていただきます。

過日、PRにつきましては、市場側でも大好評でございます。努力があつてこそ価格高騰につながりますので、今後も継続していただきたいと思います。

また、石橋工業団地につきましても、私も地元ですから全面的に協力をさせていただきます。

また、防犯カメラ関係につきましては、警察の補助金がありますけれども、いつまで続くのかということが分かりません。もし制度が廃止になったときには、ぜひ山下市長、検討していただきたいと思います。

また、寺尾の湯レジオネラ菌対策につきましては、引き続きよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で清心会の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時35分といたします。

休憩 午前 2時22分

再開 午前 2時35分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、煌・フォーラム21 三枝賢治君の質疑および質問を許可いたします。

三枝賢治君。

○2 番議員（三枝賢治君）

煌・フォーラム21の三枝賢治です。

本日、9月9日は救急の日。救急医療の大切さやいざというときの備えについて考えるよい機会です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、会派を代表して質問させていただきます。

令和6年度決算について、市政運営に積極的に取り組む中、激変する社会情勢に対応するため、国の施策にも対応し、決算額は過去最高額となりました。そこで伺います。

（1）令和6年度の笛吹市決算について、歳入と歳出の主な傾向、財政の安定性の現状、重点的に取り組まれた事業の成果について、また、それらを踏まえて市としてどのように評価されているか伺います。

（2）令和6年度の決算を受けて、これからも市民サービスの質を落とすことなく安定的に続けていくためには、市はどのような方向性を描いているか伺います。

2. スポーツ振興および社会体育施設整備について伺います。

スポーツ振興に当たっては、社会体育施設の老朽化、バリアフリー化、指導者不足、若年層の運動離れなど、複合的な課題が存在しています。

課題解決に向けては、施設整備に加え、地域全体のスポーツの価値を再認識し、誰もがスポー

ツに参加しやすい環境づくりが必要と考えます。

スポーツは健康増進だけではなく、地域の絆の創出や観光振興にもつながる力を持っており、山下市長が掲げる市のさらなる飛躍に向けて、今後も力強く取り組んでほしいと考えます。

そこで伺います。

(1) スポーツ振興に当たっては、全市民を対象とした施策に加え、年齢層などによって対象を絞り、対象が抱える課題の解決に向けた施策を行うことが必要であると考えます。

そこで、全市民を対象として実施しているスポーツ推進施設施策について伺います。

イ. 年齢層別など対象を絞って実施しているスポーツ推進施設の施策の実施状況と今後の展望について伺います。

ウ. 障がい者を対象としたスポーツ推進施策について、取り組み状況と今後の普及促進策について伺います。

(2) スポーツ振興に当たっては、社会体育施設の環境整備も不可欠であると考えます。

そこで、ア. 社会体育施設について、バリアフリー化済みの施設、バリアフリー化の内容について伺います。

イ. 令和7年第2回定例会で、既存の社会体育施設を専門性の高い施設にするため、基本的な考え方について、令和7年12月に市としての基本的な考え方を示せるよう取り組んでいくとのことでしたが、現在の進捗状況について伺います。

(3) 笛吹市ももの里マラソン大会をはじめ、市内で開催されるスポーツイベントは、市民のスポーツ推進のみならず、県外からも多くの参加者があり、観光振興や特産品のPRなど、市の魅力を全国に発信する絶好の機会にもなっています。スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れ、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむ「スポーツツーリズム」は、地域経済の活性化や交流人口の拡大につながると考えます。

そこで、ア. 第3次笛吹市観光振興計画には、スポーツを活用した観光施設施策はどのように盛り込まれているか伺います。

イ. 「スポーツツーリズム」について、現在、市ではどのような取り組みを進めているのか、宿泊観光事業者と連携した取り組みを行っているのか伺います。

ウ. 笛吹市における「スポーツツーリズム」では、本市の地域資源である温泉や果樹を組み合わせ、観光商品の開発など様々な展開が可能であると考えますが、市の見解と今後の展望について伺います。

(4) 2032年に国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会が山梨県で開催される予定です。大会に向けて、山梨県はすでに準備室が設置され、競技会場や運営体制の整備が進められています。笛吹市においても、地域のスポーツ振興と文化発信の大きなチャンスとなります。

ア. 本市を会場として行われる競技がありますか。ある場合には、県との役割分担や連携体制、競技施設の整備方針について、現時点での計画の準備の状況について伺います。

イ. 国スポの開催の契機とした、本市のスポーツ推進についてどのように考えていますか。

3. 部活動の地域展開への取り組みと課題、今後の支援策について伺います。

本市では、教育環境の充実と地域社会の活性化を両立する観点から、部活動の地域展開を推進しており、子どもたちの健全育成と地域のつながりを促進する重要な役割を担っています。

しかしながら、部活動の地域展開が進む中、運営体制の整備、人材の確保、財源の安定など、

持続可能な支援対策の構築に向けた課題も顕在化しています。

私たち煌・フォーラム21は、先進地視察として新潟県佐渡市を訪問し、部活動の地域展開の取り組みを研修いたしました。

佐渡市では、離島という地域特性を生かしながら、地域資源や人材を活用した持続可能な地域づくりを進めています。部活動の地域展開もその一環として位置づけられています。

佐渡市では、令和4年度に実施した中学生を対象としたアンケート結果から、部活動について子どもたちのモチベーションを高めるため、技術向上を目指す「スキップ型」と、佐渡の特色を生かした様々なスポーツや文化活動を体験できる「エンジョイ型」の2タイプの活動を提供しており、このことは注目に値します。また、国際交流の観点から、JETプログラムの一環であるSEA（スポーツ国際交流員）を活用し、地域活動に多様な交流の機会を創出しています。

これらの先進事例を踏まえ、本市における部活動の地域展開の現状と課題について、市の見解を伺います。

(1) 笛吹市では、令和5年度に笛吹市中学校を部活動地域移行検討委員会を設置していますが、これまでの検討結果について伺います。

(2) 検討委員会において、入部したい部活動や部活動に求める活動内容などについて、児童生徒の声を聞くなどの取り組みを行い、部活動の地域展開に向けた検討に反映を行っているのか伺います。

(3) 部活動の地域展開に向けたステップとして、モデル地区の選定、活動種目の選定、地域団体との連携強化、活動場所の確保と送迎支援などの検討が必要と考えるが、市の見解を伺います。

(4) 部活動の地域展開後の運営体制について、指導人材の確保、活動施設の確保、財源などの課題があると思うが、市の見解を伺います。

(5) 部活動の地域展開に当たっては、部活動の指導ができる人材が地域に不可欠となるため、指導員研修の費用助成制度などの創設など市の見解を伺います。

(6) 笛吹市では、今後、地域のスポーツを通じた国際交流に従事するSEA（スポーツ国際交流員）を導入する予定があるか、市の見解を伺います。

4. 地域交通・交通インフラの充実について伺います。

新山梨環状道路やリニア中央新幹線など交通インフラ整備が進む中、地域への影響と対応について伺います。

(1) 新山梨環状道路関連について伺います。

ア. 新山梨環状道路の工事現場周辺において、畑の井戸水の水量が極端に減少し、ポンプによる灌水が困難になっていると耕作者から伺っています。この時期、畑への冠水は農業従事者にとってまさに死活問題であり、農作物の育成に深刻な影響を及ぼしかねません。市としてこの現状をどのように把握しているのか、また、原因の調査とともに、耕作者への支援や代替手段の提供など、適切な対策を講じているのか、具体的な対応状況について伺います。

イ. 新山梨環状道路の建設に伴い、既存の生活道路や農道が分断され、地域住民の生活や農業活動に支障をきたす可能性があるため、周辺道路整備は環状道路の供用開始に合わせて計画的に進める必要があると考えます。周辺道路整備について、市ではどのように考えているか伺います。

ウ．石和町内に設置予定の新山梨環状道路インターチェンジ（東谷油川・小石和・広瀬）と市道との接続について、市道の拡幅や交差点改良など具体的な計画について伺います。

エ．主要地方道甲府笛吹線のうち、新山梨環状道路小石和インターチェンジと中央自動車道笛吹屋代スマートインターチェンジを結ぶアクセス道路約1.6キロメートルについて、山梨県が令和7年度、新規に事業化されました。このことに伴い、本市の関連道路整備方針や県事業への関与について伺います。

オ．新山梨環状道路の高架橋下用地については、地域資源としての利活用が期待されます。スケートボードパークや駐車場としての活用など、地域住民のニーズに応える形で活用していただきたいと考えておりますが、市として高架橋下用地の利活用についてどのような方針を持っているのか伺います。

カ．新山梨環状道路の建設予定地である石和町富士見地区については、最大で5メートルを超える浸水想定区域に指定されています。災害時の避難場所の確保は、市民の生命を守る上で極めて重要です。新山梨環状道路の高架橋などを活用した避難計画について、市の考えを伺います。

（2）リニア中央新幹線の開業に伴う福祉への影響と対応策について伺います。

ア．リニア中央新幹線については、2034年以降に開業が予定されています。開業後は地域の交通、経済、観光に大きな影響を与えることが予想され、本市としても積極的な対応が求められ、求められます。リニア中央新幹線の開業効果を本市の観光振興に活用することについて、市の考えを伺います。

イ．一方で、リニア中央新幹線の開業に伴い、地方都市から大都市に人口や産業が流出する「ストロー現象」が起こることも懸念されますが、対策が講じられているか伺います。

ウ．リニア中央新幹線の開業を契機とした地域資源のPRや観光イベント、の開催について、市の見解を伺います。

（3）2036年に完成予定とされる国道137号の新たな御坂トンネルについては、交通利便性の向上と観光振興に資する重要なインフラであると考えます。新たな御坂トンネル完成後の交通利便性向上や観光振興への期待について、市の見解を伺います。

（4）山梨県が提唱する「(仮称) 富士トラム」については、富士山観光の新たな交通手段として注目されており、環境負荷の軽減や広域的な回遊性の向上にも資するとされています。本構想は、リニア中央新幹線の開業や新しい御坂トンネルの整備と連動する形で、広域的な観光・交通ネットワークの再構築にもつながり、本市にとっても重要なテーマであると考えます。

そこで、次のことについて市の認識と方針を伺います。

山梨県は、富士山駅から新しい御坂トンネルを通過し、リニア中央新幹線までを結ぶルート of 構想を公表しています。これが実現した際には、笛吹市から富士山へのアクセスが強化され、広域的な回遊性が向上し、本市の観光振興にもつながると期待されますが、市としてこのような可能性をどのように捉えられているか、見解を伺います。

児童保育の保育時間および保育料について、山下市長が3期目の所信表明において、新たに「「笛吹まんなか」みんなで育むまちづくり」として、誰もが安心して子育てができるよう、子育て支援をさらに強化していくとされ、様々な取り組みを推進されています。

そのような中、令和7年第1回定例会の一般質問において、笛吹市においても人口減少少子高齢化が進行しており、子どもの数が年々減少していること、また、現在子育てされている方々

は、共働き世帯や一人親家庭など様々な環境の中で子育てをされていることを踏まえ、学童保育の保育時間の延長および利用料の無償化について質問しました。

その際の答弁では、市が実施した調査で、一部の保護者から保育時間の延長について希望があり、今後研究していくとのことでした。

また、利用料の無償化については考えていないとの答弁でしたが、学童保育の利用料の負担を軽減し、これまで以上に利用しやすい学童保育とすることは、子育て支援に力を入れている本市にとって必要な取り組みであり、子育て世代に選んでもらえる自治体として訴求力のひとつとなると考えています。

そこで質問させていただきます。

(1) 学童保育の保育時間の延長に係る検討状況について伺います。

(2) 学童保育利用料の負担軽減に係る考えについて伺います。

6. 建設工事の発注対応について、笛吹市における公共工事の発注と施工に関して、いくつかの課題が顕在化しています。次の点について伺います。

(1) 令和7年度において笛吹市が公表した公共工事等の発注見通しによれば、建設工事・測量・設計業務・物品役務など多岐に渡る事業が予定されています。

市民生活に直結するインフラ整備を円滑に進めるためには、発注の適正化が不可欠です。

近年、請負業者の人材不足による工事の遅延や設計積算の精度不足による増額変更が起きています。

そこで伺います。

ア. 令和7年度の公共工事において、発注時期の平準化に向けた具体的な取り組みの実施状況について伺います。

イ. 市が発注した工事の中には、工期延期や増額変更が生じているものがあり、その中には仕様書の不完全や設計、積算のミスによる場合もあるようです。これらのことを防ぐためには、第三者チェック制度の導入など体制づくりが重要と考えますが、市で実施している対応について伺います。

ウ. 小規模事業者の受注機会を確保するため、小規模工事等における契約希望者登録制度などを設けている自治体がありますが、本市についても小規模事業者に受注機会を確保するため、取り組みを検討しているか伺います。

エ. 令和5年度、令和6年度における工事契約後の変更契約件数とその主な要因について伺います。また、変更の主な要因を分析し、次年度の工事発注にどのように生かしているか伺います。

オ. 入札結果については、市のホームページ等で公表されていますが、変更契約についてはホームページ等での公表が行われていません。変更契約についても公表を行うべきだと考えますが、市の見解を伺います。

7. 各行政区要望の対応状況と改善策について、本市では、毎年度、各行政区から地域課題に関する要望が提出されており、その内容は、土木、防災、福祉、産業振興、ごみ処理など多岐にわたり、いずれも地域住民の生活に密接に関わる重要な提案です。

こうした要望は、地域の実情を踏まえた貴重な意見であり、市の施策や予算編成に的確に反映されることが求められます。

しかしながら、現状では対応済みのものはある一方で、財源の制約、用地の確保、あるいは

他事業との優先順位の調整などにより、未対応の案件も少なくありません。

地域との信頼関係を維持・強化するためには、要望の集約から対応、そして市民への説明に至るまで、より透明性のある仕組みが必要であると考えます。

以上の観点から、次の以下の点について市の見解を伺います。

(1) 昨年度、行政区から提出された要望件数について、分野（土木、防災、福祉、産業、ごみ）ごとのそれぞれの要望件数と対応件数について伺います。

(2) 行政区から要望が予算化される際の判断基準、優先順位の決定方法、評価の視点、特に重視している分野はありますか。

(3) 要望の提出について、電子での要望提出や通年での受け付けなど、要望機会、方法を拡充することについて市で検討しているか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

煌・フォーラム21三枝賢治議員の代表質問にお答えします

はじめに、令和6年度決算についての御質問のうち、まず、歳入と歳出の傾向、財政の安定性、重点事業の成果及びこれらの評価についてです。

一般会計の歳入総額は468億8,222万円で、前年度から10.7%増加をし、過去最高額でした。これは、ふるさと納税寄附金の寄附額が増加したこと、御坂中学校やなごみの湯など、施設整備の実施に伴い市債が増加したことなどが要因として挙げられます。

歳出総額は440億7,603万円で、前年度から9.6%増加をし、歳出も過去最高額でした。これは、人事院勧告に伴う人件費の増加、定額減税補足給付金給付事業の実施などによる扶助費の増加、ふるさと納税寄附金の寄附額の増額に伴うまちづくり基金積立金の増加などが要因として挙げられます。

令和6年度決算において、実質収支は20億8,300万円の黒字、単年度収支および実質単年度収支においても、ともに黒字でした。主要な財政指標である実質公債費比率は7.5%で昨年度と同率となり、将来負担比率は3年連続で算出されず、良好な財政状況といえます。

令和6年度は、重点事業として37事業に取り組みました。主な事業として、春日居地域子育て支援センター整備事業では、春日居福祉保健センターの一部を改修し、新たに子育て支援センターを設置をしました。これにより、これまで子育て支援センターが設置されていなかった春日居地域において、さらなる子育て支援の充実が図られました。

御坂学童保育施設整備事業では、御坂地域において分散していた学童保育クラブを集約し、一体的な保育が行えるよう、御坂農村環境改善センター跡地に新たな学童保育施設を建設をしました。また、芦川学童保育施設整備事業では、学童保育施設が設置されていなかった芦川地域において、子育て環境の充実を図るため、芦川小学校屋内運動場の多目的室を改修し、学童保育施設を設置をしました。これにより、児童が放課後を安全安心に過ごせ、保護者の子育てと就労の両立に向けた支援につなげることができました。

石和中央テニスコート改修事業では、予防保全としてテニスコートの人工芝、管理棟、屋外トイレなどを改修しました。これにより、施設利用者が快適に利用できる環境を確保できました。健全な財政運営を維持しつつ、市民の行政ニーズに適切に対応するため、積極的な事業執

行ができたと捉えております。

次に、市民サービスの質を落とさずに、安定的に続けていくための、今後の方向性についてです。

市民の行政ニーズに的確に対応するためには、健全な財政運営が必要不可欠です。令和6年度は、市税の収納率の向上やふるさと納税寄附金の寄附額の増加、有利な国庫補助金の活用などに取り組み、必要な事業には積極的に予算を配分する中、良好な財政状況を維持することができました。

今後も安定した市民サービスを提供するため、引き続き、収納率向上などの歳入の確保に努めるとともに、事務事業の見直しを行い、経常経費の削減に努め、健全な財政運営を行ってまいります。

続きまして、スポーツ振興および社会体育施設整備についてのご質問のうち、まず、スポーツ振興に関する施策についてです。

全市民対象のスポーツ推進施策については、市では、令和3年9月に策定した笛吹市スポーツ推進計画に基づき、市民誰もがスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことに携わり、スポーツを楽しむことや親しむことで、生涯にわたって笑顔があふれる心豊かな暮らしを実現することを目指しています。

市スポーツ協会と協力する中で、全市民を対象とした、ボッチャ、輪投げ、ドッチビー等の「市民参加型スポーツイベント」を毎年実施しています。

また、市スポーツ推進委員会が主催する「笛吹市民ウォーク」や、市スポーツ協会が主催するラジオ体操、ジョギング・ウォーキング教室については、実施に当たり市が支援を行っています。

これら軽スポーツやウォーキングの取り組みについては、市民の健康寿命の延伸や生きがいづくりを推進するため、今後も普及促進を図ってまいります。

対象を絞って実施しているスポーツ推進施策の実施状況と今後の展望についてです。

児童の運動能力の向上を図るため、小学校高学年を対象に、走り方に特化した講習会「ランクリニック」を実施しているほか、スポーツ少年団に対して活動を促進するための補助金を交付しています。

また、シニア世代の健康や体力の維持、介護予防を目的に、高齢者を対象とした「シニアわくわく健康運動教室」を実施しています。

今後の展望として、子どもが発達段階に応じた基本的な動きを身に付ける「アクティブ・チャイルド・プログラム」の指導者研修を実施するとともに、子どもたちが楽しみながら身体を動かす機会を増やすことで、運動能力の向上が図れるよう取り組んでまいります。

障がい者を対象としたスポーツ推進施策の取組状況と普及促進策については、現在、障がい者を対象としたスポーツイベントは実施していませんが、市スポーツ推進員を中心に、障がいがある人もない人も楽しむことができる「ボッチャ」等軽スポーツの普及に努めています。

また、「みる」スポーツとしてトップアスリートによる講演会にも積極的に参加いただけるよう呼びかけをしております。

次に、社会体育施設の環境整備についてです。

バリアフリー化済みの施設数、内容については、本市には、社会体育施設が21施設あり、そのうち体育館および柔剣道場の施設について、5施設には玄関にスロープを、3施設には多

目的トイレを設置しています。

既存の社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方については、現在、既存の施設で行われている競技の利用状況を考慮しながら、施設ごとに各競技に対応した質の高い競技環境を整備するための基本的な考えをまとめているところです。

今後は、スポーツ協会の専門部など、社会体育施設を利用している団体に御意見をお聞きし、それらの意見を参考にした上で、令和7年12月に、市の基本的な考え方をお示しできるように取り組んでいます。

次に、スポーツツーリズムについてです。

スポーツを活用した観光施策については、第3次笛吹市観光振興計画では、地域資源の保全と活用、医療機関との連携、通年型観光の確立、インバウンド観光の推進、情報発信の強化、そして広域連携の推進という6つの基本方針を掲げており、スポーツを活用した観光施策についても、この基本方針の中でスポーツツーリズムを通じ各種スポーツ大会や合宿を誘致し観光振興につなげると明記しています。

現在の市の取り組み、宿泊・観光事業と連携した取り組みについては、スポーツツーリズムに関連した事業として、毎年4月に、著名なランナーをお招きする中で、桃の里マラソン大会を開催しています。今年度は、プロランナーである大迫傑選手を招待し、大会を盛り上げていただきました。

石和温泉旅館協同組合の加盟施設に宿泊する方に限り、抽選会を実施するなど、宿泊観光事業者とも連携しながら事業を展開しています。

また、市内宿泊施設の宿泊者に限定して、市の社会体育施設の日中の利用について、6カ月前から優先的に予約を受け付ける取り組みをしております。

さらに、本市の観光振興や地域活性化を図るため、関東大会以上の各種大会に伴い、大会参加者等が市内の宿泊施設に宿泊する場合、大会主催者に対し宿泊者数に応じて奨励金を交付するとともに、スポーツや文化団体などによる合宿等を扱う旅行業者に対し、市内の宿泊施設への延べ宿泊数に応じ補助金を交付することにより、各種スポーツ大会や合宿等の誘致につなげています。

地域資源と組み合わせた展開に対する市の見解と今後の展望については、スポーツツーリズムでは、運動体験に加え、笛吹市の特色でもある温泉やフルーツ狩りといった観光資源を体験できる仕組みを作ることで、宿泊や飲食等、地域での消費を促進し、地域経済の活性化につなげることができると考えています。

引き続き観光事業者とも連携しながら、桃の里マラソン大会やスポーツ合宿等を通じて、交流人口の増加を促進していきます。

次に、「2032年開催予定の国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会」についてです。

本市を会場とする競技の計画や準備の状況については、2032年開催予定の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会については、持続可能な大会運営の実現を目指し、県が大会全体の企画と運営管理を担当し、市町村は競技会場の運営と地域支援などを行います。準備に向けて、市町村担当者会議が開催され、競技ごとの会場地や市町村の業務分担の概要が示されています。

本市に関連するものとしては、国民スポーツ大会における自転車競技のトラックレースが、

県立境川自転車競技場で行われる予定です。なお、この施設の整備については、県が行います。

国民スポーツ大会の開催を契機とした本市のスポーツ推進については、国民スポーツ大会の開催は、本市のスポーツ推進の取り組みを加速させる絶好の機会と捉えています。スポーツの力で市民の健康増進、地域活性化を図るとともに、スポーツのまちとして全国に市の魅力を発信していきたいと考えます。

続きまして、部活動の地域展開への取り組みと課題、今後の支援策についてのご質問のうち、まず、検討委員会での検討結果についてです。

部活動の地域展開は、従来、学校部活動として学校が担っていた活動を、地域の多様な主体が運営する地域クラブ活動に移行するもので、国の方針により、休日の部活動から段階的に地域展開することとしています。

笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会は、令和6年1月に設置し、5回の会議を行った上で、令和7年3月、「笛吹市における中学校部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動に係る取り組みの方針と方向性について」が取りまとめられました。

この中では、4つの方針として「子どもたちが安心してスポーツ・文化芸術に親しむ環境を確保することを目的として整備する。」「中学校部活動が担っている教育的意義などを継承するものとし、体罰、暴力行為や勝利至上主義的な考えを排除する。」「地域の多様な主体や学校、保護者等が連携し進める。」「地域クラブ活動への移行は、休日の活動から着実に進めることとし、平日については地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとする。」が掲げられました。

さらに、4つの方針を踏まえ、新たな地域クラブ活動のあり方や参加者、運営団体や実施主体、活動内容など、地域クラブ活動に関する9つの方向性が示されました。

今後は、この報告書を踏まえ、市の考えをまとめた上で、中学校部活動の地域展開に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、児童生徒の意見の反映についてです。

中学校部活動の地域展開の認知度、理解度、地域クラブへの参加の意向、教職員への兼職兼業への意向等について把握するため、令和5年度に市独自で、市内小学校の高学年の児童とその保護者、市内中学校1年生とその保護者、市内小中学校の教職員を対象とした、「休日部活動の地域移行に向けた実態調査」を実施しました。

調査の結果、約7割の児童生徒が休日部活動の地域クラブへの参加の意向を示しました。この調査結果については、検討委員会に報告し、取り組みの方針と方向性に反映されております。

なお、地域展開実施後も生徒、保護者、指導者等へのアンケートを実施をし、地域クラブ活動の運営に活用していきます。

次に、部活動の地域展開の実施に向けた対応についてです。

部活動の地域展開については、部員不足などで活動の維持が困難な部活動や、地域クラブ活動への体制が整った部活動から検討を行い、実施主体となる団体と連携をしながら実施に向け対応していきます。

また、活動場所に関しては、現状の部活動の活動場所を拠点としつつ、市全域を対象とした地域クラブについては、保護者による送迎や生徒自身による移動が可能となるよう配慮し、社会体育施設、社会教育施設の活用も進めていきます。

次に、部活動の地域展開に向けた人材や活動場所の確保等についてです。

地域クラブの活動場所や、指導者の確保については、市スポーツ協会、市文化協会をはじめ、各種団体と連携していきます。

また、運営に関する予算については、受益者負担も念頭に置きつつ、国、県に部活動の地域展開に関する補助制度の継続と拡充を要望していきます。

次に、部活動の地域展開に関する指導者研修についてです。

部活動の地域展開の指導者には、生徒への適切な指導力等の質のみならず、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントの根絶が求められます。

そのため、必要な指導者研修会は、県と連携した実施を要望していきます。

なお、指導者研修の費用助成制度については、他市の状況を参考に研究をしてみたいです。

次に、スポーツ国際交流員についてです。

スポーツ国際交流員は、「語学指導等を行う外国青年招致事業」の職種の一つで、スポーツ指導等を行う中で、地域の外国語教育の普及と、国際化の推進に取り組んでいます。

本市では、現段階ではスポーツ国際交流員を活用する予定はありませんが、先行事例を参考に研究してみたいです。

続きまして、地域交通・交通インフラの充実についてのご質問のうち、まず、新山梨環状道路関連についてです。

新山梨環状道路の現場周辺の畑の井戸水の減少については、現場周辺の浅井戸の水量が減少したとの報告を県から1件受けています。県においては、事前に周辺の地下水の状況について調査を実施しており、橋脚工事に伴い一時的に水量が減少したことが判明しています。なお、施工完了後には、当該井戸周辺の地下水量は施工前と同程度に回復していることが確認をされております。

今回、水量が減少していた間、県は散水車を用いて必要な水を供給するなどの対応を行いました。今後、同様の事案が発生した場合においても、県が適切に調査・対応策を行います。

新山梨環状道路の建設に伴う周辺道路整備については、新山梨環状道路の建設に伴い、分断された既存道路や地域住民の交通の利便性向上に必要な箇所について、新たな側道を整備をします。既存道路を可能な限り活用し周辺道路の整備を進めます。

また、新たな側道の用地については、すでに用地契約が完了しており、令和7年度から環状道路の本線建設に併せ側道の整備工事に着手し、既存道路との円滑な接続が図られるよう整備をしていきます。

新山梨環状道路インターチェンジとの接続に伴う市道改良については、小石和インターチェンジから広瀬インターチェンジ周辺までの環状道路の本線脇に幅員4メートルの側道を設け既存道路へ接続する予定です。

さらに、砂原地内にある市道の一部が環状道路の建設に伴い分断されるため、付替道路として側道を整備します。これらの計画により、周辺地域の円滑な交通が図られるものと考えております。

新山梨環状道路小石和インターチェンジと中央自動車道笛吹八代スマートインターチェンジを結ぶアクセス道路事業化に伴う本市の関連道路整備については、令和4年度から県へ要望してきた、国道20号と中央自動車道笛吹八代スマートインターチェンジを結ぶ新たな県道整備事業の検討が県で進められております。

この道路が整備されることにより、国道20号成田交差点から中央自動車道笛吹八代スマー

トインターチェンジ、さらに新山梨環状道路小石和インターチェンジへのアクセス性が向上し、地域経済の活性化および交通の利便性向上が図られるものと考えております。また、関連する市道の県道への格上げも検討されており、県の進捗を確認しながら早期実現に向け、協議を重ねていきます。

そのほかの周辺道路については、県の事業の進捗状況を見ながら、必要に応じ検討していく予定であります。

新環状道路高架下用地の利活用については、県が管理する道路高架下の利用は、道路管理に支障が生じない範囲で、公共性や公益性のある用途に限定して占用が認められています。

占用主体は市町村等の公共団体であり、県の占用許可を受ける必要があります。具体的には、広場や公園、駐車場などの公共的施設としての利用が想定されています。

本市においても、地域の利便性を高める観点から、高架下の有効活用について研究を進めていきます。

新山梨環状道路を活用した避難計画については、新山梨環状道路を活用した広域避難は、現在のところ、他市との間で広域避難計画がなく、避難先で受入れ施設を確保することが困難であることが想定されます。

浸水害が想定される場合は、早い段階で、笛吹川左岸側の浸水害や土砂災害の恐れのない地域に避難することとしています。

次に、リニア中央新幹線の開業に伴う影響と対策についてです。

リニア中央新幹線の開業に伴う観光振興については、リニア中央新幹線開業により首都圏や中京、関西圏からのアクセス時間が大幅に短縮されることで、本県への観光需要の大きな増加が見込まれます。

また、東京、箱根、富士山、大阪を結ぶ観光の「ゴールデンルート」に、本市が組み込まれることで、外国人観光客の増加も見込めます。

リニア中央新幹線の開業効果を最大限に生かしながら、観光都市としての魅力を高め、旅の目的地となる観光地を目指してまいります。

ストロー現象への対策については、本市では、市内への移住・定住を促進するために施策の展開を図っています。奨学金を返還する者の就労初期における経済的負担を軽減し、本市への定住を促進する奨学金返還支援事業および市在住者の転出の抑制および定住の促進を図るため、県外の大学等に鉄道を利用して通学する者に対し、遠距離通学定期券購入費補助事業を実施しています。

また、新たに住宅の取得を行う子育て世帯を対象とした、子育て世帯住宅取得支援事業および子育て世帯住宅取得補助事業や、東京圏から市内に移住した者を対象とした、移住支援金交付事業も併せて実施しています。

さらに、都内で行う移住相談会などで笛吹市の魅力を発信し、リニア中央新幹線開業も視野に入れた移住・定住を促進をし、本市の喫緊の課題である人口減少に歯止めをかけるべく、対策を行っています。

これらの事業のほか、若者の転出抑制および移住・定住の促進に係る国の動向や他自治体の取組状況を注視しながら、研究してまいります。

リニア中央新幹線の開業に伴う地域資源のPRや観光イベントの開催については、「世界遺産」に認定された峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム、「日本遺産」に認定されたぶ

どう畑が織りなす風景とワインの歴史を語るストーリーなど、本市には誇るべき価値の高い地域資源がたくさんあります。これらのプロモーション活動を強化をし、世界に向けて情報発信していきます。

観光イベントについては、既存イベントの魅力を高めるため、「石和温泉花火大会」や「笛吹川石和鵜飼」「川中島合戦戦国絵巻」などのイベントにおいて、演出やプログラムをブラッシュアップし、さらに観光客のニーズにあった新たなイベントの開催も検討していきます。

これらの施策を通じて、笛吹市を、多くの観光客から旅の目的地として選ばれる地域にしていくことを目指します。

次に、新たな御坂トンネル完成後の交通利便性向上や観光振興の期待についてです。

現状では、急カーブや急こう配の区間が連続するなど、車両の走行性に課題がある中で、新たな御坂トンネルの整備により、安全で円滑な交通の確保および本市と富士北麓地域との通過時間の短縮が図られ、利便性が高まるものと考えています。

また、交通アクセスの改善は、富士北麓地域からの観光客の誘客促進が見込まれ、特に本市の観光振興にもつながるものと期待をしております。

次に、富士トラムについてです。

富士トラム導入は、リニア中央新幹線開業により増加する観光客や、富士山周辺を訪れる国内外の観光客の移動をより円滑にする役割を果たすことから、本市の観光振興に寄与するものと考えます。

まだ具体的なルートや計画は未定となっていますが、今後も山梨県の動向を注視してまいります。

続きまして、「学童保育の保育時間および保育料」についてのご質問のうち、まず、学童保育の保育時間延長についてです。

全国的な課題として、子どもが保育所等から小学校に入学した際に、仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」があり、この主な原因として、保育所と学童保育の保育時間に差が生じることが挙げられています。

本市においても同様の現象が生じていることから、保護者が安心して働ける環境を確保することを目的に、現在午後6時30分までとしている保育時間を、令和8年度から30分延長し、午後7時までとする延長保育を設けることとしました。

また、午前8時からしている保育時間を30分早め、午前7時30分からとする早朝学童について、これまで夏休み期間のみの実施としていましたが、冬休みと春休みの期間についても実施することといたしました。

次に、学童保育料の負担軽減についてです。

学童保育料については、これまで小学校3年生以下は月額2千円、小学校4年生以上は月額3千円としていましたが、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、令和8年度から学年に関係なく月額2千円に統一することとしました。

学童保育料の減免については、前年度分住民税非課税世帯を対象とした減免制度を拡充をし、学童保育を利用する児童が1人の場合は全額免除、兄弟姉妹と一緒に利用する場合は1人目を半額免除、2人目以降を全額免除することとしました。

また、住民税課税世帯を対象とした減免制度を新たに創設をし、学童保育を兄弟姉妹と一緒に利用する場合は、2人目を半額免除、3人目以降を全額免除することとしました。

子育て世帯の負担軽減を図ることで、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

続きまして、建設工事等の発注対応についてのご質問のうち、まず、建設工事等の課題についてです。

発注時期の平準化に向けた具体的な取り組みの状況については、年度当初の閑散期等に後期設定可能とするために、令和7年1月から平準化工事実施要領を定め、取り組みを開始しています。

建設工事発注に当たり、緊急性や工事場所の状況等を考慮し、工期や発注時期を決定していますが、その中で、平準化工事として可能な案件について、工事担当部署において調整を行っております。

仕様書の不完全や設計、積算のミスを防ぐための対策については、第三者チェックを行う場合、設計情報の漏洩の懸念が生じます。そのため、市では発注前に担当課内で積算担当者以外の職員による積算図書の確認を行い、ダブルチェック体制をとっております。

小規模事業者の受注機会の確保については、令和6年度に、予定価格500万円未満の小規模工事の入札に対し、参加者がなく取りやめになった件数は8件ありました。

また、入札の対象とならない130万円未満の工事発注においては、市内業者への見積り合わせによる随意契約で発注しており、小規模事業者の受注機会は確保されていると考えています。

なお、令和7年度からは、入札の対象とならない小額工事の範囲を200万円未満に拡大しています。

小規模工事等における契約希望者登録制度については、今後その必要性について、検討してまいります。

令和5年度および令和6年度における工事契約後の変更契約件数と主な要因についてです。

令和5年度の変更契約は、112件中71件、令和6年度は101件中69件ありました。

変更の要因は、掘削の際に地下水や石、廃棄物など想定外のものが出てきたというような現場状況、猛暑や長雨というような気象状況等によるものです。

変更があった場合、担当課において原因を調査し、同種の工事において、次年度の発注に際し未然に対応できるよう、経験の蓄積と情報共有をしています。

変更契約についての公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条第3項及び笛吹市建設工事等に係る入札結果等公表要領の規定により、契約の変更に関する事項を公表していきます。

続きまして、各行政区要望の対応状況と改善策についてのご質問のうち、まず、昨年度、行政区から提出された分野ごとの要望件数と対応件数についてです。

令和6年度に提出された地区要望の総数は672件であり、そのうち、土木分野が573件、防災分野が25件、福祉分野が0件、産業分野が6件、環境分野が4件、その他交通関係などが64件でした。

令和6年度中に実施済みおよび令和7年度に実施する対応件数の総数は286件であり、土木分野が230件、防災分野が11件、産業分野が5件、環境分野が3件、その他が37件です。

次に、予算化する際の判断基準、優先順位の決定方法、評価の視点、重視する分野についてです。要望の件数が特に多い農林土木課および土木課については、これまでの現場確認に加え

て、周辺の土地利用などの必要性、道路、水路の状況や生活環境への影響などの緊急性等、11項目を点数化した評点基準を用いて、優先順位付けを行い、実施の可否を判断しています。評点が70点以上のA判定の要望については、全て次年度に実施しています。

他の部署についても、必要性や緊急性に応じて、適切かつ迅速に対応しています。

地区要望は、行政区からの課題解決を求める声と認識しており、特定の分野に片寄って対応することはありません。

次に、要望機会、方法の拡充についてです。今年度提出された要望を精査して、次年度に実施するための予算計上を行う必要があるため、通年での受付については難しいと考えますが、緊急的な要望は、随時、受付をしています。

電子の提出については、行政区の意見を聞きながら、研究してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁が終わりました。

質疑および質問はありませんか。

三枝賢治君。

○2番議員（三枝賢治君）

市長には数多くの質問に対し、丁寧かつ誠実な説明を賜り、心より感謝申し上げます。

再質問はございません。

学童保育の時間延長および料金改定につきましては、迅速な対応に深くお礼申し上げます。

私たち煌・フォーラム21は、市民の皆さまが日々の暮らしの中で笑顔と安心を感じられるよう願いながら活動を続けております。

今後も、山下市長をはじめ職員の皆さまが力を結集し、市民の声に真摯に耳を傾けながら、市民の皆さまの笑顔のために、未来を見据えたまちづくりと誰もが誇れる地域社会の実現に向けて力強く取り組んでいただけることを心より期待しております。

以上をもちまして、私の代表質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上できらめきフォーラム21の質疑および質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後3時45分といたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、公明党渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、公明党を代表しまして質問させていただきます。

はじめに、学校体育会への冷暖房空調の整備についてお伺いいたします。

近年、全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性が高まっております。

また、激甚化・頻発化する自然災害において、避難所となる体育館に空調設備が設置していないことなどから、被災後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も残念ながら増加しております。

国際赤十字が提唱しております最低基準においての項目でも避難所については「最適な快適温度換気と保護を提供する」とあり、このような問題意識から安全安心な教育環境と避難所の環境整備について大幅な加速が求められています。

その際、重油や軽油を燃料とする発電機よりも、災害時において比較的運搬しやすい、すなわち継続したバックアップが期待できるガス発電機やガス空調設備を検討することも選択肢の一つだと考えます。

本市の公立小中学校の全ての体育館に空調設備を設置すべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

次に、避難所の環境改善についてお伺いいたします。

政府は、昨年12月に避難所運営の運営指針を改正いたしました。被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準を取り入れ、それまでトイレは50人に1基だったものを20人に1基と明記しました。

さらに、トイレの比率を男性用と女性用を1対3にするよう推奨し、入浴施設も50人に1つとの基準を示しました。

また、避難所内での1人当たりの居住スペースを最低3.5平方メートル、畳2畳分とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指します。

指針ではこのほか、温かい食事を提供できるよう、地域内でキッチンカーを手配する取り組み事例が紹介されております。

また、昨年11月に中央防災会議から令和6年度と能登半島地震を踏まえた災害対応の仕方についての報告書が出されました。

その中では、国の応援組織の充実強化や、被災地のニーズに応じたキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカーなどを迅速に提供するための事前登録制度、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設、全国の自治体における受援計画の作成、訓練を総合的に進めるとしています。

そこでお伺いいたします。

(1) 昨年12月に改正された避難所の運営指針で明記された「スフィア基準」について本市の災害時における避難所におけるトイレ基準のあり方についてお伺いいたします。

(2) 現在の避難所でのトイレの基準はいくつになっているのか、お伺いいたします。

(3) 「スフィア基準」に基づく入浴施設の基準の取り組みの見解について、お伺いいたします。

(4) 「スフィア基準」に基づく避難所での1人当たりのスペースは、最低3.5平方メートル、畳2畳分とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指す取り組みについて、お伺いいたします。

(5) 政府では、被災地のニーズに応じて、キッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカーなどを迅速に提供するための事前登録制度を実施しております。見解をお伺いいたします。

(6) 政府では、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度を創設、積極的な取り組みが必要と思いますが、見解をお伺いいたします。

(7) 「令和6年の能登半島地震を踏まえた災害対応や対応のあり方についての報告書」では、国や地方、自衛隊における災害応急対応について、孤立が想定される地区での関係機関の連携した取り組みや、受援計画に基づく訓練の必要性が指摘されています。本市の受援計画について、お伺いいたします。

(8) 受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画の実効性の確保が重要となります。今回の能登半島地震では、国や関係機関などから多くの応援が入りましたが、受援計画に沿った迅速な対応に若干遅れがあった面が報告されております。

本市の取り組みはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

公明党渡辺清美議員の代表質問にお答えいたします。

はじめに、学校体育館へ冷暖房空調の整備をについてです。

近年、平均気温が上昇傾向にある中、学校現場においても、児童生徒の命と健康を守るため、熱中症対策を強化しているところです。

学校施設の中でも体育館は、教育活動としての利用だけではなく、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たします。

市では、令和7年1月に、「笛吹市における学校体育館および社会体育施設への空調設備の設置に向けた基本的な考え方」をとりまとめました。熱中症による児童生徒の健康被害を防ぐとともに、避難所の生活環境を改善するため、空調設備の設置に向けた取り組みを進めています。

令和7年度は、学校体育館や社会体育施設、柔剣道場を対象にした施設の断熱性状況調査を行い、その結果を受けて、施設ごとに最適な設備や対策を検討します。

令和8年度から、まずは日常的に児童生徒の利用頻度が高い学校体育館19施設を優先し、国の「空調設備整備臨時特例交付金」などを活用しながら、スピード感をもって空調設備を整備していきます。

続きまして、避難所の環境改善についてのご質問のうち、まず、本市の避難所におけるトイレ確保の目標についてです。

令和6年12月に内閣府が改訂した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づく「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」で示された、「災害時のトイレの確保目標の設定」のとおり、災害発生当初に、避難者50人当たり1基を確保することを目標に取り組みを進めています。

次に、現在の避難所トイレの「スフィア基準」への対応についてです。

本市において、発生が想定される地震は、南海トラフ地震と曾根丘陵断層帯地震であり、南海トラフ地震は、今後30年間に発生する確率が80%で、想定避難者数が8,005人です。

「避難者50人当たり1基」の基準で、既設トイレの使用を前提として試算すると、指定避難所、臨時避難所、代替避難所において、簡易トイレ2基を設置することで、全ての施設がトイレ確保の基準を満たします。

曾根丘陵断層帯地震は、発生確率が1%で、想定避難者数が2万4,284人です。「避難者50人当たり1基」の基準で、既設トイレの使用を前提として試算すると、全37施設の指定避難所、臨時避難所、代替避難所のうち、基準を満たしている施設が32施設、満たしていない施設が5施設です。

なお、既設トイレが不足している施設は、簡易トイレや仮設トイレを設置して対応まいります。

次に、「スフィア基準」に基づく入浴施設の確保についてです。

「スフィア基準」では、シャワーや仮設風呂等を避難者50人当たり1つ設け、男女別に提供することとされています。

本市では、公共の温泉施設の利用とともに、入浴施設の確保方法などについて、先進自治体の取組を参考に検討を進めます。

次に、「スフィア基準」に基づく居住空間の確保についてです。

「スフィア基準」による、避難所における居住空間の確保については、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、企業との協定による民間施設の避難所としての利用、ホテル・旅館等の活用、親族・知人宅等への分散避難などにより、取組を進めます。

次に、政府が進めるキッチンカー等の事前登録制度についてです。

被災地での迅速な活動のためのキッチンカー等の事前登録について、今後、笛吹市商工会に加盟しているキッチンカーを所有する事業者を対象に、制度の説明を行い、事前登録を促進してまいります。

次に、政府が進める災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度についてです。

市内で活動する災害ボランティアの団体に制度についての説明を行い、事前登録を促進していきます。

次に、本市の受援計画、受援計画の職員への周知や実行性確保の取り組みについてです。

災害の発生時に、本市のみでは迅速な災害対策の実施が困難なときには、国、県、他の市町村、自衛隊等に応援を要請をし、外部から支援を受けて適切な対策を行うこととしています。

市では、受援計画の目的や内容について職員の理解を深めるとともに、計画の実行性を高めるため、計画策定段階から各部、各課と協議しながら計画を策定し、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定め、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れられるよう備えています。

令和7年3月に、笛吹市受援計画を作成し、令和7年4月に相互応援協定を締結している自治体に受援計画の冊子を送付し、計画の内容について共有を図っております。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○18番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

再質問はございません。

意見としまして、体育館のほうの件なんですけれども、特例交付金などが33年度までも有効となっております。

以前は負担率というか、地方の負担率が38%を超したんですけど、現在は25%ということとなっております。

5年間をめどに100%にするようということでもって、国のほうでも働きかけておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

また、「スフィア基準」のほうは、1990年代のアフリカの難民キャンプ、テントのそういうところでもって大勢の方が亡くなっている。それを通して、国際赤十字のほうで本当に紛争とか災害があった場合にはということをつくったものらしいですけども、本当にこのことをしっかりと踏まえて、これは公明党としましても国のほうに訴え、推進しております。

どうか本当に日本は結構、世界から見て、本当に皆さんが我慢して避難しているという、そういうところみたいでもって、やはりこれは熊本地震では一つの総合運動公園なんかでもって、テント村をやって、そこのテントでもって約571人の方が1カ月弱そこで過ごしたんですけども、何かおかしくなって運ばれた方はいなかったということで、今後はそういったテントのほうのことも少しはまた考えていただきながら、よりよい笛吹市を目指してどうかよろしくお願いいたします。

以上です。

大変にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で公明党の質疑および質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日9月10日、午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時03分

令和 7 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 1 0 日

令和7年笛吹市議会第3回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和7年9月10日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第65号―議案第113号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	小 林 匡
総合政策部長	小 澤 宏 之	会 計 管 理 者	金 井 久
市民生活部長	太 田 孝 生	保健福祉部長	岩 間 正 剛
子供すこやか部長	田 中 暁 子	産業観光部長	河 野 英 明
建 設 部 長	島 村 秀 忠	公営企業部長	佐 藤 み の り
教 育 部 長	手 塚 克 己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩 原 昭	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也

○議長（神宮司正人君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のために申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。ついては質問者および答弁者は上着を脱いで結構でございます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 市長提出議案 「議案第65号」から「議案第113号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 市政一般についての「一般質問」を行います。

今定例会へは8名から13問の通告がありました。

質疑および質問は、配布いたしました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

議員におかれましては、議会基本条例会議規則先例集等申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり、同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問が全て終了した後となりますので、ご承知願います。

それでは、通告に従い、荻野陽子君の質疑および質問を許可いたします。

3番、荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

議長から許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

笛政クラブの荻野陽子です。

今年もとても暑い夏でした。本日も熱中症警戒アラートが発表され、6月18日から本日まで延べ41回の熱中症警戒アラートが健康づくり課より発表されております。

市内の一番高いところにあります芦川小学校は標高817メートルですが、この芦川小でも30度を超える日がありました。そこで、先月の8月29日の始業式に合わせてエアコンを設置していただくことができました。健康管理にも大いに役立つと先生方がおっしゃって

いました。

さて、不登校の親御さんとお話をさせていただく中で、市内から誰でも通える学校があれば行かせたかったというご意見や、小学校のうちに仲間づくりや様々な社会体験をさせたかったという思いをお聞きました。実はそんな学校がこの笛吹市にはあります。それが先ほど紹介させていただきました芦川小学校です。

この願いを叶える芦川小学校のことにつきまして、本日は質問をさせていただきます。

小規模特認校とは、文部科学省が推進する学校選択制の一つです。児童数が少ない小学校が学区外からの就学を認める制度で、芦川小学校は平成31年4月から小規模特認校となりました。小学校の募集案内には、笛吹市内に住所がある方で、恵まれた自然環境の中、少人数教育を希望する保護者や児童が通学区域に関わりなく入学転学できる制度と書かれています。

今年度の児童は、1年生1名、2年生1名、3年生2名、4年生4名、5年生4名、6年生3名の15名です。そのうち、小規模特認校制度を利用して7名の児童が通学しています。教職員は14名です。また、今年度からは学童保育も開始され、4名の児童が利用しております。

芦川小学校の特色は2つあります。

1つ、少人数教育を生かし、一人ひとりを大切にする教育活動、具体的にはきめ細かな学習指導や体験活動、ICTを活用した授業、自己表現する場の工夫。

2つ目、「本物の価値ある体験活動」として、豊かな自然・歴史・文化伝統を生かした教育で地域の方と一緒に炭焼き体験やこんにやくづくりなど、地域の特産品づくりを地域の方の指導を受けながら体験しています。

私はこれまで、芦川小学校の秋の最大行事である「ほかほか祭」に関わらせていただきました。少人数での学年を超えた交流や、地域の方々と一緒に炭焼きの体験や地域の歴史について地域の方にインタビューをして「ほかほか祭」で発表するなど、地域の中で子どもが育っていく姿を見させていただきました。その活動の中で、一人ひとりが主役になれる時間を子どもたちはとても楽しんでいました。

これまでこの制度を利用して通学した卒業生の中には、学区内の学校ではなかなか登校できず、芦川小学校に転学することで毎日通学をした児童もおります。

今年度、この制度を利用している石和・御坂・八代から通学している7名の通学は、芦川への民間の定期バスが廃止されているため、学区外からの通学が保護者の責任と負担で児童通学させることになっているため、保護者が送迎をしています。

また、今年度の教職員は養護教諭も含め14名ですが、養護教諭は国の基準では3クラス以上ある学校に配置することになっており、コロナ禍の令和元年度と令和3年度は3クラスに満たなかったため、養護教諭の配置はありませんでした。

そのため、日常の健康管理や保健指導はもとより、体調不良時にも八代小学校の養護教諭と連携をして対応したと聞いています。

現在の4年生が卒業する令和10年度は、芦川町の児童のみが入学した場合には児童数が5名となり、2クラスになってしまいます。また、養護教諭が配置されない、そんな状況になるのではないかと心配されています。

一方で、市内小学校においては不登校の児童が増加しており、本年4月から7月末までの4カ月の間に30日以上長期欠席をしている児童は、2年生から6年生まで30名程度おり、小規模校への転学で通学ができる可能性もあるのではないかと考えます。

そこで、今後、芦川小学校が笛吹市内の児童にとって通学できる学校の選択肢の1つとなるよう、小規模特認校制度が活用され、また、芦川の活性化に向けた移住定住などの有効活用されるためには、次のようなこととお伺いしたいと思います。

(1) 児童数は、4年・5年・6年生に比べ、3年生が2人、2年生が1人、1年生が1人と減少しています。そこで、児童数の減少へどのような対策を考えているのかお伺いします。

(2) 今後、養護教諭が配置できる3クラス以上での存続を予定しているのか、お伺いします。

(3) 小規模特認校としての特色について、保護者に対しての説明会やSNSなどを活用した情報発信と受入れに向けた相談体制がどのように行われているのか、お伺いします。

(4) 小規模特認校制度を生かした不登校児童の受け入れ先として活用ができないか、お伺いします。

(5) 児童の通学は保護者の責任となっており、現在通学している学区内の小学校にうまくなじめなかったとしても、仕事を持っている保護者にとって通学の負担は大きく、入学・転学の選択肢にはなりにくい状況があります。そこで、通学に「のるーと笛吹」、または既存のスクールバスを利用することはできないか、お伺いします。

(6) 小規模特認校としての特色と、恵まれた自然環境を活用した芦川への移住定住など促進などについての芦川の活性化について、お伺いします。

(7) 素晴らしい環境の芦川小学校の現状と今後について、市としてどのように考えられているか、お伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

荻野陽子議員の一般質問にお答えします。

まず、児童数減少への対策についてです。

現在、芦川小学校の児童数は、学区内が8人、小規模特認校制度による学区外が7人、合計15人です。新たに小規模特認校制度を利用する児童がいなければ、令和10年度の在籍児童は、学区内の5人となる見込みです。

このことから、芦川地域への移住・定住施策を推進するとともに、小規模特認校制度の周知についてもさらに強化する必要があると考えています。

次に、養護教諭が配置できる3学級以上での存続についてです。

小学校の学級編成については、公立義務教育小学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律において定められているため、在籍する児童数や学年の内訳によっては、3学級以上で編成することができない場合がありますが、養護教諭の配置基準である3学級以上の編成を維持していきたいと考えています。

次に、保護者に対する説明会や情報発信、受入れに向けた相談体制についてです。

保護者に対する説明会や情報発信については、毎年6月に、市内小学校、保育所等を通じて、芦川小学校の特色や活動をまとめたチラシを配布するとともに、7月に行う新入学児童保護者説明会において、小規模特認校制度の概要と芦川小学校の特色について説明を行っています。

また、8月には、保護者に向けた詳細の説明会も開催しています。

これらの説明会では、少人数制によるきめ細かい指導や、地域と連携した教育活動などの特色について、具体的な事例を交え紹介しています。

また、市ホームページにおいても、小規模特認校として就学を希望する児童の募集要件を掲載するとともに、芦川小学校の特色をまとめた資料を掲載しています。

受入れに向けた相談体制については、学校教育課において、随時、質問や相談に対応していますが、小規模特認校制度の利用を検討している保護者の方の中には、通学のことや児童の学校生活に不安を感じている方も少なくないことから、教育相談室の職員によるサポート体制も整えています。

次に、不登校児童の受入れ先としての活用についてです。

笛吹市では、様々な理由で学校に行くことができない児童生徒が、個に応じた学習や体験ができるよう支援を行っています。

保護者や児童本人が、恵まれた自然環境の中、少人数教育を受けることを希望した際には、小規模特認校制度を利用して芦川小学校に通学することも可能です。

次に、通学時における「のるーと笛吹」または既存のスクールバスの利用についてです。

A I デマンド交通「のるーと笛吹」は、児童が日常的に、通学のために利用することは想定していませんが、年齢制限を設けていないため、「のるーと笛吹」の運行内容や学校のルールに沿った中で利用することは可能です。

既存のスクールバスの利用については、学区外から小規模特認校である芦川小学校へ通学する場合には、笛吹市立小学校小規模特認校実施要綱の規定により、保護者の責任と負担において通学することとされているため、スクールバスの運行については考えていません。

次に、芦川町地域への移住定住の促進についてです。

移住定住を促進し、芦川町地域の活性化を図るためには、まずはたくさんの方に芦川町地域を知って、訪れて、その魅力を体感してもらう必要があると考えており、現在、観光の振興、地域間交流の促進などに取り組んでいます。

F U J I Y A M A ツインテラスやリリーベルヒュッテの整備とともに、都市住民と地元住民の交流事業などによって、芦川町地域を訪れる方が増え、地域に新たな賑わいが創出されています。

芦川グリーンロッジ改修事業も進んでおり、今後もこの流れを止めることなく、芦川町地域への来訪者をさらに増やし、地域の魅力を体感していただき、将来的な移住定住につなげられるよう取り組んでいきます。

次に、芦川小学校の現状と今後についてです。

芦川小学校では、「自ら考え、自ら学び、豊かな心を持ち、力を合わせて、たくましく生きる児童の育成」を学校教育目標に掲げ、少人数であることを生かした、一人ひとりを大切にする教育活動と、豊かな自然環境を生かした本物の価値ある体験活動を特色とした運営を行っています。

今後も、小規模特認校制度の周知を行うとともに、芦川小学校の特色ある教育活動のさらなる充実に向け、取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

質問項目5について、先ほどの答弁では、「のるーと笛吹」の利用は、運行内容や学校のルールに沿った中での利用は可能ということでした。「のるーとふえふき」は、利用ガイドによると最大20分の遅れが生じるとあり、始業に間に合わない日があることも予測されます。「のるーと笛吹」を利用した場合の学校の受け入れ体制の工夫など、今後ご検討ご研究いただけないか、再質問させていただきます。

では、よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

荻野陽子議員の再質問にお答えします。

答弁でも申し上げたとおり、児童が日常的に通学のために「のるーと笛吹」を利用することは想定していないため、学校の受け入れ体制の調整は考えていません。

児童の通学手段に関しては、今後、保護者のニーズ等を把握する中で、新たな方策について研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

2つ目をお願いいたします。

質問の6についてです。

芦川の活性化に向けて、観光の振興や地域間交流の促進などに取り組まれてきた中で、移住定住にどのような成果が出ているのか、お伺いします。

よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

荻野陽子議員の再質問にお答えします。

観光の振興や地域間交流などの促進に取り組んだ成果としては、市外地域への移住者が令和3年度は1世帯1人、令和4年度は2世帯3人、令和5年度はなし、令和6年度は3世帯10人となっています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

3つ目でお願いいたします。

昨年7月、「こどもまんなか応援サポーター宣言」をして、誰もが安心して子育てができるような取り組みをされているところです。

この芦川小学校におきましても、子育てをしながら働く保護者にとって、送迎の負担の軽減を図ることで、学校の選択肢の1つとなり、芦川小学校の児童数の増加につながるものと考えます。

これまでの答弁を受けて、改めて芦川小についてのお考えをお聞かせいただきたいです。

よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

芦川小学校は、これまで地域と一体となった教育活動を展開し、地域の皆さまに支えられてきた学校です。芦川地区に暮らす児童の学びの場を確保することは、教育行政において重要であると認識しています。

また、自然環境を生かした体験的な学びを求める児童に対しても、その機会を保障していくことが必要です。

一方で、学校施設の規模を踏まえると、現在より大幅に児童数を増やすことは困難です。そのため、3学級以上の編成を維持し、安定的な人的配置を図ることで、持続可能な学校運営を進めていきたいと考えています。

今後も小規模特認校制度の特色を生かし、地域とともに子どもたちの学びを支えていきます。

以上、答弁いたします。

○議長（神宮司正人君）

ご意見はありませんか。

荻野陽子君。

○3番議員（荻野陽子君）

ご答弁ありがとうございました。

意見を述べさせていただきます。

移住定住者のうち5世帯は若者定住促進住宅に居住しています。

転居の際には、企画課の移住定住担当、建設総務課、そして芦川支所が連携して相談から転居までの情報提供をはじめ、様々な支援をしながら成果を上げています。移住定住を希望する方にとって、とても心強い取り組みだと思います。

現在、移住定住については、チラシの配布や山梨観光推進機構からも情報発信をしているほか、笛吹市のホームページでは、笛吹市への移住を検討する方に向けたガイドブックやPR動画が見られます。

ちょうどよい移住をテーマに笛吹市にまつわる情報が発信されており、市内を3つのエリア

に分けて、芦川町については里山エリアとして紹介されており、その魅力に触れることができます。

今後はSNSも活用した情報発信もご検討いただき、多くの方に芦川町のことを知っていただく。そして相談者にはこれまでとおり各課が連携して魅力を伝えて、転居の支援をしていただきたいと思います。

最後になりますが、移住者の中には、芦川小学校への転学を希望して県外から移住してきたご家族もいらっしゃいます。

まずは、小規模特認校の芦川小学校の魅力を市内、そして県内外に発信して多くの方に知っていただき、移住定住が促進し、地域が活性していく。

このつながる取り組みがとても重要だと思います。

今後、今後この取り組みをさらに発展させ、人口減少対策にも成果を上げたなら、笛吹市全域の人口減少対策の好事例となるのではないのでしょうか。

そのためには、市長を先頭に、教育現場を熟知している教育長、そして関係各課の連携で推進していただけますようお願いを申し上げ、一般質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、荻野陽子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

関連質疑・質問を終わります。

次に、通告に従いまして、河野正博君の質疑および質問を許可いたします。

河野正博君。

○9番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、清心会の河野正博が一般質問をいたします。

1問目、令和6年度決算における繰越明許についてです。

繰越明許費というのは、やむを得ない理由により当該年度内に事業が終わらず、支出が翌年度になってしまう場合、その年度で確保していた予算を翌年度に繰り越し繰り越すというものです。

繰越明許費は、あらかじめ年度が終わる前に繰越になりそうな事業と金額について、議会の議決を受けなければなりません。

なお、繰り越した後、前年度から繰り越されてきた事業と金額の一覧表繰越計算書をつくって議会に報告することとなっています。

例年、6月議会に報告があります。令和3年度繰越明許費は約23億円、令和4年度の繰越明許費は約18億円です。いずれも繰り越しにより事業の遅延となります。

05年度は予算約437億円に対して、令和5年度から令和6年度への繰越明許費は約21億円で、予算の約5%に相当します。

私が調べたところでは、これは国のほうもこのくらいの割合で特に笛吹市が多いとか少ないとかというしろものではないというふうに私は考えております。

繰越事業は27事業でした。繰り越された事業の中には、令和5年度の重点施策も含まれております。

金額の多い繰越明許事業は、なごみの湯改修事業約5億1,500万円、消防車両等整備事

業約1億7千万円、観光施設整備事業約1億3千万円、御坂中学校校舎改築事業約5億円、大坪浸水対策事業約6,600万円軽減、県営畑地帯総合整備事業2億1,500万円などです。

当初予算にて真剣に審査承認した事業が繰り越されていることに、私は残念でなりません。

事業の遅れは個別施設計画や市民サービスに大きく影響すると考えています。

以上のことを踏まえ、当然のことが多く含まれていますが、繰越明許の基本的なことを含め質問します。

(1) 繰越明許費が発生することについての見解を伺います。

(2) 繰越明許の可否判断について、その手順と課題を伺います。

(3) 繰越明許が単年度の財政運営に与える影響について見解を伺います。

(4) 繰越明許の金額について、例えば繰越金額は〇〇億円以下といった制限はあるのかどうか、これをお聞きます。

(5) 当初予算の財源、地方債、国庫補助金、一般財源等は繰越明許時、変更することがありますか、お伺いします。

(6) 当初予算の時に繰越明許を予測することはありますか。あるとしたら、どのような案件ですか。

(7) 繰越明許ができないと判断したとき、遅延する事業の処理について伺います。

(8) 繰り越すことによって、日程的遅れを含む様々な悪影響を最小限にする対応について伺います。

(9) 繰越による個別施設計画等などの基本計画の見直しについて伺います。

(10) 事業を計画的に遂行するため、繰越明許を少なくする取り組みについてお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長(神宮司正人君)

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長(小澤宏之君)

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、繰越明許費に対する見解、繰越明許費を少なくする取り組みについてです。

繰越明許費は、地方自治法第213条の規定により、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できるとされています。

「その性質上の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」とは、予算計上時に、その事業の実施に相当の期間を要する、または、外部的要因により年度内に支出が完了しない見込みのある経費を指しています。

予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものとは、予算計上時には、当該年度中の事業の完了を予定していたものの、何らかの事故や事情により遅延することとなり、年度内に支出が完了しない経費を指します。

このように、各年度の経費をその年度の歳入で賄い、当該年度の歳出は当該年度中においてのみ執行するという会計年度独立の原則に対する例外として、繰越明許費が定められています。

本市においても、地方自治法に則り、繰越明許費を設定しており、今後も適切に運用してい

きます。

次に、繰越明許費の設定における手順と課題についてです。

繰越明許費は、年度内に事業を完了できない要因を精査した上で、予算案として議会に上程します。

繰越明許費の設定は、性質上の事由、予算成立後の事由に基づいたものであり、必要なものと考えます。

次に、繰越明許費が単年度の財政運営に与える影響についてです。繰越明許費は、当該年度の歳出予算の一部について、翌年度に限り延長して執行することが認められたものであり、新たな歳出予算が発生するものでないため、繰越明許費の設定による財政運営上の影響はありません。

次に、繰越明許費の設定における金額の制限についてです。

地方自治法施行令第146条の規定により、翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならないとされており、必要額を繰越明許費として設定します。

次に、繰越明許費の財源の変更についてです。

繰越明許費は、当該年度の財源を変更することなく、事業実施に必要な財源を繰り越します。

次に、当初予算時の繰越明許費の設定についてです。

当初予算においては、性質上の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのある事業について、繰越明許費を設定します。

令和7年度当初予算では、消防本部及び消防団の消防車両を購入する、繰越明許費を設定しています。これは、車両の更新計画に基づき令和7年度に更新するとしたところ、部品の供給不足のため、年度内に納車できないことが明らかであることから繰越明許費を設定したものです。

次に、繰越明許費の予算計上ができない事業についてです。

事業を執行したものの、やむを得ない事由が発生したことにより年度内に支出が終わらず、さらに、繰越明許費の設定が間に合わない場合は、地方自治法第220条第3項の規定により、事故繰越しとして対応します。

次に、影響を最小限にするための対応についてです。

日程の遅れが生じた場合は、その影響を確認し、市民サービスへの影響が最小限となるような対応や早期の完了に向けた工夫を検討します。

次に、繰越しに伴う個別施設計画等の見直しについてです。

個別施設計画等は、中長期的な維持管理や改修等に係る更新コストの削減と平準化を目的としており、改修等に係る事業費やその対応時期が掲載されています。

計画上の事業費は概算事業費であり、事業実施に当たっては事業内容を精査して予算計上するため、繰越明許費の設定に伴う予算面での影響はなく、計画の見直しは行っていません。また、繰越すこととなった事業は、計画した時期に事業に着手していることから、スケジュール面での計画の見直しも行いません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野正彦君。

○9 番議員（河野正博君）

ありがとうございました。

何点か再度お聞きしたいことがあります、質問の回数が限られていますので、1 問だけしたいと思います。

繰越明許というのは与えられた権利だと私も考えていまして、その事業が年度内に終わらない場合の柔軟な事業執行の手段というふうに捉えています。ただし、一方で、繰越明許は会計年度独自の原則とか、予算事業の平準化という観点から見れば、一方では外れていることになると私は考えています。

そこで、やはりその最初に出した予算の確実な執行ができるように、より一層の工夫が必要だと考えていまして、そのことについて回答があったんですが、あえてもう一度、その予算編成時の確実な執行をするための手段なり方策なりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小澤総合政策部長。

○総合政策部長（小澤宏之君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

繰越明許費については、事業ごとに繰越理由を精査し、安易に設定することなく、今後も適切に運用していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野正彦君。

○9 番議員（河野正博君）

ありがとうございました。

ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、第2 問目の質問に入りたいと思います。

2 問目は、笛吹消防本部の業務全般と消防指令業務等共同運用連携協力実施計画についてです。

令和5 年笛吹市議会第3 回定例会で一般質問をさせていただきました。

笛吹消防本部の業務について、人命を守る高い職業意識とすぐれた技術力が必要であることを踏まえ、適正な人員配置となっているか、メンタルヘルスケアは行き届いているか、十分な装備となっているか、消防指令業務等共同運用連携協力実施計画など、笛吹市消防本部業務全般について質問をさせていただきました。

また、今回加えて、救急車で大病院に運ばれた際、緊急性が認められなければお金を徴収される、そんな地域が出始めています。

例えば、三重県の松阪市などがそれに当たります。

また、続いて茨城県でもこれが始まったようです。

医療救急医療現場の逼迫を背景に、安易な利用を減らすために行われているようですが、専門家は実質的な救急車の有料化と指摘するなど、受診抑制を懸念する声もあり、救急医療のあ

り方が問われています。

笛吹市の救急活動の出動は令和3年3, 318件、令和4年3, 849件、令和5年4, 277件、令和6年4, 402件と、年々増加しています。

なお、令和6年度の内訳ですが、軽症が1, 825件、中等症が1, 937件、重症が348件、死亡が67件、その他が225件でした。

全ての要請に応えることは困難な状況になりつつあると私が考えております。

以上のことを踏まえ、質問をいたします。

(1) 令和8年4月、「新消防指令業務システム」への切り替えに向けての進捗状況について伺います。

(2) 「新消防指令業務システム」以外に、6消防本部共同運用連携業務について伺います。

(3) 前回の回答で、「新消防指令業務システム」の運用により人員の有効活用ができ、現場対応力が強化されるとの回答がありましたが、具体的にどのような対応力が強化されるのか伺います。

(4) (3) のことを踏まえ、現在の99人体制でよいか、また、他の消防本部と比較し、人員の有効活用について見解を伺います。

(5) 人員確保が難しい状況ですが、職員確保への取り組みについて伺います。

(6) 現在、2名の女性職員が消防士として在籍しております。大変優秀であるとお聞きしております。女性職員の増員について伺います。

(7) 水害に備え、救命ボートの追加を提案したが、その後の計画について伺います。

(8) ドローンを活用した救助活動について、オペレーターの増員やドローン活用の検討など進捗状況を伺う。

(9) 消防車両の計画的更新について、発注先の状況により遅延することが多いが、計画どおりの購入となる改善策を伺う。

(10) 職員のスキルアップについて、例えば救急救命士有資格者数など、現状と計画を伺います。

(11) 職員のメンタルヘルスケアおよびコンプライアンス教育について、効果と課題を伺います。

(12) 不要不急の救急要請に対しての「救急車の有料化」も含めた対策検討の状況を伺います。

お願いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

鵜川消防長。

○消防長（鵜川功君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、新消防指令業務への切り替えに向けての進捗状況についてです。

これまでに「山梨県国中消防指令センター整備工事」の実施設計業務が終了し、現在、工事受注者が決定し、工程表に基づき工事が進められています。

通信指令員は、それぞれの消防本部から派遣され、全体として33人で運用されます。本市からも、4人の職員を派遣します。

令和7年10月から指令員研修が実施され、令和8年2月には、仮運用を開始し、令和8年4月の本格運用に向けて準備を進めています。

次に、消防指令業務以外の共同運用や連携業務についてです。

消防本部では、県内各消防本部と「山梨県常備消防相互応援協定」を締結しています。大規模な火災や事故が発生した際、市消防本部の消防力だけでは、火災等の鎮圧、救助等が著しく困難と認める場合には、協定に基づく応援を要請し、迅速に対応できる体制を整えています。

今回の消防指令通信業務の一本化により、消防本部の管轄区域内に出動可能な救急隊や消防隊がなくなった場合でも、他の消防本部の隊に自動で出動指令を行う「ゼロ隊運用」を導入します。さらに、管轄区域の境界付近における災害については、最も早く現場に到着可能な消防本部の隊に自動で出動指令を行う「直近指令」も導入します。

消防指令業務以外の共同運用や連携業務について、はしご車等の共同運用を行っている消防本部もあり、車両購入費や維持管理費の抑制という効果が期待できる一方で、共同運用による出動時間の増加など、運用上の課題も想定されます。

これらの課題も踏まえつつ、今後は、市民の安全確保の観点から、近隣消防本部との連携の可能性について検討を進めていきます。

次に、消防指令業務の共同運用に伴う現場対応力の強化についてです。

消防指令業務の共同運用によって、通信指令員の人数は、現在の8人から4人に減員となり、新たに4人の人的余力が生まれます。

その人員については、消防力向上のための体制強化に充てますが、具体的な配置先等は、今後、組織体制の見直しの中で検討します。

次に、職員体制についてです。

近年、救急件数の増加や災害の規模・形態の変化、予防業務における違反処理件数の増加など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、消防本部では、国の「消防力の整備指針」に基づき、地域の実情に即して職員を増員するため、令和3年4月に「笛吹市職員定数条例」を改正し、職員の定数を90人から99人に増員し、体制強化を図ってきました。

今後さらに、消防指令業務の共同運用によって新たな人的余力も生まれることから、当面は現在の職員体制を継続します。

次に、職員確保の取り組みについてです。

消防本部では、消防署の見学会や体験会、市の広報紙やホームページなどにおいて、消防職員の仕事内容や魅力、やりがいなどを積極的に発信することで、優秀な人材が確保できるよう取り組んでいます。

このような取り組みの結果、近年の消防職員の採用試験は、令和4年度が申込人数40人、採用人数6人、令和5年度が申込人数27人、採用人数6人、令和6年度が申込人数28人、採用人数2人と、安定して人材が確保できています。採用された職員は、高い使命感を持って業務に当たっています。

次に、「女性職員の増員」についてです。

総務省消防庁では、女性の活躍推進を図るため、全国共通の目標として、消防本部における女性職員の割合を5%に引き上げることを目指しています。

現在、笛吹市消防本部の女性職員の人数は2人ですが、今後も女性職員の採用を推進するた

め、笛吹高校に出向いて就職ガイダンスを実施し、若い世代に消防士という仕事の魅力や、やりがい伝えていきます。また、令和7年10月には、女性を対象として職場体験説明会「ガールズ・デイ・キャンプ」を実施し、女性にとっても働きやすい環境であることをアピールしていきます。

次に、水害時に備えた救命ボートの追加装備についてです。

消防本部では、現在、救命ボートを2艘所有しています。1艘は総務省消防庁の示す救助隊の装備基準に基づき配備したものです。もう1艘は、本市には洪水による浸水想定が5メートル以上に達する地域があり水害発生リスクが高いことを踏まえ、平成24年度に追加で配備しました。現場対応できる人員面を考慮し、追加配備の数は1艘としました。

大規模な水害が発生した場合、この2艘の配備では対応できないことも想定されるため、相互応援協定に基づいた近隣の消防本部との連携や自衛隊への災害派遣などにより対応することとしています。

次に、「ドローンを活用した救助活動」についてです。

消防本部では、災害発生時における被害状況の迅速な把握などを目的に、ドローンを1機保有しています。

今年度は、熱画像撮影機能などを搭載した最新鋭のドローンを新たに導入します。これにより、人命検索や残り火の確認など、ドローンを活用した救助活動や情報収集の範囲を拡大し、より広範囲かつ効率的な活動を実施できるようになります。

また、オペレーターは現在7人体制ですが、今年度は3人増員し、10人体制にする予定です。

次に、消防車両の計画的更新に向けた改善策についてです。

消防車両については、単年度での納入が難しくなっていることから、更新計画どおりに更新していくために、繰越明許費を活用して、更新年度の前年度に発注することとします。

次に、職員のスキルアップに関する現状と計画についてです。

消防本部では、消防職員の専門性向上のため、最新の技術や知識を習得できる研修の機会をできる限り設けるとともに、実務経験を通してスキルを磨ける体制を構築しています。

具体的には、災害現場における迅速な対応力向上のため、救助技術や救急救命に関する研修へ参加し、消防職員全員が高度な専門知識と技術を習得できるよう取り組んでいます。

現在、救急救命士の資格取得者数については33人で、市民の皆さまに質の高い救急医療を提供できる体制を整えています。笛吹市国土強靱化地域計画において救急救命士の資格取得者を35人に増やす目標を掲げており、この目標達成に向けて、資格取得者を増員していきます。

また、最新の救急医療に関する知識や技術を習得するため、外部機関での研修や病院での実習、更に職員間での勉強会を積極的に実施しています。

次に、職員のメンタルヘルスおよびコンプライアンス教育の効果と課題についてです。

消防本部では、総務課が行う職員研修のほかに、独自でメンタルヘルス研修とコンプライアンス研修を行っています。

メンタルヘルス教育の効果としては、職員一人ひとりが健康管理への意識を高め、ストレスや不調の早期発見・早期対応につながっています。また、上司や同僚が互いに気づき、声を掛け合うなど、働きやすい職場環境づくりにも寄与しています。

コンプライアンス教育の効果としては、職員が遵守しなければならない法令、セクシャルハ

ラスメントやパワーハラスメントなどのハラスメント問題の防止、情報セキュリティーの意識向上につながっています。

課題としては、これらの教育は、一度実施しただけで終わりではなく、研修等で得た知識や経験を、継続して職場で実践することが重要であると考えます。また、研修内容については、定期的に見直しを行っていきます。

次に、不要、不急の救急要請に対する救急車の有料化も含めた対策についてです。

救急車は、病気やけがで緊急に医療機関への搬送が必要な市民にとって、かけがえのない存在です。

有料化については、経済状況によって救急車の利用に格差が生じ、必要な医療を受けられない人が発生する可能性があります。

消防本部では、不要不急な救急車の利用を減らすため、救急車を呼ぶべきか迷った際に相談できる「救急安心センターやまなし（＃ 7 1 1 9）」の周知強化のほか、9月9日の救急の日に行うイベントでの啓発活動、市の広報紙やホームページへの記事の掲載、ポスターの掲示、啓発用チラシの配布など、様々な取り組みを通じて、救急車の適正利用を促していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博委員。

○9番議員（河野正博君）

ありがとうございました。

再質問をします。

（12）のところで、不要不急の救急対応について消防庁からお伺いをしました。

先般、9月2日の新聞でお話のあった＃ 7 1 1 9の報道がありました。

昨年、山梨県の＃ 7 1 1 9の相談件数は1万6,725件で、うち86%が応急処置などによる助言を行い、救急搬送を必要としなかったとのことでした。さらに、緊急搬送をした人数4万5,146人のうち46.1%が軽症であったという報告でした。

したがって、逼迫した救急活動を改善する方策の一番有効な手段は、＃ 7 1 1 9を大いに利用していただくということになるかと思います。

今、消防庁からお話があった広報活動とか、そういう情報発信以外に、私が考えたところで、例えばシニアクラブへの出前講座とか、行政区への回覧とか、それから社協などを利用した連携などもあるかと思います。

もっと積極的に情報発信をして、ぜひ＃ 7 1 1 9を利用する方が増えてもらうのがいいと思うんですが、もう一度、くどいようですが、再質問させていただきます。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

鵜川消防長。

○消防長（鵜川功君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

＃ 7 1 1 9については、ご提案いただいたことを参考に情報発信の強化を図ります。また、シールやステッカーといった啓発物品の配布など、より市民の目に触れやすい形での周知方法

も検討します。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありますか。

河野正博君。

○9番議員（河野正博君）

ありがとうございました。

質問はこれで終わりになります。

私の意見をまず1番目に繰越明許、これについては職員の幹部の方、懇切丁寧にお答えいただきました。ありがとうございました。

私は民間の製造会社に勤めておりまして、簡単に言えば、複写機の上についているADFとか、複写機のアウトプットのところにあるフィニッシャーを開発設計しておりました。私が勤めていた当時は、事業部制を敷いておりまして、事業部長はその事業の全ての責任を負っております。一番大切なのは、事業計画が計画どおり行われるということでして、特に生産ラインが遅れるというようなことは大変な問題になったというような経験を積んでおりますので、繰越明許に対して私自身が非常にある意味では色眼鏡で見ている部分があります。

ただし、私がここで質問した肝は、（10）のところで繰越明許を行わなくても、計画どおり笛吹市の重点事業が推進できるような工夫をぜひお願いしたいと、今年度の笛吹市のテーマで「前例なしにチャンスあり」が書かれております。ぜひ繰越明許という制度にとらわれることなく、計画どおり実施できるような新たな工夫を私も考えますので、皆さんもぜひ考えていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、消防本部ですが、実は私の家は消防本部の本当に近所にありまして、毎日消防本部が救急活動に出す救急車のサイレンの音を聞いております。

しかし、私の地域では、このサイレンがうるさいとか、そういう話は一切聞いておりません。つまり、消防本部の方たちの活躍が地域の人たちに歓迎されている、あるいは感謝されているということだろうと思います。

このことを踏まえて、簡単には言える精神的な話ではなくて、実際には物質的な支援も十分行うように、これも議会議員として一緒に考えたいと思いますので、ぜひより一層の活躍をお願いして、私の質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

は、以上で河野正博君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑・質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午前11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、樋口滝人君の質疑および質問を許可いたします。

1 番、樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

笛新会の樋口滝人です。

今、日本の国が右に行っちゃうのか、中道右に行くのか、左に行くか、非常に気になっている時期になってきました。

議員になってから1年が過ぎようとしています。この第3回議会は、令和6年度決算認定議会で議員として初めての決算ですので、若干私見を述べさせていただきます。

評価として、市民に財政が健全だと胸を張ることができて、また市政が順調に推移していると評価できます。多くの市民が笛吹市に住んでよかったと思える財政指標がはっきりと見て取れるからです。

しかしながら、詳細を見ると、経常収支比率が94.6%、義務的経費が増大して自由に使える余裕が5%とちょっとで、改善余地は少なからずあります。

また、財政力指数0.51、自前の収入が予算の半分であるとの数値です。

先日の全員協議会で質問しましたが、山梨県でも中位の財政力指数だそうです。財政力指数では、基準財政収入額のほうが基準財政需要額より大きい昭和町や忍野村などは1.0を超えて地方交付税の不交付団体、また反対に丹波山、小菅は0.11から0.07、ほとんどが自費では村が運営できない状態です。

一方、特筆すべきは、山下市長がこの職に就いてからというもの、実質公債費比率が就任当時14%近い数値で、そのまま行くと財政再建という泥舟に乗って沈みそうだった財政状態を7.5%という驚異的な数字に引き上げた実績は、市長の卓越した経営手腕の賜物と言えます。

市長1期目の任期半ばで、ふるさと納税額当時富士吉田市30億超、山梨市5億、甲州市8億と、笛吹市は後塵を拝して2億ぐらいだったのが、突然神が降り立ったごとく豹変し、今では40億をはるかに凌駕する日本一の桃ブドウの産地と言われるに相応しい獲得金額となっており、基金の増大と市の財政に貢献し、子育て支援など数多の市民のウェルビーイングのための施策を展開しており、とても頼もしい市政と映るでしょう。

さて、質問に移ります。

前置きで市政の順調さをアピールしましたので、気分良くしているはずの行政側ですから、きっと私のこれからの質問に市の回答は、私の期待を担ってくれると信じて質問します。

質問1. 市役所分室の法令遵守と有効活用について。

最初に、市役所分室の登記、農地法、法令上違反があるかについて伺います。

（1）公共施設の法令遵守について、市役所分室は、市民窓口間、福祉保健館の西およそ100メートルにあります。

ところが、この建物は「建物の登記」がされていませんが、民間で新築した場合、不動産登記法により標題登記義務が発生します。

一方、公共施設は登記をしていなくても直ちに違法とはされません。しかし、登記がない場合の問題点としては1つ、市の財産台帳と法務局の登記簿が一致せず、二重帳簿のような状態になること、2つ目に、市が土地や建物を売却するとき、未登記だと支障が出る。

3つ目は、市の財産管理上計上されていないので、市の財産として認められない。さらに、その建物が建っている土地についても問題があります。

所在地は、笛吹市石和町市部798-2、地目は畑、地積289平方メートル、同じく笛吹市石和町市部798-3、地目は畑、地積288平方メートル。この2筆で合計577平方メートル、坪にして174坪ほどあります。

しかし、どちらも登記上は畑のままで、農地転用の手続きがされていない。つまり、農地法第4条、あるいは第5条の許可を経していない状態です。

これは農地法違反に当たるかもしれません。

本来であれば、建てる前に農地転用の許可を受けて建物を建ててから農業委員会から現況証明を出してもらい、地目変更登記を行い、同時に建物表題登記続いて所有権保存登記がなされるのがごく普通の順番です。

農業委員会も調査を行った形跡がなく、是正や勧告がなされていない。さらに、建物登記がないために、外から見ても「分室」という文字の掲示だけで築何年経過したとか、RC造なのか構造も不明で監査も十分なされていないのか。

市の財産台帳は固定資産管理も不備が生じています。

私が市民に率先して法を遵守する立場にありながら、これでは市民から見て財産管理のずさんさと映ります。地方自治法第237条第2項「普通地方公共団体の財産は、適正に管理しなければならない」とあります。当局は、この事実をどのように認識しているのか。市の財産台帳と登記簿は一致しているのか、また、未登記の公共施設はほかにもあるのか把握していますか。

そして、今後どのように訂正していくのか、まずはっきりとお答えをお願いします。

2番目、利用の実態について、次に、この分室の利用のされ方について伺います。

現在、この建物を常時使っているのは、笛吹市社会福祉協議会石和支部だけです。

1階の101会議室を使用料村で無料で使っています。

別に社協を責めているわけではありませんけどね。

建物は1階に会議室が3つ、2階に会議室が3つ、さらに給湯室やトイレが備えてあります。

延床面積471平方メートル、142坪、鉄筋コンクリート造2階建てのしっかりした建物です。

しかし、建物登記がなされていないため、誰の所有物かも不明で、公共施設としての体をなしておりません。しかも、年間200万円を超える水道光熱費や管理費がかかっています。それにもかかわらず、実際は1団体が無料で使い、残りの会議室はほとんど空いている。市民から見れば全く無駄に見えるのではないのでしょうか。

担当課に確認すると、不定期に書類発送の準備などで利用しているとのことですが、それだけではあまり活用が足りません。

もっと工夫できるはずです。

例えば、1. 特定の方を常駐させる 2. 職員の休憩や昼食、ランチスペースにする、3. 職員が軽い運動ができる器具の配置をする場を設ける、4. 議会の機能を移す。

こうした活用も検討できるのではないのでしょうか。

まずは登記を整備して正式な公共施設とした上で、市民や職員にとって役立つ施設として活用していただきたい。

これらについて当局の考えを伺います。

(3) 将来の市庁舎について、今回の分室の利用状況を考えると、3つの主力建物に合併特例債などを利用して26億円をつぎ込んだ実績があったとしても、現実に狭小な駐車場や市民の憩いの場がないこと、市議会など市役所機能の分散は現実に生成AI活用や市民サービスの向上に決してプラスとは言えません。

毎回質問時に、私が主張しておりますが、長期的には新しい市庁舎の建設を視野に入れるべきだと思います。

笛吹市のシンボルとなり、行政機能を一元化し、市民サービスを向上させるような新庁舎を検討する。これは将来へ向けての大切な課題です。この点についても、当局の市庁舎の今後のあり方として見解を伺いたい。

以上、質問です。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

まず、公共施設の法令順守についてです。

地方自治体の所有不動産の未登記問題については、平成28年の第90回国会における質問答弁に例があり、「不動産登記法附則第9条の規定により、不動産登記法の一部を改正する等の法律附則第5条第1項に規定する土地または建物についての表示に関する登記の申請義務については、なお従前の例によることとされており、「地方自治体の所有不動産」が未登記であることが許容されていることから、これが「不動産登記法の規定に反して違法」であるとは考えていない。」という国の見解が示されています。

なお、市の所有する建物については、公有財産台帳により管理しています。これは決算資料である財産に関する調書の基礎となるものであり、適正に管理していますが、未登記の建物については実態を調査し、是正措置を講じることを検討していきます。

分室の所在地である笛吹市石和町市部798番2、798番3については、昭和56年に旧石和町役場の公用車の駐車場として取得されており、公共用地への転用であるため農地法第5条第1項第5号の規定により許可不要として処理されていますが、所有権移転登記のみ行い地目変更登記の手続きがされていませんでした。

なお、当該地については、現在所在地域の地籍調査を行っているところであり、その手続きの中で地目変更を行う予定です。

次に、利用の実態についてです。

分室の本来の使用目的は、会議室です。しかし、本庁舎の会議室が不足している中で、書類発送の準備、大量の業務資料の整理等の処理、給付金事業等のコールセンターの設置等、臨時的な業務を行う場所としての利用が多く、関係各課の利用希望を調整し、譲り合いながら利用している状況です。

笛吹市社会福祉協議会石和地域事務所については、本来の常駐場所である石和ふれあいセンターの改修工事に伴い一時的に移転しているものであり、これも臨時的な利用であります。分室については、これまでと同様に会議室としての利用を主に、必要に応じ検討していきます。

次に、将来の市庁舎についてです。

令和7年第2回定例会で、樋口議員の質問に対して答弁したとおり、本庁舎については、耐震改修および設備改修が完了し、中長期的にはこれを使い続けることになります。

一方で、個別施設計画の庁舎・支所等編にあるように、将来的には改修を行うのか、新庁舎建設を行うのか、研究することになります。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1 番議員（樋口滝人君）

今の小林部長のご返事、完璧でしたので、再質問はありません。

時間がないので2問目、質問してよろしいでしょうか。

質問2番目、空き家除却後の土地の固定資産税減免について、1カ月前の7月24日、25日の2日間、私たち笛新会の全議員6名で長野県佐久市と上田市を訪問し、移住定住の施策や空き家問題への取り組みについて視察をしてまいりました。

現地では、市議会、市の担当職員、業界の代表者の方々とも直接意見交換することができ、全国的に空き家対策がどの自治体にとっても共通の大きな課題であることを改めて実感いたしました。

政府も空き家対策特別措置法を制定し、空き家バンクや解体補助、改修補助といった施策を打ち出しています。しかし、実際にはなかなか効果が上がらず、抜本的な改革に解決に至っていないのが現状です。

数字を見ますと、全国の空き家率は平均13.8%、その中で山梨県は徳島県、和歌山県、鹿児島県に続き20.4%と全国ワースト4位です。

県内の市別では、北杜市が43%と突出しており、次に甲府市の21.2%、次いで笛吹市20.9%と、山梨県内でも本市は空き家率が高い状況です。

そんなに空き家があるのかと言われると、実際はこの数字は賃貸空き家、家屋の空き家とか別荘の空き家も含むので、笛吹は、調べると実際は8.9%ほどだそうです。

これ書いてないタブレットに。

空き家の増加は、生活環境や景観の悪化、防災上のリスクなど様々な問題を引き起こしています。したがって、利用されなくなり管理もされていない空き家は、まず売却、さもなければ除去、すなわち取り壊しを進めることが重要です。

しかし、現実には家を壊すと土地の固定資産税が最大で4.2倍にも跳ね上がる上、解体費用も大きな負担となるため、所有者が二の足を踏んでしまうのです。

そこで、空き家を除去した土地について、翌年1年1月1日から最長3年間は、家が建っていた時と同じ住宅用地の税率を据え置く、いわば特例措置を導入することを提案いたします。

本市では現在、解体補助金を最大20%出していますが、利用件数は年に数件程度にとどまっています。

市全体では、空き家は本年7月末の時点で431件。過去4年間で補助を活用して解体されたのはわずか年に2件から5件。これでは空き家対策として十分に機能しているとは言えません。

原因の一つは、補助金の対象が昭和56年以前の建物に限定されるなど条件が厳しいこと。もう一つは、先ほど申し上げたとおり、解体後の土地固定資産税が急激に高くなること、この2点が所有者にとって大きな壁となっています。したがって、空き家解体を促進し、住環境を整備し、安全なまちづくりを進めるためには、この税負担の壁を取り除く必要があります。固定資産税を3年間据え置くことは、所有者にとって大きな後押しになり、空き家解消につながるはずですが、もちろん、この特例措置を取れば、市の税収は一時的に減少します。しかしながら、放置空き家の減少によって防災面、景観面の改善が進み、新たな住宅利用や移住促進にもつながると考えれば、市全体にとって大きなメリットになると確信します。

以上を踏まえ、市条例の第71条第1項第4号に市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免するとあります。

その第4号には特別な理由があると市長が認める固定資産として、「空き家状況除契約後の土地の固定資産税を3年間減免措置」を導入するお考えがあるかどうか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

樋口滝人議員の一般質問にお答えします。

固定資産税の住宅用地特例は、住民の日常生活に必要と認められる住宅用地の税負担を軽減することを目的に、住宅の敷地について税負担を軽減するものであることから、空き家等が除却された場合には住宅用地特例は適用されないことになります。

空き家の除却を促すため、除却後の更地についても固定資産税の負担を軽減する措置を講じることについて、国は、他の更地との税負担の公平性等の観点から全国的な制度として実施することは難しいとの考えを示しています。

一部の市町村においては、一定の条件を満たした空き家については、除却後の税負担を軽減するための税制・予算上の措置を行っているところもありますが、本市では、他の更地との税負担の公平性の観点などから、空き家除却後の固定資産税の減免措置の導入については考えていません。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

樋口滝人君。

○1番議員（樋口滝人君）

太田部長、ありがとうございます。

はっきり言っていていただいて、さっぱりしているわけですがけれども、納得しないなということで、意見をこれから言わせていただきたい。

再質問なしです。

先の小林部長のほうはいいです。あれは完璧でしたので、空き家の関係。

誰も住んでいない、管理も行き届いていない空き家の除却後に固定資産税、特例で減免しません。すでに更地になっている土地への固定資産税の税負担との比較で公平性に欠けるんだと、もっともらしい返事だよね、これね。だけど、私は次の3つの理由で反論します。

一つは、公共目的との整合性、少し難しいことを言いますね。

市が税制上の配慮を拒み、空き家の放置を助長し、国の政策にも逆行するんだと。

次に、公共目的である安全生活環境の確保、地域景観の保全に資する行為はむしろ支援すべきではないかというのが1つ目。

2つ目、形式的な公平性と実質的な公平性との違いです。ちょっと難しいね。

空き家を残したまま放置すれば、住宅用地特例が続き、税は軽減されたままになります。一方、除却すれば更地となり、住宅特例が外れ、税負担が一気に増える。これは当たり前の話です。この結果、空き家を残したほうが得、壊したら損という逆転したインセンティブが生まれ、実質的には不公平。

公平性とは市民にとって合理的、納得できる負担のあり方であり、現状はかえって不公平ではないかということです。

3つ目、先行自治体の事例があります。研修した上田市など、いくつかの自治体では、除却奨励補助金、税相当額の補助などの導入をしています。

市は更地との公平性を理由に挙げていますが、空き家を残せば税が軽減され、壊せば重くなる現行制度は、実際には市民の合理的な納得を得られる公平性に欠けます。むしろ空き家を放置することを助長しています。国の方針にも逆行しますし、他自治体では除却支援制度を導入している例もあります。本市でも、例えば一定期間限定の減免や補助という柔軟な制度設計は可能ではありませんか。

私ども笛新会としては、先日の視察で見た知見を生かし、このテーマについて、今後、条例提案等も考えております。

また、市当局としてもぜひ法律や財政の観点から、先ほどのお答えを翻すように、私ども一生懸命お願いするわけでありますが、ぜひ再度ご検討いただきたいというお願いであります。

以上でございます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、樋口滝人君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

14番、保坂議員。

○14番議員（保坂利定君）

笛新会の保坂ですけれども、関連質問を行いたいと思います。

1問目の分庁舎の地目変更の件ですけれども、所有権移転して地目変更をしていないということなんですけれども、地籍調査の時に地目変更を行いたいという答弁なんですけれども、どうして今、早急にできないのか、市民的立場に立つとですね、指導する立場の市のほうが職権ですすぐできるじゃないかと思いますけれども、どうして時期を待って地籍調査の時期に行うのか、そのへんの理由をお聞きたい。

○議長（神宮司正人君）

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

保坂利定議員の関連質問にお答えします。

先ほど、答弁ですでね、当該地域については、現在、所在地域の地籍調査を行っているところ

ろであり、その手続の中で地目変更を行う予定という答弁をさせてもらったんですけど、今現在、市部地内をですね、いくつかに分かれて地籍調査をやっていますね、集団で許可を取るような方法を考えていますので、その中で対応していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

14番、保坂議員。

○14番議員（保坂利定君）

よく分からないんですがね、今すぐできるような気がするんだけど、指導的立場の中で、できるだけ早く地目変更をお願いしたいと思います。

それから、2問目の質問ですが、空き家除去後の固定資産の減免の特例措置を3年間だけということで、これは質問ということじゃなくて、われわれ笛新会が研修に行った結果のですね、市に対して提案をしたいと思います。

空き家がこれ以上増えて、放置しておくとも景觀上、環境上非常に好ましくないという状況があります。これまたわれわれ会派の中でしっかり研究していきたいんですけど、今の答弁の中では全然研究、検討の余地がないという太田部長の答弁なんですよね。また、答弁はいいんですけど、これまた委員会のほうでですね、われわれ笛新会としても研究の成果をしっかりと発揮しなきゃなんという感覚がありますので、また委員会の中でまたしっかり討論、議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑および質問を終わります。

次に、通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可いたします。

17番、中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

午前最後の質問になるかと思います。

よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。

1問目、学校給食と食育の推進についてでございます。

本年6月12日付NHK報道によりますと、福岡市の学校給食をめぐり、本年4月に提供されたおかずがからあげ1個の献立の写真がSNSで拡散され、批判が相次いでいることを受けて、福岡市の教育委員会が食育の専門家らによる検討会を立ち上げ、メニューの改善を図るとの報道がありました。

なお、この際、市の教育委員会によりますと、批判が相次いだ給食のメニューは栄養面では問題がなく、予算面でも子育て世帯への支援策として、本年2学期から給食の無償化が始まることになっている。そして、批判を受けた見栄えなどの充実を目指すとしているとのことでした。

このような報道を見た市内の保護者から、「最近、私どもの子どもが、学校給食のみでは足り

ず、帰宅後おやつをほしがる傾向を目にする。本市は現在、学校給食費は無償化となっているが、物価高騰の影響で品数が減っているのではないかと。また、栄養面では問題がなくてもおなかいっぱい食べさせてほしい」との市民相談を伺っております。

一方、本年、2025年7月28日の読売新聞の報道によりますと、「先進自治体の大阪府泉佐野市では、始業前の学校で週2回ですが、児童に朝食を無償提供する子ども朝食堂」が好評です。

これは3年前、2022年秋のタウンミーティングで通学を見守る住民から「家庭の事情でご飯、朝御飯を食べずに登校する子どもがいる。何とか食べさせて学力や体力をつけさせてほしい」との要望を受け、市がアンケート調査を実施。

翌2023年に市立小学校2校の実証実験を経て、本年9月に全ての市立小学校（13校）まで拡大することが決定されております。

利用する66年生の男子児童からは、「友達と一緒に食べるので楽しい」、また、5年生の女子児童からは「エネルギーが湧いてくる。自宅で朝ごはんを食べると、2時間目の授業が終わるときにはおながへるけれども、朝、食堂を利用した日は3時間目まで我慢できる」などの声が挙がり、担当者からは「朝食を習慣化してもらうことで、健康で充実した学校生活をサポートできる」と効果を強調しているとの報道でございました。

このニュースを見た別の保護者でございますが、「笛吹市でも朝ごはんを食べずに学校へ登校する児童がいる」との市民相談を受けました。

その上で、調査しましたところ、児童の朝食欠食率は全国的に2013年度3.7%から2024年には6.4%と増加する傾向があると知り、文部科学省の研究でも朝食を毎日食べている子どもはテストの正答率や授業中の集中度が高いという傾向が確認されていることから、食育の重要性を再確認したところでございます。

本年は、学校給食の提供を定めた学校給食法の公布から71年目を迎え、子どもたちの成長を支える給食をめぐり、近年、無償化やユニークな食育の取り組みなどが広がっております。

学校給食法は、学校給食を教育の一環に位置づけ、必要な施設設備に対する国の補助などを明文化した法律であり、後の法改正では、対象が小学校などの一部の学校から中学校を含む義務教育の小学校全てに拡大されました。

そして、2009年4月1日施行の改正では、学校給食を活用した「食育」の推進も盛り込まれております。

以上のことを踏まえ、誰一人取り残さない子供の食育の推進と学校給食に対する市の取り組みと課題について、以下、市の当局のご見解をお伺いいたします。

（1）市内の学校給食において、栄養面、見栄え、食材調達等に対する市の取り組みは。

（2）として、学校給食費無償化に伴い、物価高騰対策として食材費の負担が影響するとしているのかどうか、この対策は。

（3）として、保護者向けの学校給食の献立、こちらを数値や画像表示など見える化への対策は。

（4）として、本市でも学力と集中力を高めるため、希望する児童に朝食に代わる栄養補助食品等の支給など、市単独の新たな食育の推進計画は。

以上1問目とします。

よろしくお願いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、栄養面、見栄え、食材調達等に対する取り組みについてです。

栄養面については、学校給食法で定める学校給食実施基準に基づき、児童生徒の1人1回当たりの摂取基準を満たす学校給食を提供しています。

見栄えについては、原則、主食、主菜、副菜、汁物、デザートおよび牛乳の6品を提供する中で、給食を見た目でも楽しめるよう、彩りについても意識した献立づくりを行っています。

食材調達については、市内や県内の食材業者から、可能な限り新鮮な県産食材にこだわり調達しています。

次に、給食費無償化に伴い物価高騰対策として材料費負担の影響と対策についてです。

本年4月から1食当たりの単価を小学生については40円増額して330円に、中学生については50円増額して380円に改定しました。物価高騰の中にあっても、食材の選定や発注のほか、調理員への調理指導を行う栄養士が、献立を創意工夫することで、品数を減らすことなく、学校給食摂取基準を満たした給食を提供できています。

なお、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和6年度に引き続き、市独自に小中学校および保育所等の給食費完全無償化を実施しています。

次に、学校給食の献立に関する数値や画像表示などの見える化対策についてです。

市では、食育の一環として、児童生徒が保護者の方とともに、栄養バランスのとれた食事について学び、健康な食生活を営むための知識を深めることができるよう、毎月保護者向けに献立表を提供しています。

献立表には、その日の給食メニューに使用している食材を、「体をつくる食べ物」、「体を動かす食べ物」、「体を守る食べ物」に分けて全て記載しており、食育に役立てるとともに、アレルギーを持つ児童生徒の保護者との情報共有に活用しています。

現在、栄養価等の数値や給食の画像表示については行っていないですが、これらを実施している自治体を参考に研究していきます。

次に、朝食を取ることができずに登校した児童生徒への対応についてです。

本市の小中学校では、朝食を取ることができずに登校した児童生徒に対して、校長の判断で栄養補助食品等を提供できるよう、予算措置を講じています。

当面は、現在の取り組みを継続していきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

それでは、1問目の答弁に対する再質問をさせていただきます。

2021年4月より施行された学校給食実施基準の一部改正のうち、学校給食摂取基準の策

定によりますと、1人当たりの摂取エネルギーの目安は、6～7歳で530キロカロリー、8～9歳で650キロカロリー、10～11歳で780キロカロリー、12～14歳で830キロカロリーが目安とされておりますが、笛吹市の教育委員会が定める学校給食実施基準に基づく児童生徒の摂取基準の実績値についてお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

学校給食実施基準では、小学1年から中学3年までを区分して、1人1回当たりのエネルギー摂取基準を定めています。

小学1年および2年は530キロカロリー、小学3年および4年は650キロカロリー、小学5年および6年は780キロカロリー、中学1年から中学3年は830キロカロリーです。

本市の学校給食では、いずれの区分も基準値を下回ることなく提供しています。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

2問目、市民と生活困窮者への熱中症対策支援についてでございます。

本年7月28日付NHK報道で、総務省消防庁によりますと、6月、熱中症で救急搬送された人は全国で1万7,229人と、6月分の調査を始めた2010年以降最多となったとのことでございます。

同じく山梨県内におきましては、6月中に熱中症で搬送された人は150人と、前年同月の53人のおよそ約3倍に上り、統計開始以降最も多く、年代別では65歳以上の高齢者が96人全体の約6割余りを占め、このほか18歳から65歳未満が42人、7歳以上18歳未満が11人、7歳未満が1人ございました。

なお、この際、熱中症の疑いで搬送された方は、7月に入ってからで、甲州市で一人暮らしの78歳の男性が自宅にて倒れているのが見つかり、病院に運ばれましたが、その後死亡が確認されたとのショッキングなニュースでございました。

今、高齢者や障害者、また生活困窮者などない安心できるよう官民を挙げた熱中症対策の強化することが必要だと考えます。

こうした中、経済的な理由で自宅にエアコンがない高齢者世帯に対し、エアコンの購入および設置に要する費用を助成することにより、夏季における高齢者の熱中症対策を支援するため、高齢者等エアコン設置費補助事業を実施する自治体が増えております。

この内容につきましては、国主導型と各自治体主導型と独自型とございますが、国のほうでは国土交通省などが定める住宅省エネキャンペーン、一定の省エネ性能を満たすエアコンの購入をすると、1台1万円から2万円台の補助金が受けられる、全国一律の利用可能でございます。

これに対して、自治体の独自型では、各市町村が実施している制度でございまして、対象は高齢者のみの世帯、生活保護受給世帯や障害者世帯、子育て世帯など、地域ごとに条件が細かく異なっており、補助金額も上限3万円から10万円超まで幅広いことになっております。

さて、先進自治体の新潟県村上市では同じ人口比5万2千人強でございしますが、2024年、昨年4月より居住のエアコンを設置していない高齢者世帯等の熱中症等を防止するため、新たなエアコンを購入し、設置する際の費用の一部を補助する事業が実施されました。

対象は、市内に居住する居宅にエアコンを設置が1台もない住民税非課税世帯または生活保護世帯、また65歳以上の者のみで構成する世帯、身体障害者手帳1級または2級の交付をされて受けている者がいる世帯、療育手帳Aの交付を受けている者がいる世帯等でございます。

補助内容は、エアコン本体の購入および設置に係る費用、補助金額は対象経費の2分の1以内で上限5万円とのことでございます。

なお、残念ながら山梨県内での自治体主導によります高齢者向けエアコン設置補助金事業の実施した自治体の情報は確認はできませんでした。

以上を踏まえまして、本市におきましても、先進自治体の事例を参考に、早期実現に向けて以下、当局の見解をお伺いいたします。

(1) 市民の熱中症による救急搬送された過去3年間の件数と推移は。

(2) 本年8月に県知事が緊急会見した会見で発表しました「熱中症予防対策強化月間」のうち、本市の取り組みの状況は。

(3) として、これまで高齢者、障がい者、生活困窮者世帯向け市単独の熱中症対策は。

(4) として、市民の命を守るため、先進自治体を参考に補助金事業の早期実現をでございます。

以上、質問とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めますが、この質問に対しては、消防長、保健福祉部長の2名が答弁を行います。

まずはじめに、消防長。

消防長。

○消防長（鶴川功君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、市民が熱中症により救急搬送された過去3年の年代別の件数と推移についてです。

18歳未満については、令和4年度は1件、令和5年度は4件、令和6年度は0件です。

18歳以上65歳未満については、令和4年度は9件、令和5年度は9件、令和6年度は7件です。

65歳以上については、令和4年度は21件、令和5年度は33件、令和6年度は33件です。

○議長（神宮司正人君）

次に、岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

次に、熱中症予防対策強化期間中の取り組みについてです。

県の熱中症予防対策強化期間は、今夏の記録的な猛暑と熱中症による救急搬送の増加を受けて設定されたもので、期間中は、住民への熱中症予防の啓発活動が強化されるとともに、「涼み処」の提供としてクーリングシェルターの活用推進、地区公民館等の開放に対する協力金の交付などが行われています。

市の取り組みとしては、熱中症警戒アラートが発令された日に防災無線で注意喚起を行うとともに、市の広報紙8月号と9月号で熱中症の予防等について周知しています。

また、令和6年4月に施行された「改正気候変動適応法」に基づき、令和6年度から公共施設や民間事業者の協力施設を「クーリングシェルター」として指定し、熱中症警戒アラート発令時に市民が自由に利用できるよう運用を開始しています。現在、市内の公共施設4カ所、民間施設9カ所、合計13カ所をクーリングシェルターとして指定し、自宅で冷房利用が難しい方や外出中の方が気軽に避難できる環境を提供しています。指定施設については、市の広報紙やホームページに一覧を掲載するとともに、指定施設であることを知らせるのぼり旗やポスターにより、市民への周知を図っています。

山梨県が実施する地区公民館等の開放に対する協力金の交付事業については、8月末現在、本市では申請した公民館等はありません。

次に、高齢者、障がい者、生活困窮者世帯向け市単独の熱中症予防対策についてです。

高齢者は、特に熱中症にかかりやすく重症化しやすいため、市内3圏域の地域包括支援センターの職員や介護保険認定調査員が自宅を訪問する際に、「高齢者のための熱中症対策」のリーフレットを渡ししながら、体調や室内の状況を確認し、水分摂取や適切な室温管理について、積極的に声かけを行っています。

また、市が実施している介護予防事業等の際に、保健師が、気温が高い時にはエアコンを使用するよう促すなど、熱中症に対する注意喚起を行っています。

障がい者や生活困窮世帯にも、保健師や生活保護のケースワーカー等が訪問する際に、熱中症に対する注意喚起を積極的に行っています。

地域では、民生委員・児童委員が高齢者宅を訪問して熱中症の予防について声かけを行っています。

次に、エアコン設置に係る補助事業の創設に向けた取り組みと課題についてです。

市では、生活保護世帯に対して、生活保護法の実施要領に基づき、保護開始時にエアコンを所有していないなどのやむを得ない場合に限り、7万3千円の範囲内でエアコンの購入費用を助成しています。

また、笛吹市社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の利用を案内し、必要な方がエアコンを購入できるよう支援しています。

新たな補助事業の創設に係る課題としては、すでに自費で設置されている世帯とのバランスにも考慮する中で、対象世帯や補助金額など制度設計を行う必要があることです。

市民の命と健康を守るため、熱中症予防に関する啓発活動を強化するとともに、補助事業の実施については、先進自治体の事例を参考に研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

生活保護世帯での実施要綱に基づく生活保護世帯へのエアコンの購入費用につきまして、助成した実績数がもしありましたら伺いしたいと思います。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

岩間保健福祉部長。

○保健福祉部長（岩間正剛君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

過去3年間の助成件数と助成金額については、令和4年度が5件、20万238円、令和5年度が5件、21万596円、令和6年度が12件、55万9,450円です。過去3年間の生活保護新規開始305世帯に対し、助成件数は22件、助成割合は7.21%です。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○17番議員（中川秀哉君）

それでは、最後に意見を申し上げて終わりたいと思います。

1問目の学校給食と食育の推進につきましては、本年2025年の当初予算でも、市単独で小中学校または保育所につきまして、給食費の無償化事業4億3,977万2千円を実施していただいております。

先進事例を参考に、まずは学校のホームページや、また保護者向けのSNS等を利用した学校給食の献立や数値、また画像などの見える化をまずしていただくことによりまして、福岡と比較して大変素晴らしいものが届けられているということが分かるようにしていただければと思います。

また、先進自治体の広島県の廿日市市では、栄養補助食品を利用した朝食も実施しておりますので、参考にいただければと思います。

また、2問目におきましては、生活困窮者への世帯でございますけれども、先ほどもありましたが、本日も含めまして、本年が熱中症警戒アラート41回、昨年は31回、23年は22回、2022年が13回、2021年は12回と年々上がっている状況でございます。

改めて、市民の命を守るために、先進自治体を参考に補助事業が早期実現をすることは望まれます。

以上をもちまして、私の一般質問に代えさせていただきますと、ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

お疲れさまでした。

休憩 午前12時11分

再開 午前 1時29分

○議長（神宮司正人君）

再開をいたします。

次に、通告に従い、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

11番、河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、市役所職員の労働環境について質問いたします。

7月29日付山梨日日新聞に、2024年度甲府市役所職員の延べ141人が傷病休暇を取得したり、病気休職したりしており、そのうち半数が心の不調を原因に休んでいるとの記事が掲載されました。笛吹市の職員にも休職者がいますが、どのような状況なのでしょう。さらに、2月議会において、鈴木駿一議員の一般質問により、笛吹市職員の早期退職者が増えていることが明らかになりました。休職者や早期退職者が出ることで、ほかの職員への負担が増えることが懸念されます。

また、他の自治体ではありますが、首長によるハラスメント事件がたびたび報道されています。自治体トップのハラスメントは対応が難しく、きちんとした対策が求められます。

もう一方で、自治体職員が不当な要求や行為を受けるカスタマーハラスメントの問題も生じています。国や自治体で働く非正規公務員を中心とするネットワーク「非正規公務員voices」が2023年に行ったハラスメントアンケートでは、非正規公務員の7割がハラスメント被害を受けたとの結果が出たと言います。

非正規職員の場合、契約を打ち切られる不安から、職場に問題があっても訴えられない場合があり、労働組合や公的相談機関へ相談できる環境が必要と考えます。

そこで伺います。

（1）現在、休職者は何人おり、個々の休職理由を把握しているのでしょうか。

（2）休職者のうち、心の不調を訴えている人は何人でしょうか。心の不調を訴える人の原因について、どのように考えているのでしょうか。

（3）早期退職者が近年増えていますが、令和6年度は何人いたのでしょうか。

（4）早期退職の理由として、子育てや親の介護、家業である農業従事、他業種への転職が挙げられていました。新たな職員の採用が難しい中で、今働いている職員が辞めることなく、子育てや介護との両立ができる環境づくりが求められていると思いますが、そのような配慮、対応はされているのでしょうか。

（5）職員の労働時間が長く、一部の職員が業務過多となっていないのでしょうか。また、その対策を行っているのでしょうか。

（6）ハラスメントに対する研修を実施していると言いますが、参加率はどのくらいでしょうか。市長副市長等の特別職も受講しているのでしょうか。

(7) ハラスメントが起きない環境づくりとして、職員の話をよく聞き評価することや、高圧的な言葉遣いにならないように気を付けるなどの対応も必要と思いますが、研修の中にそういった内容も含まれているでしょうか。

(8) ハラスメントの相談窓口はどこでしょうか。外部の窓口はあるでしょうか。

(9) 昨年度のハラスメント相談件数について、ハラスメントの種類ごとの件数は何件でしょうか。

(10) 相談に対してきちんとした対応が取れているでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、現在の休職者数と休職理由、不調を訴えている原因についてです。

令和7年9月1日現在、休職者は4人で、休職理由は心の不調のためです。

産業医との面談で状況の聞き取りを行い原因の把握に努めており、原因については、子育てや親の介護といった家庭環境によるもののほか職場におけるストレスとなっています。

次に、令和6年度の早期退職者数については、19人です。

次に、子育てや介護との両立ができる環境づくりについてです。

子育て環境については、部分休業制度の拡充と、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現し、対象職員の意向を配慮するため、令和7年第3回定例会に育児休業等に関する条例案を提出しています。

介護環境については、笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に介護休暇が規定され、対象職員は必要に応じて取得することができます。

次に、一部の職員が業務過多となっていないか。また、その対策についてです。

一部職員の業務過多については、毎月の時間外勤務時間について、課および個人ごとに集計し、把握しています。時間外勤務が月80時間を超えた職員については、個別に産業医の面談を実施しています。

時間外の縮減を目的に、令和7年8月から、課長補佐および担当リーダーが、時間外勤務の内容を事前に確認する運用を開始しています。

次に、ハラスメント研修の参加率、特別職の参加についてです。

ハラスメント研修については、令和4年度は全職員を対象に実施しました。研修当日に業務等で、やむを得ず欠席した職員がおり、参加率は74%です。また、令和4年度から令和6年度までに開催された市町村職員研修所の研修の受講人数は、令和4年度が6人、令和5年度が14人、令和6年度が25人です。なお、一般職を対象としているため、特別職は受講していません。

次に、ハラスメント研修の内容についてです。

ハラスメント研修の内容は、ハラスメントの概要、ハラスメントを起こさない職場づくり、起きた時の対応等について具体的な事例や注意点等の研修を行っています。

次に、ハラスメントの相談窓口と外部の相談窓口についてです。

市役所内部の相談窓口は、総務課および安全衛生委員です。また、外部の相談窓口として、電話による「なんでも相談窓口」を委託し、24時間、365日相談が可能です。

次に、令和6年度のハラスメントの相談件数についてです。パワーハラスメントに関する相談が1件です。

次に、ハラスメントの相談への対応についてです。相談に対しては、「笛吹市職員のハラスメント防止に関する要綱」および「笛吹市職員のハラスメント予防・対応マニュアル」に基づいて対応しています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

心の不調のため休職している方が4名で、原因は子育て、介護、職場のストレスということでした。そして、令和4年度の早期退職者は19人ということですので、令和4年の14人、令和5年度の12人よりさらに増えていることが分かりました。

心の不調の原因と早期退職理由はかなり重複していると思います。子育てや親の介護をしている職員については、周りの職員も時間が来たら帰れるような体制をとるなどの対策が必要だと思います。

また、職場でのストレスはどのようなことがストレスの原因になっているのか把握するために、職員へのアンケートを行い、分析してはどうでしょうか。

職員の業務過多については、先月から時間外勤務の内容を事前に確認する運用を開始したということです。時間外勤務を減らすことができるように取り組みを進めていただきたいと思います。

ハラスメントに対する研修について再質問を行います。

令和4年度に全職員を対象に実施され、その後は一部の職員が市町村職員研修を受けたということですが、今後、全職員を対象の研修は予定されているでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

河野智子議員の再質問にお答えします。

庁内研修については、毎年、政策形成、コンプライアンス、メンタルヘルス、コミュニケーション、接遇など様々な研修を実施しています。

特に、職員の職位に応じた必要な知識を求められる能力の取得など、階層研修に現在力を入れて取り組んでいます。

ハラスメント研修については、市町村職員研修のメニューにありますので、当該研修への参加を促していきたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

ハラスメント研修については、今のところ全職員を対象の研修は予定されていないようですが、できましたら定期的に研修を行っていただきたいと思います。

他の自治体のハラスメント報道を見ますと、人の上に立つ立場の方がハラスメントを起こす可能性が高いのではないかと感じます。

執行部の皆さんには率先して研修を受けていただき、また議員も研修を受ける機会を設けていただければと思います。

首長によるハラスメントが起きた自治体では、条例で首長のハラスメントを防止しようという取り組みがされています。

奈良県生駒市のハラスメント防止条例では、職員だけでなく、市長や副市長等の特別職と議員もハラスメントをしてはならないと明記し、外部に相談窓口を設けるほか、ハラスメントに当たるかの調査を実施する第三者機関の設置も盛り込まれています。

特別職と議員のハラスメントが確認された場合は、公表されることになっています。

令和2年度に厚生労働省の委託事業として職場のハラスメントに関する実態調査が行われており、そのアンケート結果を見ますと、ハラスメントを受けたと回答した人の職場の特徴として、「上司と部下のコミュニケーションが少ない」「ハラスメント防止規程が制定されていない」

「失敗が許されない残業が多い」「業績が低下している」「従業員の年代に偏りがある」「女性管理職の比率が少ない」といったことが挙げられます。

ハラスメントの予防解決のための取組状況では、ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発および相談窓口の設置と周知を実施していると回答した企業は約8割でしたが、相談窓口担当者が相談内容や状況に応じて適切に対応できるようにするための対応の割合は約4割と低くなっていました。

予防解決のための取り組みを進める上での課題として、「ハラスメントかどうかの判断が難しい発生状況を把握することが困難」「ハラスメントに対応する際のプライバシーの確保が難しい」といったことが挙げられています。

ハラスメント行為を受けた後の行動では、「社内の同僚や上司、家族や社外の友人に相談した」という回答と、「何もしなかった」という回答が多くなっています。

ハラスメントは認定が難しく、その対応も難しいと思いますが、ハラスメントの相談があった場合には、相談者が不利益を受けることがないよう配慮していただきたいと思います。

風通しが良く、不安や恐れを感じることなく、チームの誰に対しても率直に発言や質問ができる環境や関係性を心理的安全性というそうです。

心理的安全性が高い職場ほど、ハラスメントの発生割合が低い傾向にあるという結果が得られているそうですので、職員の皆さんもコミュニケーションが取れ、心理的安全性の高い関係を築いていただければと思います。

次に、2問目の学校での平和教育について質問いたします。

今年は戦後80年の節目の年ということもあり、各地で戦争や平和について考える催しが開催されています。

笛吹市においては、「わが町の八月十五日展」が約2カ月間開催され、戦争を語り継ぐイベントも開催されました。

自治体や様々な団体が平和を守るための活動をしています。若い人の中には8月15日がどのような日か分からなかったり、原爆が落とされた都市がどこなのか知らなかったりする人もいます。

戦争を知る世代が年々減り、体験を聞く機会が減る中で、二度と悲惨な戦争をしないためには、子どもたちへ語り継ぐことが必要であり、特に学校での平和教育は子どもにとって記憶に刻まれるものになると考えます。

平和や戦争に関する催しが多く開催される中、防衛省が子ども版「防衛白書」を2,400の小学校に6,100冊配布したとの報道がありました。

全日本教職員組合の調査によると、青森、岩手、山形、福島、長崎など8県に配布されたといいます。文書は、中国やロシアなどを名指しして脅威を煽り、軍事力強化を正当化し、安全保障政策などについて書かれており、教育現場からは戸惑いの声が上がっているといいます。

以下、伺います。

(1) 小中学校において、平和教育としてどのような取り組みがされているでしょうか。

(2) 事業の中で、戦中戦後の日本の歴史を教えられているでしょうか。

(3) 戦争体験者が少なくなる中で、戦争の歴史を語り継ぎ、平和を守るためにどのような取り組みが必要と考えているでしょうか。

(4) 子ども版「防衛白書」は、平和教育とは相容れない内容であり、教材として使うべきではないと思いますが、教育委員会の見解はどうでしょうか。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、小中学校における平和教育への取り組み、戦争の歴史を語り継ぎ、平和を守るための取り組みについてです。

市内小中学校においては、児童生徒が平和の意義と戦争の悲惨さを理解し、平和の心を育めるよう、総合的な学習の時間等において、平和教育を行っています。児童生徒の発達に応じて、絵本の朗読やDVDの視聴、「甲府空襲展」や「わが町の八月十五日展」の見学、戦争を体験された方を招いて講演会を開催するなど、様々な取り組みを実践しています。

平和教育を通じて、平和の尊さと命の尊厳について後世に伝えていくことが、平和を守るために大切なことであると考えています。

次に、戦中、戦後の日本の歴史に関する授業についてです。

本市では、現在の学習指導要領に基づき、歴史的事象を理解し、考え、平和や民主主義を尊重できる児童生徒の育成を目標に、戦中、戦後の日本の歴史についても授業の中で学んでいます。

次に、子供版「防衛白書」の教材としての使用についてです。

個別の教材の採否については、「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等の規定により、学校長が学校教育の責任者として判断する事項であるため、教育委員会がこの場で申し上げることは控えるべきものと考えます。

なお、笛吹市教育委員会では、平和教育の重要性を十分認識しており、学習指導要領に基づ

いた適切な教材選定が行われるよう、学校現場に指導、助言を行っています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○11番議員（河野智子君）

学校でも平和教育について様々取り組まれているということで、子どもたちには平和の心をぜひ大人になるまで持ち続けていただきたいと思います。

今年は被爆80年ということで、日本原水爆被害者団体協議会事務局長の濱住治郎さんのお話を聞く機会がありました。

被団協がノーベル平和賞を受賞後はとても忙しくなったそうなので、とても貴重な機会をいただいたと思っています。

被爆者への偏見や差別がある中で、被爆者の皆さんが声を上げたのは、戦後10年が経ってからです。被爆の実相を語り続け、核兵器禁止廃絶を求める国際署名に取り組み、2017年に122カ国の賛同を得て核兵器禁止条約が制定されました。そして、去年の被団協のノーベル平和賞受賞と続きます。

戦争体験のない私たちにできることは忘れないことです。

濱住さんは、「今日の聞き手は明日の語り部」とおっしゃっていました。絵本の朗読、紙芝居、朗読劇、映画会など、戦争や原爆に関するものをできるやり方で後世に伝え、二度と戦争を起こさないように、また今世界で起きている戦争を1日も早く終わらせることができるよう行動していきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

次に、通告に従い、山本茂貴君の質疑および質問を許可いたします。

5番、山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

煌・フォーラム21の山本でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

8月も終わり、全国高校野球選手権大会、いわゆる甲子園大会も終了いたしました。山梨県代表校の躍進、そして多くの高校球児がわれわれに感動を与えてくれました。これから秋のスポーツシーズン、笛吹市内の小中高校生の活躍も期待をしております。

私は皆さまに感動は与えられませんが、今後も引き続き誠実に議員活動을続けてまいりたい、そのように思っております。

それでは早速質問に入らせていただきます。

1. 消防力強化に向けた取り組みについて。

近年、自然災害は今までの想定や経験をはるかに超える規模で発生しており、特に線状降水帯による豪雨等は地域に甚大な被害を及ぼしています。笛吹市においても、大規模災害に備えるための準備対策は急務であると考えます。

消防については、昨今、消防団員数の確保の難しさなど課題があります。そこで、常備消防

を強化することが重要であると考えます。

来年4月から笛吹市、甲府市、峡北、峡南、東山梨、南アルプス市の6消防本部による消防指令センターの共同運用が始まります。

この共同運用によって活動要員の増強につながり、現場到着時間の短縮と高度な運用ができるものと期待しているところです。

現在、笛吹市では市単独による消防本部体制で業務を担っておりますが、激甚化、多様化する災害に対応するためには、複数の消防本部とハードおよびソフトの両面で連携を強化していく必要があると思います。

そこで伺います。

(1) 他の消防本部との相互応援協定の内容の見直しなど、連携強化に向けた取り組みは考えていますか。

(2) 消防車両について、例えば消防はしご車は5年に一度のオーバーホール、その費用は約5千万円、その先購入となれば約2億2千万円程度かかるといわれています。救助工作車も同様です。このような車両の整備費の節減や維持管理の効率化などを踏まえると、使用回数の少ない車両は近隣の消防本部との共同整備を行うべきと考えますが、現時点での市の考えを伺います。

(3) 指令業務の共同運用の次は、消防車両等の共同整備、さらにその先には合併による広域消防化も見えてくると思います。将来的に合併による広域消防化の考えはあるのか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

鵜川消防長。

○消防長（鵜川功君）

山本茂貴議員の一般質問にお答えします。

まず、他の消防本部との相互応援協定の内容の見直しなど、連携強化に向けた取り組みについてです。

消防本部では、県内各消防本部と「山梨県常備消防相互応援協定」を締結しています。大規模な火災や事故が発生した際、市消防本部の消防力だけでは、火災等の鎮圧、救助等が著しく困難と認める場合には、協定に基づく応援を要請し、迅速に対応できる体制を整えています。

令和8年4月からは、甲府地区広域行政事務組合消防本部ほか、4つの消防本部とともに、山梨県国中6消防本部の消防指令業務等共同運用連携として、消防共同指令センターの運用を開始します。通報の一本化により、消防本部の管轄区域内に出動可能な救急隊や消防隊がなくなった場合でも、他の消防本部の隊に自動で出動指令を行う「ゼロ隊運用」を導入します。さらに、管轄区域の境界付近における災害については、最も早く現場に到着可能な消防本部の隊に自動で出動指令を行う「直近指令」を導入することで、出動の迅速化を図り、消防本部間の連携強化を図っていきます。

次に、使用回数の少ない車両の近隣の消防本部との共同整備についてです。

消防本部に整備されている各種消防車両等については、人口や管轄区域内の建物の状況に応じて、整備が必要な車両の種類や台数を定めた、総務省消防庁が示す消防力の整備指針に基づき整備しています。

消防力の整備指針では、はしご自動車について、一定の条件を満たし、延焼防止のための消

防活動に支障のない場合においては、2つ以上の消防本部による共同配置を認めており、県外には共同整備を行っている事例もあるため、検討を進めていきます。

次に、合併による広域消防化についてです。

消防の広域化については、消防力維持・強化のための取り組みの形として、将来的には可能性はあると思います。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

再質問をさせていただきます。

3の質問については、消防長に聞くのがちょっと酷かと思いますので、ここでぜひ副市長のお考えもお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（神宮司正人君）

答弁を求めます。

深澤副市長。

○副市長（深澤和仁君）

山本茂貴議員の再質問にお答えします。

県内の消防本部を見ますと、甲府地区消防本部や東山梨消防本部のように、一部事務組合であるもの、また笛吹市消防本部、南アルプス市消防本部のように市の組織であるものがあります。

一部事務組合の場合ですと、組織の意思決定に当たって、組合を構成する市町村間の調整が必要となりますので、迅速な意思決定という点で課題があるように思っております。

逆に、単独の市の組織である本市消防本部は、迅速な意思決定ができており、その点が大きな強みであると考えています。

したがって、現在のところ消防の広域化は考えていませんが、人口減少が進み、単独の市で消防本部を維持することが難しくなることが懸念される場合には、合併による消防の広域化を検討しなければならないと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

ありがとうございました。

他市の事例も参考にさせていただいて、時代は流れております。今後検討していただいて、いい方向に進んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

一言だけ意見を述べさせていただきます。

（2）の答弁でも検討を進めるということでした。共同整備によって節減された維持管理費については、人員の補充ですとか、ぜひとも消防協力課の消防力強化のために使っていただきたい、そのようにお願いをしたいところでございます。

また、以前行っておりました消防本部と消防団との車両を連結しての合同消火訓練など、最近あまり見なくなったような気がします。小さな火災は消防団に任すなど、団の車両もうまく活用し、連携していくのも消防力のさらなる強化につながると思っております。ぜひともご検討のほどよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

2つ目、市役所庁舎のバリアフリー化について。

高齢者や障害のある人をはじめ、全ての市民が生きがいを持って生活していくためには、日常生活における自立や社会参加が必要であり、バリアフリー化された生活環境は不可欠なものです。

特に市役所庁舎は、子どもから高齢者、障害のある方まで多くの方が日常的に訪れており、誰にとっても利用しやすく、安全安心に過ごせる場所であることが重要です。

笛吹市役所庁舎においては、その多くがバリアフリー化されていますが、例えばここ八代支所2階に議場があるにもかかわらず、エレベーターが設置されていないなど、完全なバリアフリー化には至っていません。財政的な制約もある中で難しい面もあると思いますが、これまで以上に誰もが利用しやすい庁舎となるよう、バリアフリー化の取り組みを強化していったと考えています。

そこで伺います。

(1) 市役所庁舎のバリアフリー化の状況について伺います。

(2) 完全なバリアフリー化がなされていない庁舎については、今後、施設改修等のタイミングで障壁をなくしていただきたいと思います。市の考えを伺います。

(3) 笛吹市には、市役所庁舎以外にも様々な公共施設があります。そのような施設も含め、市として公共施設のバリアフリー化計画のような体系的な整備方針を策定しているのか、あるいは今後策定する考えはあるのか伺います。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

山本茂貴議員の一般質問にお答えします。

まず、市役所庁舎のバリアフリー化についてです。

本庁舎については、スロープ、多目的トイレ、エレベーターの設置等、バリアフリー化しています。各支所については、来庁者の対応および執務スペースは全て1階にあり、スロープ、多目的トイレが設置されており、バリアフリー化しています。

なお、御坂支所および境川支所を除く各庁舎には2階以上に会議室がありますが、八代支所、一宮支所、芦川支所にはエレベーターが設置されていません。

次に、完全なバリアフリー化がなされていない庁舎の改修についてです。

個別施設計画に基づき改修を行う際には、利用状況を勘案する中で、必要な内容について検討していきます。

次に、公共施設のバリアフリー化計画についてです。

本市には、公共施設のバリアフリー化計画のような体系的な整備方針はなく、現在のところ策定の予定もありませんが、地域福祉の推進を図るために令和4年3月に策定した「笛吹市第

4次地域福祉計画」では、「安心して暮らせる地域づくり」を基本目標の一つとしており、その取り組みの一環として、公共施設のバリアフリー化などを進めることを掲げています。

この考えの下、公共施設の新築や大規模改修の際には、年齢、性別、身体状況などにかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れ、全ての人が安全かつ快適に利用できる環境づくりに努めています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

再質問はありませんが、答弁の中で必要な内容について検討していくということですので、検討した内容をぜひとも後日また教えていただければと思います。

また、安心して暮らせる地域づくりが基本目標の一つということで、全ての人が安全かつ快適に利用できる環境づくりを切にお願いをいたしまして、今回、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で山本茂貴君の質疑および質問を終了いたします。

関連質問はございますか。

6番、鈴木駿一君。

○6番議員（鈴木駿一君）

鈴木でございます。

先ほどの2問目の質問、バリアフリー化について関連質問をさせていただきます。

答弁にもありましたとおり、個別施設計画に基づき利用状況を鑑み検討していくとありましたが、山本議員も触れていましたとおり、この八代支所においては議会棟が設置をされております。その中で、エレベーターもなく、障害のある方、車椅子の方、足腰が不自由な方などが直接この議場に入ってくることができません。

笛吹市民にとって、関心を高めていく開かれた議会になるようバリアフリー化に取り組むべきだと思いますが、再度御見解をお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

小林総務部長。

○総務部長（小林匡君）

鈴木駿一議員の関連質問にお答えします。

以前、この議事堂の傍聴に伴うエレベーターの設置について検討した経過がございます。

エレベーターの設置については、多額の費用またはこの施設の構造などの課題があることから、この庁舎の1階の入り口の左側にあります部屋をですね、議会中継が見えるようモニターを設置して対応することと、その当時はしております。

このような経過がありますので、現在のところ改修は考えておりませんが、先ほど答弁した

とおり、個別施設計画に基づく改修を行う際には検討していきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑・質問はありませんか。

関連質疑・質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時30分といたします。

休憩 午前 2時14分

再開 午前 2時29分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

次に、通告に従い、山田宏司君の質疑および質問を許可いたします。

10番、山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

清心会の山田宏司です。

議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問します。

市内小学校の現状と課題について伺います。

時代の流れとともに気候の変化も加わり、学校の現状は大きく変わろうとしています。

私が児童生徒の頃は、もちろんタブレットもなく、エアコンもありませんでした。

夏でも体育館や校庭で授業が行え、教室も窓を開けて普通に授業が行いました。

先生が黒板に書き、先生の話聞きながらノートを取って質問に答え、体育の時間は校庭で行い、先生も児童生徒も真っ黒に日に焼けていて、給食を一緒に食べ、休み時間には一緒に遊んでいました。先生のイキイキとして楽しそうな姿を見て敬っていましたが、児童生徒との距離感が近く、先生は親であり、兄弟であり、友達のような感覚でした。

しかし、今はどうでしょうか。

教職員は仕事に追われ、いろいろな対応に気を遣い、気候変動による高温で学習環境への配慮を考え、本来向き合うべき児童生徒との大切な時間を作るために苦労しているように見えてしまいます。

また、今は少子化とともに全体の児童生徒数は減少していますが、不登校児童生徒数の割合は増加しています。

専門的な知識を持ってきめ細かに向き合う対応が大切であり、解決に向けてお互いの信頼関係を築き、継続していくことでその先が見えてきます。

教職員の長時間労働を是正し、生き生きとした気持ちで働けるようにすることで、しっかりときめ細かく児童生徒と向き合うことで、質の高い学習環境を作れると考えます。

先の定例会で意見としてまとめたものも何点か加えて以下質問いたします。

1. 教職員の長時間労働の要因は何であるか。一つには、学校の規模、児童生徒数の人数の多さも関係していると思うが、見解を伺います。

2. 児童生徒数の人数によって教職員の人数も増えるが、それにより管理職の負担も増加していると思うが、見解を伺います。

3. 小学校の教育は、学び方の習得、人間関係の形成などの観点から、教職員が児童と向き合い、きめ細かな対応と学習環境をつくることが非常に重要な時期であると考えます。学校の規模、児童数の多さは、環境づくりに影響があるか伺います。

4. 児童生徒数は年々減少しているが、大規模校と小規模校の人数差は大きく開き、小学校ではその差が顕著に出ています。少人数学級の導入により、教室数の不足と多くの児童をまとめる教職員の負担が大きくなることが懸念されます。その懸念を払拭するために学区の再編を行い、ある程度の人数の均等化を図ることも必要ではないかと考えるが見解を伺います。

5. 小学校の学区によっては、目の前に見える学校へ通えず、長時間歩き、別の学校へ通学しています。夏が酷暑となっている今の気候を考えると、非常に危険であると考えます。

こういった現状を踏まえ、通学する学校の選択の自由度を広げることが必要であると考えが見解を伺います。

6. 児童生徒数は減少しているが、不登校児童生徒数の減少割合は少なく、全体の割合からすると増えています。

令和元年度市内小学校児童、総数3,225人中学校生徒総数1,698人に対し、不登校児童数25人、不登校生徒数82人、令和6年度、市内小学校児童総数3,036人、中学校生徒総数1,558人に対し、不登校児童数54人、不登校生徒数145人となっています。

この現状を踏まえて伺います。

ア. 不登校児童生徒数の全体割合からの推移をどう捉えているのか伺います。

イ. フリースクールや教育支援センターなどへ通っている不登校児童生徒数、通えていない不登校児童生徒数を伺います。

ウ. イのことを踏まえた教育委員会としての見解を伺います。

エ. フリースクールや教育支援センターへ通っている不登校児童生徒の学習状況を伺います。

オ. エを踏まえた不登校児童生徒の学力向上への取り組み状況について伺います。

カ. 不登校児童生徒に対してきめ細やかな対応が必要であるが、1人の先生が受け持てる人数には限りがあり、担任教職員の負担軽減を考え、専門機関の増員も重要であると考えが見解を伺います。

キ. 不登校児童生徒が平等に学べる権利を失っていることについての見解を伺います。

ク. 令和5年度第2回定例会の一般質問でも伺いましたが、不登校児童生徒をフリースクールなどへ通わせる費用負担は家計へ重くのしかかっています。こういった家庭への支援制度をつくることが重要だと考えるが、どのように研究して実施に向けて検討しているか伺います。

ケ. 小学校から中学校へ進学する段階で不登校児童生徒数が大きく増加するが、原因究明と解決策をどのように考えるか、見解を伺います。

コ. ケで伺ったことは長らく課題として続いています。解決に至っていません。原因としては、市内複数の小学校児童と一緒にすることによる人間関係への不安が考えられないのでしょうか。その解決策として、小中一貫の9年制教育の導入を検討する時期に来たのではないかと考えるが、見解を伺います。

7. 教職員の労働に関するアンケートを行っているとお聞きしましたが、今の仕事に生きがいを感じるかの問いか、これに近いものがあれば、その結果と見解をお伺いします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

山田宏司議員の一般質問にお答えします。

まず、教職員の長時間労働の要因、管理職の負担増加についてです。

教職員の長時間労働については、授業の準備、担当校務の遂行、部活動の指導、児童生徒および保護者への対応等が複合的に影響していると考えています。

1 学級当たりの児童生徒数が増えると、教職員の業務量は多くなる傾向があるため、教材研究や校務の遂行を協力して行う組織体制の構築など、長時間労働を抑制するための対策を行っています。

また、管理職については、教職員のマネジメント管理が増えるため、教頭の複数配置を県に要望する等の対応を行っています。

次に、学校規模の学習環境への影響、学区再編による児童生徒数の均等化についてです。

良好な教育環境づくりには、学校規模や児童生徒数だけではなく、教職員の配置や指導体制、地域や保護者との連携等、多くの要素が関わっています。

小規模校には、児童生徒数が少ないため、児童へのきめ細かな指導や支援が行き届きやすいという良さがありますが、大規模校においても、多様な人間関係の中で学ぶことで視野が広がるという良さがあります。

そのため、学区の再編については考えておらず、今後も、小規模校、大規模校それぞれの良さを生かしながら、良好な教育環境の構築に取り組んでいきます。

次に、学区外の学校への通学についてです。

この度、笛吹市立小中学校指定校変更認定基準の見直しを行い、令和8年4月から、地理的な理由によっても指定校を変更することを可能としました。引き続き、基本となる就学学区を維持しつつも、弾力的な運用に努めていきます。

次に、不登校児童数の増加についてです。

不登校児童生徒数の推移については、市内小中学校の児童生徒数に占める不登校児童の割合は、令和元年度の約2.2%から、令和6年度は約4.3%に上昇しており、これは、1学級当たり1人の割合に相当するものとなっていることから、大きな課題として捉えています。

フリースクール等へ通っている不登校児童生徒数、このことに関する見解については、令和7年7月末現在、フリースクールに通っている児童生徒は2人、教育支援センター「ステラ」に通っている児童生徒は17人、どちらにも通っていない不登校児童生徒は85人です。

どちらにも通っていない不登校児童生徒の大半は、不定期ではあるものの、校内の別教室への登校などを行っています。登校がほとんどない不登校児童生徒21人については、生活状況や学習状況などの把握が難しいことが課題です。

そのため、登校がほとんどない不登校児童生徒については、学級担任が定期的に家庭訪問を実施するなど、生活状況や学習状況などの把握に努めています。

フリースクール等に通う不登校児童生徒の学習状況、不登校児童生徒の学力向上に向けた取組、不登校児童生徒の教育を受ける権利については、フリースクールでは、施設によって対応が異なっていますが、基本的には、1日の中で個別学習の時間が設けられています。

教育支援センター「ステラ」では、午前中を学習時間として個別学習を行っています。

市内の小中学校では、不登校であっても学び続けられるよう、フリースクールや教育支援セ

ンター「ステラ」の利用の有無にかかわらず、学習プリントによる自宅学習やタブレットを使用したオンライン学習、校内での個別指導など、不登校児童生徒や保護者と連絡を密にとり、相談しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

担任教職員の負担軽減のための専門機関の増員については、不登校児童生徒の担任教職員が一人で負担を抱え込まないよう、各学校には、管理職、養護教諭、教育相談担当および生徒指導担当等で組織する支援委員会を設け、組織的に支援を行っています。

また、個々の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ふえふき教育相談室、子育て支援課等と連携して、不登校児童生徒および保護者の支援を行っています。

専門機関の増員については、市でふえふき教育相談室の職員を1人増員したほか、山梨県に要望を行い、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを増員しています。

フリースクール等の利用に対する支援制度については、フリースクール等を利用する不登校児童生徒の保護者を対象とした、経済的負担軽減のための支援については、すでに支援制度を実施している自治体の事例を基に、支援の方法、支援対象の要件等について研究を行っています。

中学校進学段階での不登校児童生徒の増加の原因と解決策については、中学校への進学段階で不登校児童生徒が増加する原因については、小学校から中学校への環境変化、友人関係の不安、授業内容や生活リズムの変化などが複合的に影響していると考えられています。

そのため、小学校5・6年生に対しては、担任だけでなく、中学校の授業環境に慣れるよう、専科教員を含めた複数教員での授業を導入、拡大しています。また、小学6年生が中学生から直接学校生活の話を聞くことができるよう、小中学校の児童生徒の交流機会を設けています。

こうした小学校、中学校の連携を強化していくことで、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境の整備を進めています。

小中一貫の9年制教育の導入については、9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校については、中学校への進学段階での環境変化が少なくなることから、中学校進学をきっかけとした不登校の未然防止に一定の効果があることは承知していますが、市では、小中学校の連携を強化する取り組みに注力しているところであるため、義務教育学校の導入については、現時点において検討していません。

次に、教職員の労働に関するアンケートの結果についてです。

令和6年7月に県教育委員会が実施した「学校の働き方改革についての教職員の意識等調査」では、働きがいに関する質問を設けています。

調査結果では、教職員全体の83%が、働きがいを「感じている」「概ね感じている」と回答しており、多くの教職員が、やりがいを感じながら働いていることが分かりました。

市では、やりがいを感じながら、学校現場で様々な課題に日々奮闘している教職員一人ひとりが、ますます自分の仕事に誇りを持ち、充実感を抱きながら働くことができるよう、労働環境の整備を進めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑及び質問はありませんか。

山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。

答弁をいただいた中で、フリースクール等の利用に対する支援制度についてですが、長く続く景気低迷と物価高騰の影響により、家計への圧迫は生活に大きな足かせとなっています。

このいただいたご答弁は、令和5年第2回定例会一般質問の時の答弁と大体似たような感じでしたので、再度お伺いいたします。

支援実施の必要性をどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

山田宏司議員の再質問にお答えいたします。

山梨県の教育委員会では、フリースクール利用支援事業費補助金交付要綱を策定し、令和7年度から施行しています。

このことを受け、本市におきましても、フリースクール利用者に対する支援について現在検討しています。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

ありがとうございました。

前向きな答弁をいただいたと思っています。

発表できるタイミングもあったでしょうが、先ほどの答弁でこれをいただけたらなというふうに思ってしまう。

フリースクール等へ通わせたくても経済的に難しいと考えるご家庭も少なからずあるかと思っています。1日でも早い実施をよろしくお願ひしたいと思います。

フリースクール支援教育センターのどちらにも通っていない不登校児童生徒数が85人とありますが、この人数はとても大きな数だと捉えています。通えない児童生徒にはそれぞれが抱える通えない事情を持っており、一律な対応での解決は難しいと言わざるを得ません。それぞれが個々の事情をしっかりと把握理解して対応することが大切です。85人という人数を考えると、今の相談員の数では足りないと思います。現状の相談員の数で対応可能な不登校児童生徒数に減少するまでの間は、現状現場が抱える適正な相談員数まで増員する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

山田議員の再質問にお答えいたします。

年間で30日以上欠席すると不登校扱いになります。

1学期中に不登校扱いになった児童生徒が85人います。このうち大半の生徒は出席したり休んだりを繰り返しています。このような児童生徒には、学校やスクールカウンセラーによる指導や家庭での指導が中心となっています。

しかし、21人の児童生徒はほぼ欠席しており、深刻な状況です。このため、ほぼ欠席状態の児童生徒については、学校、家庭、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携して対応しています。

相談員の増員につきましては、令和8年度末で借用期間が終了する教育支援センター「ステラ」の移転を契機に、相談員の配置や専門性について検討し、不登校支援の体制を改めて整備していきたいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

山田宏司君。

○10番議員（山田宏司君）

ありがとうございます。

その21名、まったく通えていないという生徒の数というのが、やはり私は大きな人数だと捉えています。1日も早くその児童生徒たちが学校へ通えるような体制を取っていただきたいとお願ひしたいと思います。

教職員は、今も昔も小中高校生の憧れの職業のトップ10に入っていました。近いところでは、2015年小学生トップ10ランキングだと6位、中学生1位、高校生1位、2024年小学生等、トップ10ランキングで3位、中学生1位、高校生1位、調べる機関によって多少の前後差はあるのですが、毎年上位に入っており、50年前も確かベスト10にランクインしていました。

ちなみに地方公務員は2024年小学生・中学生のトップ10でランキング外でございました。

高校生で4位に入っており、将来を見据えた安定を求めた堅実な結果というふうに私は捉えています。

教職員は今も昔も子どもたちにとっては憧れの職業であるということです。その働く環境を整え、働きやすくすることで、子どもたちと向き合い、明るい学習環境を作れるのではないのでしょうか。

あるデータによると、先進国の教育にける予算の伸び率は約5%前後、隣国の韓国も同じです。中国に至っては20%以上となっています。気になるわが日本は、残念ながら0.9%前後。国の未来を託す子どもたちの教育にける予算としては寂しい限りと言わざるを得ません。

冒頭で話した昭和年代の教育環境が全て正しく良いものだとは思いませんが、先生も児童生徒も明るく学校を楽しんでいたと思うのは私だけでしょうか。

あのころの不登校児童生徒数はおそらく今の10分の1、いやもっと少なかったかもしれません。不登校児童生徒が増えた要因の一つには、学校が楽しい場所ではなくなったのではないのでしょうか。

荻野陽子議員の質問にもあった、芦川小学校の風景を見たときに、ふとある思いが浮かびま

した。

児童と先生の距離の近さ、一緒に学ぶことで笑顔を見せる姿、その姿を見て、私はあのときの楽しかった学校の姿を思い浮かべました。

望月先生もそう思いませんか。

今の時代に忘れ去られたものは、学校は楽しい場所だということだと、今回、教育者としても、人格者としてあられる望月先生のお言葉をいただきましたかったのですが、叶いませんでした。

学校が児童生徒にとっても、教職員にとっても楽しい場所に戻すこと、近づけることがこれからは必要になってくるのではないのでしょうか。

未来ある児童生徒のため、憧れを持って教職員になった方々のためにも、今後努力していただきたいと切に願って、私の質問を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上で、山田宏司君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

9番、河野正博君。

○9番議員（河野正博君）

山田議員の質問の関連質問をいたします。

現在でも、調整区域といわれる学校区があります。それは、どちらかの学校を選べるという区域が存在しています。それと学区、先ほど質問があった学区再編は今のところ考えていないと、プラス、でも学区外への基準と申しますか、それは見直すんだと、この3つのところが私にはよく整合性が取れなくなっていますので、もう少しこの関係性も含めてどのようにやっていくのか、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（神宮司正人君）

答弁をいただきます。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

河野正博議員の関連質問にお答えします。

まず、調整区域の説明をさせていただきたいのですが、現在、小学校では御坂町の成田にお住まいのところで、御坂西小学校もしくは石和東小学校へ行けるという、そこは調整区域の一つです。

また、一宮町塩田の県営団地にお住まいの方は、一宮西小へ通うことができる。こちらについては、希望をとった上で対応しているというところです。

笛吹市教育委員会におきましては、児童生徒が住む地域に応じて通学する小中学校の学校を指定しています。

ただし、調整区域として指定した地区や、それから転居、教育上の配慮などの特別な事情に応じまして、通学をする指定校の変更を認めているところであり、来年度からはこれに地理的な事情を含めたものとしています。

地理的な事情というのは、明らかに距離が遠い、指定の学校よりも、歩く距離が近いところにある指定区域外の学校、こちらのほうに保護者の意向で明らかにそれが認められるというこ

とであれば、そういう対応をしていきたいというところを考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑および質問はありますでしょうか。

河野正博君。

○9番議員（河野正博君）

ありがとうございました。

どうも質問できませんので、私はもう2回していますから、意見だけ言わせていただきます。

私の暮らしている地域は、まさに御坂町の成田に近いところで暮らしております。御坂西小学校に通う人たちはスクールバスに乗って西小学校に行っております。

ただし、そのスクールバスのバス停からおおよそ200メートル歩けば、石和東小学校があります。それで、御坂西小学校のほうへ現在でもその小学校へ成田区の皆さんは通われているということで、それをよく聞きますと、育成会の話とか、PTAの話とか、民生委員さんの話とか、乗り換えなければいけない兄弟がおられるとか、壁がいくつもあります。

ぜひそのへんも考慮していただいて、私とすれば、今回の学区外の話のところへ、そのへんも結びつけていただいて、ぜひ東小学校へ通えるような格好でということをお願いして終わりにします。

○議長（神宮司正人君）

そのほか、関連質疑・質問はございますか。

8番、落合俊美君。

○8番議員（落合俊美君）

不登校児童生徒について、学級担任が定期的に家庭訪問を実施し、そして生活状況、学習状況などの把握に努めているという答弁でございましたけれども、学級の担任が訪問することについて、成果と、もし課題がございましたらお願いしたいと思います。

○議長（神宮司正人君）

答弁をお願いします。

手塚教育部長。

○教育部長（手塚克己君）

落合俊美議員の関連質問にお答えします。

ほとんど学校に來られていない児童生徒への対応につきましては、まず家庭への働きかけが必要になります。

そのため、学校としては、スクールソーシャルワーカーをはじめ、外部機関と連携して対応しているところです。

そのような中、教育支援センター「ステラ」等の利用や校内の別室登校、さらには教室の登校につながった例もあります。課題としては、個々の状況が一人ひとり違い、これをいかに家庭の理解と協力を得ながら、居場所や学びの場所を確保して、児童生徒の自立につなげられていくかというところになります。

今後も外部機関と連携して対応していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（神宮司正人君）

関連質疑・質問はありますか。

（ な し ）

関連質疑・質問を終わります。

次に、通告に従い、松本なつき君の質疑および質問を許可いたします。

なお、松本なつき議員から一般質問に伴いパネルの使用についての申し出があり、これを許可しましたのでご了承願います。

4番、松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

ヤード火災を教訓とした罰則強化と消防支援の制度化について。

令和7年6月、笛吹市石和町唐柏で発生した資材置き場、いわゆるヤードの火災では、無届け、無許可で運営された外国人事業者のヤードが廃タイヤ火災を引き起こし、住宅や倉庫など複数棟に被害を及ぼした。

山梨県としては、ヤードの届出に関する条例を令和6年7月に施行し有しているが、罰則は過料など軽微で実効性が弱い。制度の不備を突く事業者が放置されれば、同様の火災が再発する危険は高い。

一方で、火災発生当日の外気温は33度を超え、笛吹市の消防隊員は過酷な状況で消火活動に臨み、市民を守った。消防は市民の安全を守る存在であると同時に、彼ら自身も笛吹市の市民である。市民である消防隊を危険にさらし続ける状況を放置してはならない。

市は、今回の火災を契機に、罰則を伴う条例や市独自の制度を整え、責任逃れを許さない仕組みと消防の負担軽減を実効性ある形で制度化すべきであると考えているが、以下について市の見解を伺う。

1. 事業者への対応について

（1）外国人事業者から日本語が分からないなどと責任を回避された場合、市は通訳を介して対応するなどの考えはあるか。

（2）土地所有者と借り主、双方に責任を課す仕組みを市独自に導入する考えはあるか。

2. 条例制定と罰則強化について

（1）現行の山梨県の条例は令和6年7月に施行されたばかりであるが、罰則が軽い点を踏まえ、笛吹市独自に罰則付きの条例を制定する考えはあるか。

（2）届出義務違反や虚偽申告に対し、過料に加えて事業停止命令、改善命令など強制力を持つ措置を検討する意思はあるか。

3. 消防への支援について

（1）外気温33度を超える環境で消火活動にあたった消防隊員に対し、市はどのように評価しているか。また、支援制度の創設を考えているのか。

（2）無届け・不法ヤードが消防隊員の負担を増大させている現状について、市の認識を伺う。

（3）消防の負担を減らすことこそ市民の安全につながるという認識を私は持っているか。

以上についてお伺いいたします。

○議長（神宮司正人君）

当局の答弁を求めます。

この質問に対しては、市民生活部長、消防長の2名が答弁を行います。

まずはじめに、市民生活部長。

太田市民生活部長。

○市民生活部長（太田孝生君）

松本なつき議員の一般質問にお答えします。

まず、事業者への対応、条例制定と罰則強化についてです。

山梨県では、産業廃棄物の適正管理の促進等を目的に、令和6年7月に「山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例」を施行しました。条例第3条には、「県は、この条例の趣旨にのっとり、再生資源物の不適正な保管及び処理の防止並びに産業廃棄物の適正な管理に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と定められています。

このように、産業廃棄物の適正な管理等に関しては、県が所管していることから、今後も、県条例の運用を基本とする中で、産業廃棄物の適正な管理等が行われ、生活環境の保全や火災予防がなされるよう、県との情報共有や連携強化を図っていきます。

○議長（神宮司正人君）

次に、消防長お願いします。

鵜川消防長。

○消防長（鵜川功君）

松本なつき議員の一般質問にお答えします。

次に、消防職員への支援についてです。

消火活動に当たった職員への評価、職員に対する支援制度創設については、気温33度を超える環境下での消火活動は、過酷で危険な状況での任務遂行でしたが、消防団員などの協力も得る中で、幸い人的被害は出さずに、鎮火することができました。これは、消防職員の日ごろからの訓練の積み上げと、高い使命感を持って全力で任務に当たった結果であると考えます。

なお、消防職員は職務の一環として任務に当たっているため、支援制度の創設は考えていません。

無届け・不法ヤードが消防隊員の負担を増大させている現状については、再生資源物や産業廃棄物の保管場所で発生した火災は、大量に保管された可燃性物質へ急速に燃え広がること、長時間の消火活動による疲労が生じること、二次災害のリスクがあることなど、一般住宅の火災よりも、特殊な状況での活動となるため、消防職員の負担は大きくなります。

このため、再生資源物や産業廃棄物の保管場所で火災が発生しないよう、事業者に対する火災予防の啓発などが必要と考えます。

消防職員の負担軽減と市民の安全については、消防職員の負担軽減は、市民の安全確保に直結するものと認識しています。

特に、再生資源物や産業廃棄物の保管場所での火災は、消防職員に大きな負担となります。こうした負担の蓄積は、平時の消防・救急活動にも影響を及ぼしかねないため、消防職員が心身ともに健全な状態で職務に臨むことが重要と考えます。

消防本部では、廃棄物の監視指導等を所管する山梨県峡東林務環境事務所とも連携を強化す

る中で、再生資源物や産業廃棄物を保管する事業者への啓発活動にも努めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（神宮司正人君）

質疑および質問はありませんか。

松本なつき君。

○4番議員（松本なつき君）

ご回答ありがとうございました。

再質問はございません。

繰り返しになりますが、消防隊員は市民の安全を守る存在であると同時に、彼ら自身も笛吹市の市民です。市民である消防隊員を危険にさらし続けるような状況を放置しないようお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（神宮司正人君）

以上で、松本なつき君の質疑および質問を終了いたします。

ただいま議題になっております議案第65号から議案第113号までの49案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、9月11日から9月の25日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これに異議はございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、明日9月11日から9月25日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は、9月26日、午後1時30分より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時16分

令和 7 年

笛吹市議会第 3 回定例会

9 月 2 6 日

令和 7 年笛吹市議会第 3 回定例会

1. 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 7 年 9 月 2 6 日
午後 1 時 3 0 分開議
於 議 場

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 6 5 号 | 笛吹市職員の育児休業等に関する条例及び笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第 6 6 号 | 笛吹市職員給与条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 6 7 号 | 笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 6 8 号 | 笛吹市健康増進施設条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6 9 号 | 笛吹市学童保育室条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7 0 号 | 笛吹市水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 1 号 | 笛吹市下水道条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7 2 号 | 令和 7 年度笛吹市一般会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 9 | 議案第 7 3 号 | 令和 7 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 4 号 | 令和 7 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 5 号 | 令和 7 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 6 号 | 令和 7 年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 7 号 | 令和 7 年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 4 | 議案第 7 8 号 | 令和 7 年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 5 | 議案第 7 9 号 | 令和 7 年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 6 | 議案第 8 0 号 | 令和 7 年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 1 号 | 令和 7 年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 8 | 議案第 8 2 号 | 令和 7 年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算 (第 1 号) について |

日程第19	議案第83号	令和7年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第20	議案第84号	令和7年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第21	議案第85号	令和7年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第22	議案第86号	令和7年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について
日程第23	議案第87号	令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第24	議案第88号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第25	議案第89号	令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第26	議案第90号	令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	議案第91号	令和6年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28	議案第92号	令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第29	議案第93号	令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について
日程第30	議案第94号	令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について
日程第31	議案第95号	令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第32	議案第96号	令和6年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第33	議案第97号	令和6年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第34	議案第98号	令和6年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第35	議案第99号	令和6年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第36	議案第100号	令和6年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第37	議案第101号	令和6年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第38	議案第102号	令和6年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第39	議案第103号	令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第40	議案第104号	令和6年度笛吹市水道事業会計決算認定について
日程第41	議案第105号	令和6年度笛吹市宮春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について
日程第42	議案第106号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について
日程第43	議案第107号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について
日程第44	議案第108号	令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計決算認定について
日程第45	議案第109号	変更契約の締結について（御坂中学校校舎改築工事（建築主体）（債務））
日程第46	議案第110号	変更契約の締結について（御坂中学校校舎改築工事（電気設備）（債務））
日程第47	議案第111号	変更契約の締結について（御坂中学校校舎改築工事（機械設備）（債務））
日程第48	議案第112号	動産の取得について（御坂中学校備品購入（家具・電化製品））
日程第49	議案第113号	市道廃止について
日程第50	令和7年請願第2号	学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第51	議案第114号	令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について
日程第52	議案第115号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第53	同意第9号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第54	令和7年請願第2号	学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
日程第55	閉会中の継続審査について	

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	樋口 滝人	2番	三枝 賢治
3番	荻野 陽子	4番	松本 なつき
5番	山本 茂貴	6番	鈴木 駿一
7番	岡 由子	8番	落合 俊美
9番	河野 正博	10番	山田 宏司
11番	河野 智子	12番	荻野 謙一
13番	神澤 敏美	14番	保坂 利定
15番	古屋 始芳	16番	海野 利比古
17番	中川 秀哉	18番	渡辺 清美
19番	神宮 司正人		

3. 欠席議員

（ な し ）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	山下 政樹	副 市 長	深澤 和仁
教 育 長	望月 栄一	総 務 部 長	小林 匡
総合政策部長	小澤 宏之	会 計 管 理 者	金井 久
市民生活部長	太田 孝生	保健福祉部長	岩間 正剛
子供すこやか部長	田中 暁子	産業観光部長	河野 英明
建 設 部 長	島村 秀忠	公営企業部長	佐藤 みのり
教 育 部 長	手塚 克己	総 務 課 長	坪 寛
政 策 課 長	萩原 昭	財 政 課 長	柿嶋 信
消 防 長	鵜川 功		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	井上 博之
議 会 書 記	橘田 美穂子
議 会 書 記	小澤 卓也

○議長（神宮司正人君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の電源は切るかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定によりまして退場を命じますので、念のため申し添えます。

現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。議場内での上着の着用については、個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（神宮司正人君）

日程第1 議案第65号から日程第49 議案第113号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日9月2日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月12日、16日、17日、18日、19日の5日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第72号「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」

総合政策部企画課の審査では、移住定住促進事業、やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業について、申請の時期、方法について説明を求めたところ、「住宅が完成し、建築確認検査後、まず、山梨県建設技術センターで認定の申請を行う。次に、その認定書の写しを以て市へ申請していただき、内容の審査を行って補助を決定するという流れとなっている。なお、子育て等の加算要件に該当する世帯には、戸籍証明等の提出が必要となる。」との回答がありました。

さらに、委員より事業周知についての問いがあり、県では、この制度を策定する段階で、建築・住宅関係の事業者には周知は済んでいる。家を建てようとする段階で、建築主と事業者でどのような住宅が該当になるか話せる段階になっていると聞いているとの回答がありました。

議案第89号 「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

総合政策部財政課の審査では、委員より、令和6年度の決算状況を踏まえ、今後の財政運営の中で懸念されるのはどのような部分かとの問いに対し、歳入においては、普通交付税について、合併特例債の借入期間が令和6年度で終了した。合併特例債ほどの有利な起債はない中ではあるが、今後も、なるべく有利な起債を借りていく。歳出においては、義務的経費である、職員人件費や扶助費が増加していることが、経常収支比率を上げている要因と捉えている。しかし、将来負担比率は算出されておらず、引き続き、将来負担比率の状況を注視しながら、健全な財政運営をしていきたい。との回答がありました。

総務部管財課の審査では、事業名、庁舎等維持管理事務、11節役務費、公有財産オークションシステム利用手数料について、委員より令和6年度の実績についての問いがあり、10台の公用車を売却した。約790万円であるとの回答がありました。さらに委員から、庁舎レイアウト改修に伴う備品については、オークションにはしないのかとの問いに対し、痛みもひどく出品できる状態のものではないとの回答がありました。

市民生活部収納課の審査では、事業名、税務管理事務、償還金、利子及び割引料について、委員より、課税更正還付金、過年度分について、その主なもの、件数について尋ねたところ、全体の還付件数は956件であり、主なものは法人市民税の予定納税と確定申告に伴う還付及び修正申告によるものであるとの回答がありました。

また、19日には、改修工事中の、ももの里温泉の現地視察を行いました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第65号 「笛吹市職員の育児休業等に関する条例及び笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第66号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第67号 「笛吹市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第68号 「笛吹市健康増進施設条例の一部改正について」、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第72号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」のうち、総務部、所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第89号 「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、総務部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

総務部各支所所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

以上、総務常任委員会、委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第72号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」および、議案第89号 「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定」につきましては、各常任委員会に分割付託してありますので、3常任委員会委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第65号から議案第68号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、9月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、9月12日、16日ならびに17日、18日、19日の5日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第72号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」

子供すこやか部子育て支援課の審査では、一宮学童保育クラブの職員を増員することについて、児童に対しより丁寧に対応できる環境を整えることは良いことであるとの意見がありました。一方で、学童保育クラブは市内に11カ所あるため、他の施設においても市として現状を把握し、全ての施設で適切な対応を求めるとの意見がありました。

議案第89号 「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」では、保健福祉部福祉総務課の審査では、個別避難計画作成事業の避難支援等実施者の登録が進まないことについて、委員から、避難支援等実施者の負担感が強く、登録に結びついていないとの意見がありました。

このことについて、市では、避難支援等実施者が登録しやすいよう、個人名以外に、行政区長や民生委員などの役職名でも構わないとのこと。ひとりで背負わず、必要に応じ支援は複数で行うこと。実際、支援ができなかった場合でも、義務や責任を負うことはない。などの役割について、すでに広報紙やホームページでお知らせしています。今後も、より一層市民のご理解をいただくため、候補者の負担感を和らげ、登録に結びつくよう周知していくとの説明がありました。

子供すこやか部保育課の審査では、指定管理者制度を導入した保育所の費用対効果の検証はされているのか伺ったところ、市では、近年、指定管理者制度を導入した施設と直営の保育所の比較はまだ行っていないが、今後は比較検証し、有意義な管理体制を図っていくとの回答がありました。

委員からは、保育所の適正な運営のために必ず比較検証を行い、指定管理者制度を導入する利点を明確にしてほしいとの意見がありました。

教育委員会文化財課の審査では、八田御朱印公園管理事業について、市として文化財的価値はあるのかと伺うと、八田御朱印公園の八田家書院は、昭和36年に県の指定文化財に登録されており、現在は観光施設も兼ねて市民に利用されているとの説明がありました。

委員からは、現時点で観光施設として利用されているのであれば、文化財的意義は低いのではないかと。また、八田氏から期間を設けて土地・建物を無償で借り受け、施設の維持管理や修繕などを市が行っているが、運営方法を見直し、施設の今後の方向性を示すべきではないかとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第69号 「笛吹市学童保育室条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第72号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第73号 「令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第74号 「令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第75号 「令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第76号 「令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第89号 「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

市民生活部所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第90号 「令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第91号 「令和6年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第92号 「令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成多数で認定すべきものと決定。

議案第93号 「令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第109号 「変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第110号 「変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第111号 「変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第112号 「動産の取得について(御坂中学校備品購入(家具・電化製品))」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

審査結果の報告については以上のとおりですが、可決すべきものと決定された、議案第72号「令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について」、議案第109号「変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))」、議案第110号「変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))」および議案第111号「変更契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(機械設備)(債務))」に対して、付帯決議案が提出され、採決の結果、賛成全員で付帯決議を付することに決しましたので、以下、ご報告申し上げます。

議案第72号および議案第109号から議案第111号に対する付帯決議

御坂中学校校舎改築事業は、令和6年6月から令和7年8月20日までを工期としていたが、建築主体を請け負う施工業者から、地業、コンクリート、鉄筋および型枠といった躯体施工を請け負う下請け業者の作業員が不足しているため、人員の確保が困難であるとの理由で工期延期願の提出を受け、令和6年12月に工期終期を令和7年12月としている。

今回の工期延長は、国が示すやむを得ない工期延長事由に基づき、施工業者の責めに帰すことができない事由によるものである。

教育厚生常任委員会での審査結果は可決すべきとするものの、本件の審査において出された意見および指摘された内容をもとに、今後の建設工事の事業実施に当たっては、工事内容を十分に精査し、工事に見合った工期設定を行うよう求める。

以上決議とする。

令和7年9月26日

笛吹市議会 教育厚生常任委員会

以上、教育厚生常任委員会、委員長報告といたします。

○議長(神宮司正人君)

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第72号および議案第89号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第69号を議題といたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第73号から議案第76号を議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第73号から議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第90号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

(な し)

賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第90号は原案のとおり認定されました。

議案第91号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

(な し)

賛成討論を許します。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、議案第91号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第91号は原案のとおり認定されました。

議案第92号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

(な し)

賛成討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより議案第92号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第92号は原案のとおり認定されました。

議案第93号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり認定されました。

議案第109号から議案第112号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本4案についての委員長報告は可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第109号から議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、落合俊美君。

○建設経済常任委員長（落合俊美君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、

9月12日、16日、ならびに9月17日、18日、19日の5日間の日程により、委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第72号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」

産業観光部農林振興課の審査では、桃産地競争力強化支援事業等の補助金について、補助金の返還義務があるか、また対象者への周知はどのように行っているか尋ねたところ、実施した事業の内容が補助金の交付要件に合わない場合には返還となる、周知については、農協を通じて生産者に周知しているほか、県が農機具取扱店などへ情報を提供し、周知を図っているとの回答がありました。

建設部土木課の審査では、橋梁長寿命化事業の笛吹市内橋梁点検業務委託について詳細を尋ねたところ、国道137号バイパスの若宮交差点から河口湖方面にある6カ所の高架橋に関して5年に1度行う点検作業を、当初橋の上からの作業を予定していたが、道路管理者である県と協議した結果、橋の下からの点検を行うよう指示があり、高所作業車、交通誘導員の配置が必要となったとの回答がありました。

議案第89号 「令和6年度一般会計歳入歳出決算認定について」

産業観光部観光商工課の審査では、笛吹みんなの広場およびさくら温泉通り賑わい創出事業において、さくら温泉通りイルミネーションリース料契約期間について尋ねたところ、7年間の契約で今年度は4年目にあたると説明がありました。さらにイルミネーションに絡めた新たなイベントや事業を考えているかと尋ねたところ、温泉に入りながらのまちめぐりができる仕組みを加えたいと考えているとの説明がありました。

委員からは、冬に集客ができるよう積極的に取り組みを進めていただきたいとの意見がありました。

建設部まちづくり整備課の審査では、屋外広告物手数料について、申請をしていない広告物について調査はしているか尋ねたところ、職員が市内のパトロールを行っており、その中で申請していない広告物については申請をするよう指導している、また、すでに撤去されている広告物については除却届の提出等を求めるといった対応を行っているとの回答がありました。

議案第106号 「令和6年度笛吹市公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について」

公共下水道事業会計歳入歳出決算認定の審査において、公共下水道事業国庫補助金について、補助対象となる工事の条件について尋ねたところ、新規工事で下水道管に流れる水量が1日あたり5立方以上流れる下水道管を敷設する工事、また、マンホールポンプの更新等について、ストックマネジメント計画を策定することにより計画に沿った更新を行うことで補助金の対象になるとの回答がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第70号 「笛吹市水道事業給水条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第71号 「笛吹市下水道条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第72号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第3号）について」のうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第77号 「令和7年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算（第1号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第78号 「令和7年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」から、議案第86号 「令和7年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第1号）について」までの9案については、いずれも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第87号 「令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算（第2号）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第88号 「令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第89号 「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」

産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第94号 「令和6年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第95号 「令和6年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」から議案第103号 「令和6年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について」までの9案については、いずれも賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第104号 「令和6年度笛吹市水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第105号 「令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第106号 「令和6年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認

定すべきものと決定。

議案第107号 「令和6年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第108号 「令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計決算認定について」、賛成全員で認定すべきものと決定。

議案第113号 「市道廃止について」、賛成全員で可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第72号および議案第89号につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議案第70号および議案第71を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第70号および議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第77号から議案第88号を一括議題といたします。

お諮りします。

本12案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本12案についての委員長報告は、可決です。

本12案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第94号から議案第106号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本13案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本１３案についての委員長報告は、認定です。

本１３案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第９４号から議案第１０６号は、原案のとおり認定されました。

議案第１０７号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

（ な し ）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第１０７号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第１０７号は原案のとおり認定されました。

議案第１０８号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

（ な し ）

賛成討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第１０８号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第１０８号は原案のとおり認定されました。

議案第１１３号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより、各常任委員会に分割付託いたしました議案第72号「令和7年度一般会計補正予算(第3号)について」を議題といたし、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告はすべて可決です。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

11番、河野智子君。

○11番議員(河野智子君)

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、議案第89号「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場から討論を行います。

令和6年度の歳出総額は440億7,603万9千円となり、前年と比べ38億4,454万6千円増え、過去最高の歳出となりました。

増加の要因として、人件費、扶助費が16億197万円増えたのは、会計年度任用職員に勤勉手当を支給したこと、国の物価高騰対策による定額減税補足給付金給付事業が実施されたこと等が挙げられていますが、必要な経費であったと考えます。

普通建築事業費10億2,636万円の増加は、なごみの湯改修事業、石和中央テニスコート改修事業、御坂中学校校舎改修事業等であり、老朽化した施設の改修は必要と考えます。

そのほかにも、小中学校や保育所等給食無償化、AIデマンド交通事業などは市民の要望に応えたものであり、評価できます。

決算に対しなぜ反対かという点、第1は職員の働き方に問題があるのではないかとこの点です。

保育所や図書館など女性が多く働く職場で、正規職員と同じ時間働き、同じ仕事をしていても、会計年度任用職員として働いている職員がいます。同一労働、同一賃金という考え方から、正規職員として雇うべきと考えます。

また、ここ何年か早期退職する職員や心の不調を訴える職員が増えており、職場環境の見直しが求められていると考えます。

第2は、指定管理者制度の問題です。

指定管理者制度導入は、民間事業者や地域団体等のノウハウを活用し、より質の高いサービ

スの提供とともに、施設の維持管理費用の縮減を図るとして行われました。

公共施設への指定管理者制度導入により、質の高いサービスが提供されているでしょうか。
かえって市民サービスの低下になってはいないでしょうか。

第3は、保育所の民営化が進められていることです。

公立より私立の方が自治体負担が低いことを民営化の理由にしていますが、国は公立の負担増分は地方交付税措置をとるので負担増にならないと説明しており、民営化の理由にはなりません。

通常時には公立も私立も変わらないように思いますが、災害時や感染症流行等の非常時に公立保育所は大きな力を発揮すると思います。

第4は、物価高騰が続く中で市民への支援が足りないということです。

国は低所得者への支援を行いました。笛吹市においては、給食費無償化等、子育て世帯への支援を行いました。

しかし、物価高騰に給与や年金の上昇が追いついておらず、令和6年には後期高齢者医療保険料の引き上げなど負担は増えるばかりです。

医療介護中小事業者も物価高騰の影響を受け経営が苦しいと言いますが、支援が足りていません。

市民、中小事業者、医療介護事業所等へ支援する政策を行っていただきたいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（神宮司正人君）

次に、賛成討論を許します。

5番、山本茂貴君。

○5番議員（山本茂貴君）

煌・フォーラム21の山本でございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第89号「令和6年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から討論を行います。

令和6年度は、コロナ禍からの回復基調が続く一方で、世界情勢の緊迫化や資源価格の高騰など、依然として不確実な要素が多い中、本市は積極的な財政運営と将来を見据えた持続可能なまちづくりを目指し、着実に成果を上げてきたと理解しております。

まず、特筆すべきは、歳入確保に向けた粘り強い取り組みです。

本市は、ICT活用による窓口業務事業DX事業や、会計年度任用職員を含めた適正な組織体制構築など、効率的で効果的効果的な行財政運営を推進するとともに、歳入管理の徹底を図り、現年課税分の市税の収納率は99.1%を達成。国民健康保険税などでも非常に高い水準にあることは、財政基盤の強化に大いに貢献しているといえます。

また、ふるさと納税制度の活用を積極的に進め、寄附額が前年度を大きく上回ったことは、本市の魅力発信が実を結んだ証しであり、市民にとっても誇らしい成果です。

令和6年度決算は、歳入総額が468億8,222万円となり、前年度から10.7%増加し、過去最高額となりました。

歳入確保に向け、職員の皆さんが努力した結果が市民サービスの維持向上につながったことは言うまでもありません。

一方、歳出総額は440億7,603万円となり、前年度から9.6%増加しております。しかしながら、歳入の増加は歳出の増加を上回り、令和6年度決算は実質収支20億8,

300万円の黒字となっております。単年度収支および実質単年度収支においても、ともに黒字を確保し、さらに主要な財政指標である実質公債実質公債費比率は7.5%で、昨年度と同率、将来負担比率は3年連続で算出されませんでした。

これらの数字からも、本市が健全な財政運営を維持し、持続可能なまちづくりに向けて着実に歩みを進めていることは明らかなです。

このような財政状況を踏まえ、令和6年度は、市民の生活、教育、福祉、産業、そして防災など様々な分野において重点事業が積極的に推進されました推進されました。

中でも、将来を担う子どもたちの育成に向けた施策として、子育て世代の負担軽減を図る小中学校、保育所等の給食費無償化の継続、児童生徒の安全安心な生活を確保する御坂中学校校舎等改築、春日居地域子育て支援センター整備、御坂学童保育施設や、芦川学童保育施設整備など、子育てや教育環境の充実に向けた多くの取り組みが実施されました。

これらの取り組みは、子どもたちの健やかな成長を支え、保護者の負担軽減にもつながる重要な施策であり、安心して子育てできる環境づくりに大きく貢献していると捉えています。

また、地域経済の活性化と産業の振興に向けた施策としては、新規就農者や認定農業者の経営相談、果樹栽培技術講習会等、本市の農業の担い手を直接的に支援し、育成を図る笛吹市農業推進事業や、市内の地域振興と雇用機会の創出に向け、優良企業の立地促進を図る企業立地促進助成事業、石橋工業団地基盤整備事業、意欲ある出店者が地域で創業しやすい環境を整えるため、市内の空き店舗を利用した飲食店の新規出店に際し、補助金を交付する空き店舗活用推進補助事業など、雇用の創出、産業の活性化など、様々な側面から地域の産業を下支えする取り組みは、地域経済の確かな発展に大いに貢献するものであると思います。

さらに、地震や台風、豪雨など大規模な自然災害が懸念される中、市民の安全安心を守るための施策として、発災直後における円滑な指定避難所開設・運営に向けた全指定避難所への防災備蓄倉庫整備、住民の主体的な計画づくりを通して、地域の中で住民相互に助け合う体制をつくり、共助力を強化する地区防災計画策定の支援など、災害発生時の対応能力強化、市民の防災意識向上などに貢献し、災害に強いまちづくりが着実に進められていることは、市民の安全安心の暮らしと命を守る取り組みであると強く実感しているところでございます。

このように、令和6年度の笛吹市一般会計歳入歳出決算は、市民生活の安定と地域経済の活性化、そして将来を見据えた持続可能なまちづくりに向けて、着実に成果を上げてきたことを示すものであると考えます。

これらの成果は、山下市長のリーダーシップの下、職員の皆さんの努力により、持続可能な市政運営が図られているものであると高く評価をいたします。

今後とも、市民の皆さまに寄り添い、より良い笛吹市をともにデザインしていくため、引き続き積極的に政策を推進していただきたいと強く願っております。

以上をもちまして、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長（神宮司正人君）

討論を終結いたします。

これより、議案第89号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、全て認定です。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、議案第89号は原案のとおり認定されました。

○議長（神宮司正人君）

次に日程第50 請願第2号を議題といたします。

本件については、審査を教育厚生常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

本委員会に付託されました請願は、次のとおり決定したので、会議規則第133条第1項の規定により報告いたします。

令和7年請願第2号

令和7年6月10日付託

「学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書」については、採決の結果、採択5名、不採択0名となり、採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

請願第2号の討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、請願第2号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、請願第3号は採決の結果、採択とすることに決しました。

後ほど日程を追加し、意見書の提出について議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。

自席でお待ちください。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時36分

○議長（神宮司正人君）

再開いたします。

ただいま市長より議案2案および同意案件1件が提出されました。

また、会議規則第13条第1項の規定に基づき、議員より発議1件が提出されております。
お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

○議長（神宮司正人君）

これより日程第51 議案第114号から日程第53 同意第9号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、補正予算1件、その他の議案1件、同意案件1件、合わせて3件です。
はじめに、補正予算案です。

議案第114号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ9,100万円を追加をし、総額を512億3,984万円とするものです。

国の令和7年度一般会計予備費を活用した重点支援地方交付金の増額措置について、本市においては交付額3,236万円が示されました。

本市では、重点支援地方交付金を財源の一部として活用した市単独事業として、就業によって収入を増やすことが難しく、エネルギー食料品等の価格高騰の影響を大きく受けている高齢者を対象に生活支援給付金を給付するため、必要な経費を計上いたしました。

65歳以上の高齢者で、令和7年度の住民税が非課税である世帯に属する方を対象に、1人当たり1万円を給付します。

続きまして、その他の議案です。

まず、議案第115号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員1人の任期が令和8年3月末日をもって満了することに伴い、その候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

候補者は網倉基充氏であります。

網倉氏は再任です。

任期は令和8年4月1日から3年間です。

次に、同意第9号 「固定資産評価審査委員会委員の選任について」です。

固定資産評価審査委員会委員3人の任期が本年11月29日をもって満了することに伴い、鈴木治喜氏、返田典雄氏、佐藤直規氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものです。

返田氏と佐藤氏は新任、鈴木氏は再任であります。

任期は令和7年11月30日から3年間です。

以上、追加提案しました議案についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご意見くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

市長の説明が終わりました。

日程第５１ 議案第１１４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第１１４号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

日程第５２ 議案第１１５号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１１５号については、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第１１５号は、委員会への付託を省略することに決定いたします。

これより議案第１１５号の討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第１１５号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第１１５号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５３ 同意第９号 「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終局いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第９号については、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第9号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより同意第9号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第9号は、原案のとおり同意することに決しました。

なお、ただいま同意されました反田新固定資産評価審査員および佐藤新固定資産評価審査員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

返田典雄君、佐藤直規君の入場を許します。

(入 場)

返田典雄君、佐藤直規君に申し上げます。

ただいま議題となりました固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意されたことをご報告いたします。

それでは、まず、返田典雄君の発言を許します。

○固定資産評価委員会委員（返田典雄君）

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま笛吹市固定資産評価審査委員会の委員選任の同意をいただきました返田典雄です。

このたびは、固定資産評価審査委員という重要な役割を担わせていただくことになりました。これまで培ってきた経験を生かし、公正かつ公平な審査に当たり、市民の皆さまの信頼に応えられるよう全力を尽くしてまいりますので、今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（神宮司正人君）

次に、佐藤直規君の発言を許します。

○固定資産評価委員会委員（佐藤直規君）

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、笛吹市固定資産評価審査委員会の委員選任の同意をいただきました、佐藤直規です。よろしくお願いいたします。

今回、固定資産評価委員という重責を担わせていただくこととなりました。職務の遂行に当たっては、常に公平不偏の態度を持ち、誠心誠意取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

返田典雄君、佐藤直規君の退場を求めます。

（ 退 場 ）

ご苦労様でした。

○議長（神宮司正人君）

日程第５４ 発議第３号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

神澤敏美君。

○１３番議員（神澤敏美君）

発議第３号

令和７年９月２６日 提出

笛吹市議会議長 神宮司正人殿

提出者 笛吹市議会議員 神澤敏美

賛同者 同 山田宏司

同 落合俊美

学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバードロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めるため、本意見書を提出するものである。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（神宮司正人君）

お諮りします。

本案については、質疑・討論および会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第３号は質疑および委員会付託を省略することに決定いたしました。

発議第３号の討論を行います。

反対討論を許します。

（ な し ）

賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、発議第３号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、所管の委員会において、議案第114号の審査をお願いいたします。

なお、建設経済常任委員会の各位および関係以外の執行部の皆さま方はお待ちをいただき、委員会の審査が終了いたしましたら再開をしたいと思います。

よろしくお願いします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時21分

○議長（神宮司正人君）

それでは再開をいたします。

議案第114号を議題といたします。

先ほど総務常任委員会および教育厚生常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山田宏司君。

○総務常任委員長（山田宏司君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本議会において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開催し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第114号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」のうち、総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

次に、教育厚生常任委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

本日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、委員会を開催し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第114号 「令和7年度笛吹市一般会計補正予算（第4号）について」のうち、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（神宮司正人君）

以上で、教育委員会常任委員長の報告は終わりました。

議案第１１４号の討論を行います。

はじめに、反対討論を許します。

（ な し ）

次に、賛成討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第１１４号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第１１４号は原案のとおり可決されました。

○議長（神宮司正人君）

日程第５５ 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

山下市長。

○市長（山下政樹君）

令和７年笛吹市議会第３回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、９月２日から本日まで２５日間の日程で開催をされました。

議員各位におかれましては、慎重な審議を努めていただき、感謝を申し上げます。

本会議および各委員会においていただいた様々なご質問については、市政推進のため生かしてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

９月２３日、「第７８回山梨県体育祭」の全日程が終了し、閉会式が行われました。

本市では、ライフル射撃、卓球女子、バレーボール女子、バウンドテニス男子、ターゲットバードゴルフ男子、ターゲットバードゴルフ女子、相撲、弓道女子の合計８種目において優勝を飾り、総合２位となりました。

選手の皆さまの健闘を称えるとともに、関係者のご支援、ご協力に感謝を申し上げます。

１０月１８日から市内各地において文化祭が開催されます。

１０月１８日１９日は石和町、１０月２５日、２６日は御坂町、八代町、境川町、１１月２日、３日は一宮町、１１月８日、９日は春日居町において、文化協会による芸能の発表や作品の展示などが行われます。市民の皆さまの文化芸術活動の成果をお楽しみください。

10月29日から11月30日まで、春日居郷土館では、笛吹市春日居町にゆかりのある作家、辻邦生氏の生誕100年を記念した特別展を開催いたします。

辻邦生は学習院大学においてフランス文学の教授を務める傍ら、緻密な構成と巧みな語りにより、古今東西の歴史を題材とした物語を執筆した作家であり、このたび、学習院大学史料館の協力を得て、自筆原稿などの貴重な資料の展示を行います。

期間中には著書「銀杏散りやまず」を題材とした朗読会や講演会、辻邦生ゆかりの地を巡るツアーの開催を予定しております。

ぜひ、多くの方にお越しいただきたいと思います。

11月1日から30日までの間、毎日午後6時から、境川町の藤壘の滝、大窪いやしの杜において、「星空ミュージアム」を開催いたします。

例年10月に開催していましたが、今年は公園内の木々の紅葉も楽しんでいただけるよう、開催時期を変更しました。

11月1日、2日には地域の特産品などの販売を予定しており、2日においては石和温泉郷の芸妓の皆さまによる演舞のステージも予定しています。

色とりどりの紅葉に包まれました彫刻と和傘が美しくライトアップされる星空の下に浮かび上がる幻想的な光景を、ぜひ皆様にご覧いただきたいと思います。

11月9日には、第46回川中島合戦戦国絵巻を開催いたします。

今年は武田信玄役に俳優の神保悟志さん、上杉謙信公約に俳優の寺島進さんにご出演をいただき、俳優ならではの勇壮な姿を楽しんでいただける演出を予定しております。

武田、上杉、両軍入り乱れての総力戦に加え、運動会形式による戦いや米沢藩古式砲術保存会の皆さまによる迫力ある砲術披露、山梨県弓道連盟の皆さまによる弓隊の演舞など、様々な演出を予定しております。

参加される方はもちろん、ご覧いただける方々にも一層楽しめる内容となっていますので、ご期待をください。

市では、行政区を単位として、地域の特性に合わせた災害発生時の自助共助の活動内容を住民が主体となってまとめる地区防災計画の作成支援を行っています。

これまで各地区の区長会に出席をし、作成を促していますが、まだ作成に至っていない行政区が多くあります。

市では、果樹出荷等が落ち着く秋から年度末にかけて、地区防災計画の作成支援にさらに力を入れて取り組みますので、各行政区におかれましては、この機会に「地区防災計画」を作成いただきたいと思います。

また、議員の皆さまにおかれましては、地元行政区の計画の作成状況をご確認いただき、作成に至っていない行政区には働きかけを行っていただきますようお願いを申し上げます。

市では、本市を支えている柱の一つである「温泉」の持つ力を改めて見つめ直し、果樹や四季折々の自然など、様々な地域資源と掛け合わせた、市の魅力を高めたく、市営温泉4施設の改修に当たり、「風林火山」を改修のコンセプトに、それぞれの施設の魅力を引き出すよう改修を行っています。

なごみの湯のテーマは「風」です。心地よい風が通り抜け、訪れる方が心穏やか、そして安らぎを感じられる施設を目指し、令和6年6月から実施してきました改修工事がこのほど完成をしました。昨日、市議会からご臨席をいただく中で竣工式を終え、10月1日にリニューアル

ルオープンを迎えます。

入り口からつながるロビーは、訪れた方々の心が穏やかになるよう、木漏れ日を思い起こすような緑と白のカーペットに改めました。

浴室は改修以前から人気が高かった、湯温を体温と同じに設定し、高いリラックス効果があるとされている湯船を拡張しました。

また、大浴場を利用できない乳幼児や、入浴に介助が必要な方であっても、本市の温泉を満喫できるよう新たに「家族風呂」を設けました。

今後は、市内のホテル旅館に宿泊される方で、家族風呂での利用を希望される方について、なごみの湯の家族風呂をご案内するなど、官民で連携して市営温泉施設を活用していきたいと考えています。

ほかにも、トイレの段差解消や授乳スペースの確保など、全ての利用者が快適に温泉を満喫できる施設を目指し、改修を行っていましたので、多くの皆さまにご利用していただきたいと思いをします。

いちのみやものの里温泉のテーマは「林」です。林の持つ「静寂」、「癒される空間」をイメージし、秘湯をコンセプトに改修工事を実施しています。

令和7年8月末現在で工事建築工事の進捗率は51%、機械設備工事は27%、電気設備工事は22%です。計画どおりに進捗しており、今後は指定管理者の選定や備品の発注などを進め、令和8年4月1日にリニューアルオープンの予定です。

みさかの湯のテーマは「火」です。火の持つエネルギッシュなイメージを反映し、サウナ設備の充実など、市民の皆さんはもちろんのこと、観光客を含めた多くの方々に利用していただける施設を目指してまいります。

現在、令和7年9月までを工期とし実施設計を進めており、令和8年4月1日から施設を休館をし、令和9年春のリニューアルに向けて取り組んでいきます。

やまゆりの湯のテーマは「山」です。山の持つ「生命」「不動」というイメージを反映し、福祉の増進という施設の目的を変えることなく、幅広い層に楽しんでもらえる施設を目指します。

令和7年10月1日から令和9年3月まで施設を休館をし、温泉棟の敷地内への建て替えなどの大規模改修を行います。令和9年4月のリニューアルオープンを目指し、取り組みを進めていきます。

結びに、今年6月から8月まで全国の平均気温が統計開始以来最も高くなるなど、連日の猛暑となりました。

9月に入ってから厳しい暑さが続き、彼岸を過ぎたころからやっと秋の気配を感じ始めたところです。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、引き続き本市の発展のため益々ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（神宮司正人君）

以上をもちまして、令和7年笛吹市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時37分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	井 上 博 之
議 会 書 記	橘 田 美 穂 子
議 会 書 記	小 澤 卓 也